

令和7年(ヨ)第941号

不動産処分禁止仮処分命令申立事件

訂正申立書

— 裁判所事務連絡(令和7年12月22日付)に
対する — 完全回答 —
— 本件の全体構図と法的分析の総括 —

令和8年1月14日

大阪地方裁判所第1民事部保全係 御中

債権者

住所:奈良県天理市杉本町179-17萬玉組様方

名称:株式会社豊

代表者:代表取締役社長 三村 勝美



債権者代理人

住所:東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名:吉田 晟二

電話:090-2770-2346

【本書の核心 — 二つの「誤解」を解く】

■ 誤解①: 甲 3 号証の請求書は「暴利」「権利濫用」である

→ 真実: ㈱豊は債権額の 15% しか受け取らない。

不良債権売却の相場 (1~5%) と比べ破格に良い条件。

■ 誤解②: エスリード・三菱 UFJ 銀行は「善意の第三者」である

→ 真実: 建築確認申請もない土地に 13 億円の仮登記を設定。

調査義務違反 = 重過失 = 悪意。

【本件の社会的意義】

この取り組みは「日本を豊にする」正義の大義である。

下請けいじめを許さない。弱者を救済する。それが本件の使命である。



【目 次】

【第1部：詐欺行為と悪意の証明】

第1章 事実関係の整理(前提の訂正)

第2章 【図解】なぜ「資産隠し(詐欺行為)」と言えるのか？

第3章 【図解】エスリードの「悪意」を証明するロジック

第4章 【図解】「13 億円の仮登記」という極悪な手口

第5章 「郵便物の受取拒否」の証拠能力について

第6章 まとめ：全ロジックの統合

【第2部：事件の経緯と被害】

第7章 時系列(犯罪の連鎖構造)

第8章 株豊の被害(二重の被害者)

第9章 「建築確認申請なし」の決定的意味

第10章 エスリード・銀行の責任(すべての弁解を否定)

第11章 結論(第1部)



【第3部:甲 3 号証の真実 — 「暴利」という誤解を解く】

第 12 章 孤立無援 — なぜ独立採算制しか選択肢がなかったのか

第 13 章 「15%バック」の真実 — 弱者救済システムの正体

第 14 章 「利息」ではなく「成果報酬」である法的根拠

第 15 章 下請法の構造的欠陥と本件の社会的意義

第 16 章 「日本を豊にする」— 正義の大義

第 17 章 最終結論



【第1部】詐害行為と悪意の証明

第1章 事実関係の整理(前提の訂正)

まず、裁判官に予断を持たせないよう、事実を正確に伝えます。

事故の正体	クレーンではなく「解体用大型重機(油圧ショベル)」の転倒事故
現場の現状	廃棄物の山はなく、「一見きれいな更地(駐車場)」になっている
★ここが重要	だからこそ、素人には分からない「見えない瑕疵(心理的瑕疵・争訟の履歴)」の調査がプロには求められる
廃棄物の所在	22km 離れた県外(奈良)に飛ばされている
紛争の可視化	現場はきれいだが、公文書である「和解調書」や「受取拒否」によって、揉めていることは証明できる



第2章 【図解】なぜ「資産隠し(詐害行為)」 と言えるのか？

～「お金を作るために高く売っただけ」という言い訳を
粉碎する～

相手方は必ずこう言います。「借金を返すためにお金を
作りたかったから売ったんだ。隠すつもりはない」
と。

しかし、「行動の順序」を見れば、それが嘘であること
は明白です。

【正常な売却(返済目的)】

[請求書到着] → [開封・確認] → [土地売却] →
[現金化] → [債権者へ支払い]

(売る前に話し合うか、売った金で払うのが通常)



【本件の動き(資産隠し)】

1.【拒絶】(令和 7 年 6 月)

債権者(豊)からの請求書を「受取拒否」!

★意味:中身も見ない=「1 円も払う気がない」ことの確定

2.【売却】(その直後)

唯一の「目に見える資産(土地)」をエスリードへ売却

3.【不可視化】(洗淨)

土地(登記でバレる・差押え簡単)⇒ 現金(隠せる・送金できる)へ変換

4.【結論】

「受取拒否」の後に「換金」している以上、その金が債権者への支払いに回るはずがない。

これは「返済原資を作るため」ではなく「強制執行を逃れるための隠匿」である。



【法的分析(裁判所への主張)】

「債務者は、本件売却に先立ち、債権者からの請求書等の受領を頑なに拒否している(甲 30 の2号証)。弁済の意思があるならば債務額を確認するのが通常であり、受取拒否は『対話拒絶』および『支払拒絶』の意思表示に他ならない。支払う気がない者が、唯一の不動産を売却して金銭に換える行為は、強制執行を困難にする目的での『責任財産の隠匿』と推認されるのが相当である」



第3章 【図解】エスリードの「悪意」を証明するロジック

～現場が更地でも「調査義務」からは逃げられない～
現場がきれいな駐車場だからといって、プロが「何も問題ない土地だと思いました」と言うことは許されません。

【プロが見るべき「見えない瑕疵」】

[エスリード(上場企業・プロ)の視点]

｜ 現地調査に行きました

↓

[現場]「おっ、きれいな更地(駐車場)だ。ゴミもない。ヨシ！」

｜

｜ ★ここで終わるのが「素人」

｜ ★ここで終わってはいけないのが「プロ(宅建業者)」

↓

【デューデリジェンス(詳細調査義務)】

① 過去の履歴調査 → 検索すれば「重機転倒事故



(ニュース)」が出てくる

② 心理的瑕疵・事故情報の調査 → 「大島てる」や
近隣聞き込みで情報は出る

↓

【結論】「ニュースになるほどの事故物件」を調査せず、

または知っていて無視して買った＝「重過失(悪意
と同視)」

【法的分析】

・心理的瑕疵の調査義務：上場企業が大阪ミナミの
繁華街の土地を買う際、自殺・他殺・事故等の「心
理的瑕疵」の調査を行わないことはあり得ない。

・過失の認定：「知らなかった」と主張しても、「プロ
なら調査すれば容易に知れたはずだ。調査しなかつ
たこと自体が落ち度(過失)」＝「過失ある第三者の
法理」

・和解調書の存在：和解協議書という明文化し
た公的証拠があるのに確認しなかったことは、
違法の過失になる。



第4章 【図解】「13 億円の仮登記」という極悪な手口

～なぜこれが「詐害性」を補強するのか～

単に売っただけでなく、異常な担保がついている点が「グル」である証拠です。

【通常の取引】

土地の価値(例えば 5 億円)に対して、実際の融資額(5 億円)の抵当権がつく。

【本件の異常な登記】

[土地(価値:約 1 億 4 千万円)] → 三菱 UFJ 銀行の仮登記【13億円】！！

- ・土地の評価額に対して約 9.3 倍(オーバーローン)
- ・まだ「仮登記」という不安定な状態
- ・建築確認申請すら出ていない(R7.12.8 大阪市確認)

↓



【狙い】★「諦めさせるための力カシ」として機能
エスリードと銀行が結託して「誰も手出しできない
要塞」を作り上げた疑い

【法的分析】

この「13 億円」という数字が土地の実勢価格とかけ
離れている場合、「通謀虚偽表示(民法 94 条)」や
「詐欺的な担保設定」である可能性が高い。この異
常な数字こそが「エスリードも事情を知って協力し
ている(悪意)」という強力な状況証拠。



第5章 「郵便物の受取拒否」の証拠能力について

Q. 「郵便物の受取拒否」はコピーの写しですが大丈夫ですか？

A. はい、全く問題ありません(むしろ強力です)。

- ・証拠能力：裁判所では、通常は「写し(コピー)」に「甲第○号証」と赤字で書いて提出する。原本提出は求められた場合のみ。
- ・信用性：郵便局が貼った「受取拒否」の付箋やスタンプ、お問い合わせ番号は「いつ、誰が、拒絶したか」を客観的に証明する公的な記録に準ずるもの。
- ・提出時の記載：「本状の受取拒否により、債務者の対話拒絶の意思が確定した」と明記。



第6章 まとめ:全ロジックの統合

以上の論理を、一つの主張として繋げます。

動機 (OAK)	請求書を受取拒否した時点で、支払意思がないことは確定
行為 (OAK)	その直後に唯一の資産(土地)を売却、捕捉困難な現金に変えた(=資産隠匿)
悪意(エスリード)	プロとして「重機転倒事故」「係争」を調査すべき義務あり。それを怠った(=重過失)
共謀の痕跡	「13 億円の仮登記」を設定し、外部からの差押えを封じようとしている

【結論】

よって、この売買契約は正当な取引ではなく、債権者(豊)を害するための詐害行為であり、取り消されなければならない。



【第2部】事件の経緯と被害

第7章 時系列(犯罪の連鎖構造)

R3.4.3	甲 24 号証:32 戸マンション新築工事計画書作成(9 階建・施工床面積 1,908 m ²)
R3.5.12	(株)豊・OAK 彌榮間で工事請負契約締結(内装解体・足場設置等)
R3.5.17	OAK 彌榮・クリンクリンナラ間で躯体解体契約(特約:アスベストなら 1 億円)
R3.5.17	甲 29 号証:(株)豊への新築工事発注の基本合意(実印押印あり)
R3.7.16	【事故発生】大型油圧ショベル転倒、高圧電線切断、島之内 2 丁目全域停電。報道多数。
R3.7~	【不法投棄開始】約 2,350 トンのアスベスト含有廃棄物を奈良県生駒市に搬出後放置
R5.5.31	建物滅失登記(事故から 2 年後の異常に遅い登記)



R7.6.26	【決定的証拠】OAK 彌榮が(株)豊からの請求書を受取拒否
R7.11.26	【異常な登記】エスリード・三菱 UFJ が 13 億円の抵当権仮登記を設定
R7.12.8	【重大発見】大阪市調査：建築確認申請なし。13 億円の根拠崩壊。



第8章 (株)豊の被害(二重の被害者)

(株)豊は、以下の2つの被害を受けた「二重の被害者」である。

項目	【被害①】建設工事代金	【被害②】新築工事の逸失利益
金額	契約金額:2,420万円	推定3億6,000万円～5億円
内訳	受取済み:200万円	甲29号証:実印押印の基本合意
残債権	残債権額:2,220万円+損害金等	甲24号証:32戸マンション計画
状況	工事完了済み	建築費8～10億×利益率45～50%
確定日	R7.6.26 受取拒否で支払拒否確定	

【独立採算制による未収金回収業務委託契約について】

(株)豊は、下請け未収金の回収業務について、萬玉組代表吉田晟二と

独立採算制の回収業務委託契約を締結している



(甲 3 号証参照)。

■ 報酬体系(完全成功報酬型・出来高制)

- ・基本報酬:未収金額+年 109.5%複利(毎年元本繰り入れ)
- ・弁護士監修費+税務申告監修費:15%
- ・外注協力費(10 社程度):35%

■ 萬玉組への支払前控除事項

- ・(株)豊の一般管理費:15%
- ・国税・社会保険料・地方税の延滞損害金
- ・下請けへの支払い

■ 109.5%の報酬率について(市場価格としての相当性)

本件の 109.5%は、金銭消費貸借における利息ではなく、

回収業務の成果報酬を算定するための係数である。

着手金ゼロ・完全成功報酬型であり、回収ができない限り報酬は発生しない。



第9章 「建築確認申請なし」の決定的意味

【重大な新証拠】

令和7年12月8日、債権者側(株式会社豊 同代表取締役担当者 吉田晟二)が
大阪市役所に調査に赴いたところ、
本件土地に関する建築確認申請は出ていないことが判明した。

この事実は、13億円の仮登記が「将来の建物価値」を
根拠にできないことを決定的に証明する。

【論理構成】三段論法

【大前提】	プロジェクトファイナンスで「将来の建物価値」を担保評価するには、少なくとも建築確認申請が必要である
【小前提】	本件では、令和7年12月8日時点で建築確認申請の予定すらなかった(大阪市への調査で確認済み)
【結論】	したがって、13億円の仮登記には「将来の建物価値」を評価に含める正当な根拠が存在しない



第10章 エスリード・銀行の責任(すべての弁解を否定)

エスリード・三菱 UFJ 銀行がどのような弁解をしても、責任を免れることはできない。

【弁解パターン 1】「知らなかった」「聞いていなかった」

【反論】

- ・上場企業・宅建業者・銀行には調査義務がある(善管注意義務・民法 644 条)
 - ・「知らなかった」は調査義務違反＝重過失
 - ・Google 検索で報道記事は即座に発見可能(甲 9 号証)
 - ・和解協議書の公的証拠があるのに確認しなかったのは違法の過失
- 重過失＝悪意とみなされ、民法 424 条 1 項ただし書の保護を受けられない

【弁解パターン 2】「だまされた」「OAK 彌榮が悪い」



【反論】

- ・プロの宅建業者が「だまされた」は通用しない
 - ・DD 義務は「だまされないために行う」もの
 - ・将来マンション購入者から瑕疵追及されても「売主に言え」とは言えない
- 調査義務違反の責任は残る

【弁解パターン 3】「13 億円は事業計画(建築費込み)の金額」

【反論】

- ・建築確認申請すら出ていない(R7.12.8 大阪市確認)
 - ・建築確認なしで「将来の建物価値」を担保評価することは不可能
 - ・「事業計画を知っていた」=「(株)豊との契約関係も知っていた」ことを自白
- 「事業計画込み」弁解は、むしろ悪意を証明することになる

【弁解パターン 4】「適正な取引だった」「相当



な対価を支払った」

【反論】

- ・不法投棄の廃棄物(2,350 トン)の適正処理費用は約 3 億円
 - ・この「負の遺産」を考慮すれば、土地の実質価値はゼロ以下
 - ・「適正な取引」なら、なぜ調査しなかったのか説明がつかない
 - ・「隠匿意思」「悪意」があれば民法 424 条の 2 でも取消し対象
- 「適正な取引」弁解は、不法投棄の事実により完全に崩壊

【弁解パターン 5】「善意の第三者である」

【反論】

- ・上場企業・宅建業者・銀行は「素人」ではない
 - ・調査義務違反＝「重過失」、重過失は悪意と同視(最判平成 8 年 10 月 29 日等)
- 「善意の第三者」の保護を受ける資格がない



第11章 結論(第1部)

エスリード・三菱 UFJ 銀行に逃げ道はない

【結論 1】建築確認申請もない段階で、土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の
仮登記を設定したことは、通常の銀行審査基準を著しく逸脱している。

【結論 2】「知らなかった」「だまされた」「事業計画込み」「適正な取引」
「善意の第三者」いずれの弁解も成立しない。

【結論 3】エスリード・三菱 UFJ 銀行は、OAK 彌榮の詐欺行為に加担した
共同不法行為者であり、民法 424 条に基づく詐欺行為取消権の対象となる
「悪意の受益者」に該当する。

【結論 4】本件は「黒以外にない」。すべてのパターンを検討しても、
エスリード・三菱 UFJ 銀行の責任は免れない。



【第3部】甲 3 号証の真実 —「暴利」という誤解を解く

【この章の目的】

甲 3 号証(請求書)を見た方の中には、
「年 109.5%の複利？ 暴利ではないか！」
「権利濫用」「信義則違反」「公序良俗違反」ではないか？
と感じる方がいるかもしれない。

しかし、それは誤解である。

本章では、なぜこのシステムが「暴利」ではなく「弱者救済」であるのか、
なぜ「権利濫用」ではなく「正当な成果報酬」であるのかを、
日本の皆様の脳にしみこむように、丁寧に説明する。



第12章 孤立無援 — なぜ独立採算制しか選択肢がなかったのか

【衝撃の事実：誰も助けてくれなかった】

㈱豊は、機材を窃取された被害者である。
しかし、助けてくれる者は誰もいなかった。

- ・警察 → 逆に㈱豊の関係者を逮捕(後に不起訴)
- ・弁護士 → 引き受けを拒否(「危険すぎる」「勝てない」)
- ・行政 → 具体的な支援は得られなかった
- ・暴力団 → 当然、敵

「自分を信じる以外、すべてが敵」という状況だった。

【平成 25 年 9 月 30 日頃の事件 — 孤立無援の始まり】

■ 事件の概要

㈱豊のリース機材(油圧ショベル等)が、



山口組・弘道会の構成員によって窃取された。

■「助けを求めた」が、誰も助けてくれなかった

【警察への相談】

- 逆に(株)豊の関係者(吉田晟二)が逮捕された
- 結果は不起訴(つまり無実だった)
- 押収した証拠(録音テープ)は返還されず、滅失の疑い

【弁護士への依頼】

- 反社会的勢力が相手という理由で、引き受けを拒否される
- 「危険すぎる」「勝てない」と断られ続けた

【行政への相談】

- 具体的な支援は得られなかった

【なぜ「独立採算制」なのか】

普通の弁護士は引き受けない。



普通の債権回収会社も引き受けない。

「鉄砲を撃ってくる相手」との戦いだから。

引き受けてくれる者がいたとしても、

「成功した場合にだけ報酬を払う」という契約でなければ、

㈱豊は費用を払い続けて破産してしまう。

だから「独立採算制・完全成功報酬型」が必要だった。

回収できなければ、受託者(萬玉組)の報酬はゼロ。

全てのリスクを萬玉組が負担する構造である。



第13章 「15%バック」の真実 — 弱者救済システムの正体

【核心: 株豊は債権額の15%を受け取る】

萬玉組が回収に成功した場合:

回収額 100% のうち



萬玉組の取り分: 85% (成功報酬)

株豊への還元: 15% (バック)

つまり、株豊は「難題の債権を15%で買い取ってもらった」と同じ。

★ これが「暴利」に見えるだろうか? ★

【債権回収業界の相場との比較】

■ 不良債権の売却相場(日本)

銀行が不良債権を債権回収会社(サービサー)に売却する場合:

・買取価格: 債権額の1~5%程度が一般的



・10%を超えれば「良い条件」とされる

なぜこんなに安いのか？

- 回収の見込みが低いから
- 回収にコストがかかるから
- 回収できなければ全損だから

■ 本件の場合:15%バック

(株)豊は、債権額の15%を受け取る。

これは、不良債権売却の相場(1~5%)の3倍以上。

★ むしろ「破格に良い条件」である ★



【債権処理方法の比較表】

処理方法	債権者の取り分	リスク負担者	難易度
不良債権売却(一般)	1～5%	買取業者	通常の不良債権
不良債権売却(優良案件)	5～10%	買取業者	回収見込みあり
本件(萬玉組)	15%	萬玉組	暴力団相手・超困難
自力回収(断念)	0%	債権者	不可能



【アメリカの未収金会社(コレクションエージェンシー)との比較】

アメリカでは、未収金回収を専門とする会社が多数存在する。

■ 一般的な報酬体系

- ・医療費の未収金:回収額の 25~50%が報酬
- ・消費者ローンの未収金:回収額の 30~50%が報酬
- ・古い債権(1年以上):回収額の 50%以上が報酬

■ 本件との比較

- ・本件:萬玉組の取り分は 85% (株豊へ 15%バック)
- ・しかし、相手は暴力団。回収難易度は桁違いに高い。

★ この難易度を考えれば、85%は「高すぎる」とは言えない ★



第14章 「利息」ではなく「成果報酬」である 法的根拠

【最も重要なポイント:これは「借金の利息」ではない】

「年 109.5%」と聞くと、多くの方は
「それは暴利だ」「出資法違反では？」と感じるかもしれ
ない。

しかし、本件の 109.5%は、
お金を貸し借りする「金銭消費貸借契約の利息」で
はなく、
回収業務という「仕事の成果報酬を計算するための
算定式」である。

【「利息」と「成果報酬」の決定的な違い】

項目	【誤解】金銭消費貸借の利息	【本件】回収業務の成果報酬
契約の性質	お金を借りる契約(元本返還義務あり)	仕事を依頼する契約(元本返還義務なし)



法規制	利息制限法・出資法の規制対象	利息制限法・出資法の対象外
支払い条件	借りたら必ず元本+利息を返す	回収失敗なら報酬ゼロ(着手金なし)
リスク	貸した側のリスクは低い	受託者が全リスクを負担

【たとえ話①】弁護士の成功報酬との比較

交通事故で1億円の賠償金を勝ち取った弁護士に、
成功報酬として3,000万円(30%)を支払うことがあります。

これを「年利30%の暴利だ!」とは誰も言いません。

なぜなら、これは「仕事の対価」であり「借金の利息」ではないからです。

本件も同じ構造です。



【たとえ話②】山岳救助隊への謝礼

雪山で遭難した人を救助するのに、
民間救助隊に数百万円を支払うことがあります。

これは「命を救う」という極めて困難で危険な仕事
への対価です。

本件の回収業務も、通常の業者が拒否するような
危険で困難な仕事であり、
それに応じた報酬が設定されています。

【たとえ話③】刑務所 5 年のリスクを負う仕事

本件では、受託者である萬玉組の吉田晟二が、
自らを被告発人に含めて自首しています。

廃棄物処理法違反の刑罰は「5 年以下の懲役」。

つまり、自分が 5 年間刑務所に入るかもしれないリ
スクを負いながら、



この問題を解決しようとしているのです。

このような「命がけ」「自由を賭けた」仕事の対価として、
通常の仕事と同じ報酬で良いはずがありません。



第15章 下請法の構造的欠陥と本件の社会的意義

【下請法の構造的欠陥 — なぜ「踏み倒し」が横行するのか】

現行の下請法には、決定的な欠陥がある。

「払わなければ、公正取引委員会から行政指導が来る。

しかし、刑罰はない。払わなくても儲かる。」

これが、大企業による下請けいじめが横行する根本原因である。

【現行制度の限界】

制度	効果	限界
下請法(公正取引委員会)	行政指導	刑罰なし。踏み倒しても利益が出る
民事訴訟	支払い命令	数年かかる。弁護士費用で赤字になることも



刑事告訴	詐欺罪など	立証困難。検察は動きにくい
------	-------	---------------

【本件システムが是正する「逆転構造」】

■ 現状(強者有利の構造)

- ・払わない → 行政指導で済む → 払わなくても儲かる
- ・裁判を起こされても → 何年も引き延ばせる → 相手が諦める

■ 本件システム導入後(公正な構造)

- ・払わない → 109.5%複利で膨らむ → 払わないと損する
- ・裁判を起こされる → 確実に負ける → 早く払った方が得

【結論】本件システムは、「強者の論理」を「公正な論理」に変える装置である

【本件が持つ社会的意義 — 単なる損害金ではな



い「正義の大義」】

本件は、単なる「お金の問題」ではありません。
以下の社会的課題への先例となる重要な事件です:

【廃棄物問題】アスベスト含有廃棄物の不法投棄を
放置すれば、

周辺住民の健康被害につながる

【環境問題】熱海土石流災害のように、違法な廃棄
物投棄は人命に関わる

【建設業の未払い問題】中小建設業者が大企業の
未払いに

泣き寝入りする構造的問題

大きな金額だからこそ問題になり、解決されれば教
訓になります。

これは正義の大義なのです。



第16章 「日本を豊にする」— 正義の大義

【「豊」という社名に込められた意味】

株式会社豊の前身は「萬玉興業株式会社」である。

令和元年 11 月、長年にわたり会社を支えてきた取締役・三村豊氏の

退任に際し、その功績と志を永く継承するため、「萬玉興業株式会社」から「株式会社豊」へと商号変更した。

「豊」という一字には、三村豊氏への敬意とともに、

- ・実が多いこと
- ・満ち足りていること
- ・繁栄していること

という意味が込められている。

(株)豊のミッションは、文字通り「日本を豊にする」ことである。

【本件が実現する「日本を豊にする」三つの柱】



■ 第一の柱:弱者救済

- ・下請けいじめに苦しむ中小企業を救う
- ・泣き寝入りしていた被害者に声を上げる手段を与える
- ・「払わなくても良い」という社会の歪みを正す

■ 第二の柱:環境保全

- ・不法投棄されたアスベスト廃棄物の適正処理を実現
- ・周辺住民の健康被害を防ぐ
- ・「環境犯罪は割に合わない」という社会規範を確立

■ 第三の柱:公正な社会

- ・強者が弱者を踏みにじる構造を許さない
- ・「払わない方が得」という逆インセンティブを是正
- ・法の下での平等を実現する

【「弱者いじめ」ではない —「弱者救済」である】



本件システムを「弱者いじめ」と見る向きがあるかもしれない。

しかし、それは事実の逆である。

■ 本件の構図

【被害者・弱者】(株)豊 ← 機材を窃取され、工事代金も踏み倒された

【加害者・強者】山口組・弘道会、OAK 彌榮、エスリード、三菱 UFJ 銀行

■ 結論

本件は「強者が弱者をいじめた」事件であり、
本件システムは「弱者が強者に立ち向かう」ための
唯一の手段である。

これを「弱者いじめ」と呼ぶのは、被害者と加害者
を取り違えている。



第17章 最終結論

【最終結論：本件は「黒以外にない」】

■ 詐害行為について

- ・OAK 彌榮は請求書を受取拒否した後に土地を売却 → 隠匿目的は明白
- ・エスリード・三菱 UFJ 銀行は調査義務を怠った → 重過失＝悪意
- ・建築確認申請なしで 13 億円の仮登記 → 異常な取引

■ 甲 3 号証について

- ・109.5%は「利息」ではなく「成果報酬の算定式」 → 出資法違反ではない
- ・(株)豊は 15%しか受け取らない → 不良債権売却より良い条件
- ・孤立無援の中で唯一の選択肢だった → 権利濫用ではない

■ 社会的意義について

- ・下請けいじめを許さない → 弱者救済
- ・不法投棄を許さない → 環境保全



・「払わなくても得」を許さない → 公正な社会の実現

【結論】本件は「日本を豊にする」正義の大義である。

【裁判所への最終請求】

以上の理由により、債権者は以下を請求する：

1. 本件土地の処分禁止仮処分命令の発令
2. OAK 彌榮からエスリードへの土地売買契約の詐害行為取消し
3. 株豊の正当な債権の保全

本件は「黒以外にない」。

すべてのパターンを検討しても、

エスリード・三菱 UFJ 銀行の責任は免れない。



裁判所におかれては、正義の実現のため、
本申立てを認容されるよう強く求める。

添付書類

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 証拠説明書(甲1号証～甲10号証) | 1通 |
| 2 証拠説明書(甲11号証～甲30号証) | 1通 |
| 3 甲号証写し | 各1通 |
| | 以 上 |



証拠説明書

令和 年(ヨ)第 号 不動産処分禁止仮処分命令申立事件

債権者 株式会社豊

債務者 エスリード株式会社

令和7年12月4日

債権者 株式会社豊



号証	標目	作成年月日	立証趣旨
甲1	和解調書	令和4年11月28日	債権者と訴外会社との間において、工事代金等をめぐる紛争が存在し、訴外会社が債権者に対して相応の金員の支払義務を負担していたこと(被保全債権の基礎となる事実関係)
甲2	工事請負契約書	令和3年5月12日	債権者と訴外会社との間で解体工事に関する工事請負契約が締結されていたこと、及び当該契約において特約条項(損害賠償に関する定め等)が付されていたこと(被保全債権の発生原因たる契約関係の存在)
甲3	請求書	令和7年6月27日	債権者が訴外会社に対し約5億円の債権を有していること、及びその内訳(工事代金、損害賠償金等)の詳細(被保全債権の額及び算定根拠)
甲4	工事写真	令和3年6月～7月	債権者が訴外会社との工事請負契約に基づき、本件工事現場で実際に解体工事・特殊施工等を行っていたことをうかがわせる写真資料(工事履行の具体的状況を示し、工事代金債権の存在を推認させる事情)
甲5	不動産登記事項証明書(本件不動産)	令和7年12月4日取得	本件不動産(大阪府中央区島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9)が訴外会社から債務者に売却された事実、及びその登記年月日(詐害行為の存在)
甲6	不動産登記事項証明書(訴外会社の他の不動産)	令和7年12月2日取得	訴外会社が本件不動産売却後に他にめばしい資産を有しないこと、又は残存資産が債権額に比して著しく不足すること(訴外会社の無資力)
甲7	訴外会社法人登記簿謄本	令和7年12月4日取得	訴外会社の代表者、本店所在地等の基本情報、及び訴外会社が存続していること
甲8	債務者法人登記簿謄本	令和7年12月4日取得	債務者が不動産取引を主たる事業とする会社であり、不動産売買に関する専門的知見を有する事業者であること(債務者の悪意を推認させる事情)
甲9	報道記事等	令和3年7月16日付	訴外会社が関与した工事現場で設備事故(大型重機墜落事故)が発生し広く報道された事実、及び債務者が通常のデューデリジェンスを行えば訴外会社と債権者との間の紛争を容易に知り得たこと(債務者の悪意を推認させる事情)
甲10	路線価図	令和7年分	本件不動産所在地の路線価に基づき、本件不動産の時価水準がおおむね約1億6,600万円と推定されること、及び本件不動産が訴外会社にとって相当程度高額な資産であり、その売却により責任財産が大幅に減少したこと(詐害行為の程度及び保全の必要性)

以上

証 拠 説 明 書(追加)

令和 7 年(ヨ)第 941 号 不動産処分禁止仮処分命令申立事件

債権者 株式会社豊

債務者 エスリード株式会社

令和 8 年 1 月 14 日

債権者代理人 吉田 晟



大阪地方裁判所第 1 民事部保全係 御中

号証	標目(書類の 名称)	原本・ 写しの 別	作成日・作成者	立証趣旨
甲 11	事務連絡(是 正通知)	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 22 日 作成者: 大阪地方裁判 所第 1 民事部 書記官	裁判所より、被保全権利及び保全の 必要性について是正を求められた事 実。本訂正申立書(補充書面)の提 出根拠となる通知であること。
甲 12	固定資産評 価証明書(本 件土地)	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 8 日 作成者: 大阪市	本件土地の公的評価額(約 1 億 4 千万円)及び地積。本件土地が訴外 会社の唯一の主要財産であった事 実。これを売却したことが、責任財産 を著しく減少させる詐害行為である ことを立証する。
甲 13	資産状況調 査報告書(訴 外会社 OAK 彌榮)	原本	作成日: 令和 8 年 1 月 7 日 作成者: 債権者	訴外会社の資産状況。本件土地以 外に強制執行可能な資産が存在し ない事実。本件土地の売却により無 資力(債務超過)状態に陥った事実。 詐害行為の「無資力要件」を疎明す る。
甲 14	債権者ホーム ページ公表記 事	写し	作成日: 令和 8 年 1 月 5 日(閲覧) 作成者: 債権者	債権者が自社ホームページにおい て、本件土地にまつわる訴訟・事故・ 不法投棄の経緯を実名で公表し続 けている事実。債務者(東証プライム 上場企業)が通常のデューデリジェ

				ンス(インターネット検索等)を行えば、本件土地が係争中であることを容易に認識し得たこと(債務者の悪意)を推認させる。
甲 15	大型重機墜落での停電のお詫びとお知らせ	写し	作成日: 令和 5 年 5 月 31 日 作成者: 債権者	本件解体工事において重大な事故が発生し、近隣住民や行政を巻き込む騒動となっていた事実。このような「いわくつき」の物件を購入するにあたり、債務者がより慎重な調査義務を負っていたことを示す。
甲 16 の 1	石綿分析結果報告書(明和マンション・6F バルコニー底下端面)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 13 日 作成者: 株式会社環境公害センター	本件建物のアスベスト(石綿)含有の事実。解体に伴い発生し、現在不法投棄されているコンクリートガラ等が単なる土砂ではなく、特別管理産業廃棄物(アスベスト含有)を含む危険物であることを証明する。
甲 16 の 2	石綿分析結果報告書(同・6F 廊下他 5 点)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 27 日 作成者: 株式会社環境公害センター	甲第 16 号証の 1 に同じ。
甲 16 の 3	石綿分析結果報告書(同・共用通路他 3 点)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 28 日 作成者: 株式会社環境公害センター	甲第 16 号証の 1 に同じ。
甲 16 の 4	石綿分析結果報告書(同・ペイントハウス屋上他 3 点)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 28 日 作成者: 株式会社環境公害センター	甲第 16 号証の 1 に同じ。

甲 16 の 5	石綿分析結果報告書 (同・5 階通路 壁他 6 点)	写し	作成日: 令和 3 年 6 月 21 日 作成者: 株式会社環境 公害センター	甲第 16 号証の 1 に同じ。
甲 16 の 6	石綿分析結果報告書 (同・1 階通路 壁他 1 点)	写し	作成日: 令和 3 年 8 月 30 日 作成者: 株式会社環境 公害センター	甲第 16 号証の 1 に同じ。
甲 17	現場写真(廃 棄物保管状 況・生駒市)	写し	作成日: 令和 4 年 11 月 (撮影) 作成者: 債権者	本件土地から搬出されたとされる廃棄物(約 2,350 トン)が奈良県生駒市小瀬町 320 番 1 において適正処理されず放置されている現状。本件土地取引の背後にある廃棄物処理法違反(不法投棄)の事実を示す。
甲 18	商業登記簿 謄本(エスリ ード株式会 社)	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 4 日(取得) 作成者: 法務局	債務者が東証プライム上場の大手不動産会社である事実。高度な専門的知見と調査能力を有しており、本件のような瑕疵(事故歴、係争、廃棄物)を見落とすことは通常あり得ないこと(悪意または重過失)を立証する。



号証	標目(書類の 名称)	原本・ 写しの 別	作成日・作 成者	立証趣旨
甲 19 の 1	告発状(1 月 10 日付)	写し	作成日: 令和 8 年 1 月 10 日 作成者: 債権者	訴外会社(OAK 彌榮)が廃棄物処理法 違反(不法投棄)の犯罪行為を行った事 実を大阪地方検察庁検事正宛に告発す るもの。本件土地取引の背後にある違法 性を示し、訴外会社が本件土地売却によ り債権者からの債権回収を免れようとす る詐欺の意図を有していたことを推認さ せる。
甲 19 の 2	告発状(1 月 11 日付補正)	写し	作成日: 令和 8 年 1 月 11 日 作成者: 債権者	甲第 19 号証の 1 に同じ。
甲 19 の 3	告発状(1 月 13 日付)	写し	作成日: 令和 8 年 1 月 13 日 作成者: 債権者	内閣総理大臣、法務大臣、検事総長、大 阪地方検察庁特別捜査部宛に告発する もの。本件土地取引の背後にある違法 性を示し、訴外会社が本件土地売却によ り債権者からの債権回収を免れようとす る詐欺の意図を有していたことを推認さ せる。
甲 20	商業登記簿謄 本(株式会社 OAK 彌榮)	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 4 日 (取得) 作成者: 法務局	訴外会社(OAK 彌榮)の存在及び代表 者(代表取締役 柏木良夫)を証明する。 本件土地の前所有者であり、廃棄物処 理法違反(不法投棄)などの実行者であ ることを特定する。
甲 21	金融庁行政処 分申立書	原本	作成日: 令和 8 年 1 月 13 日 作成者: 債権者	【申立先】金融庁長官(伊藤豊)、財務大 臣・内閣府特命担当大臣(金融担当)片 山さつき、内閣総理大臣(高市早苗)宛 に銀行法に基づく行政処分申立を行っ た事実。【違法性】三菱 UFJ 銀行が建築 確認申請すら存在しない物件に対し、

				「新築資金」名目で土地評価額(約 1.4 億円)の約 9.3 倍にあたる 13 億円の抵当権仮登記を設定した異常性。「事業計画込みの 13 億円」という弁解は、建築確認不存在により完全に崩壊する。
甲 22	国土交通大臣 行政処分申立書	原本	作成日: 令和 8 年 1 月 13 日 作成者: 債権者	【申立先】国土交通大臣、近畿地方整備局長、内閣総理大臣(高市早苗)宛に宅建業法に基づく行政処分申立を行った事実。【違法性】エスリード株式会社(東証プライム上場・宅建業者)が、通常のデューデリジェンス調査を怠り、訴外会社の詐害行為に加担した事実。上場企業・宅建業者として「知らなかった」「だまされた」という弁解は善管注意義務違反・重過失に該当し、悪意と同視される。
甲 23	陳述書(建築 確認申請不存 在)	原本	作成日: 令和 8 年 1 月 13 日 作成者: 債権者代 理人	【決定的証拠】令和 7 年 12 月 8 日、大阪市への調査により本件土地に関する建築確認申請が出ていないことが判明した事実。13 億円の仮登記が「将来の建物価値」を根拠にできないことを決定的に証明する。「事業計画込み」という弁解は、建築確認なしに「将来の建物価値」を担保評価することが不可能である以上、完全に崩壊する。
甲 23 の附 属 1	現地看板なし 写真	原本	作成日: 令和 8 年 1 月 12 日 (撮影) 作成者: 債権者	建築基準法に基づき、建築確認を取得した場合は工事現場に確認表示板(看板)の設置が義務付けられているところ、本件土地に当該看板が存在しない事実。建築確認申請が行われていないことの客観的証拠。
甲 23 の附 属 2	大阪市 HP 建 築確認台帳ス クリーンショッ ト	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 8 日 (閲覧) 作成者:債 権者代理 人	大阪市の公式建築確認台帳において、本件土地の建築確認が記載されていない事実。行政機関の公的記録による建築確認不存在の証明。

甲 23 の附 属 3	不動産登記簿 謄本(土地 3 筆)	写し	作成日: 令和 7 年 12 月 2 日 (取得) 作成者: 法務局	本件建物の滅失登記(令和 5 年 5 月 31 日)後、「新築」がなされていない事実。エスリードへの所有権移転及び 13 億円の抵当権仮登記設定の事実。滅失登記から売却まで 2 年以上経過しながら建築確認すら取得していない異常性。
甲 24 の 1	新築工事計画 書・面積表	写し	作成日: 令和 3 年 4 月 3 日 作成者: 訴外会社・ 株式会社 エム・ケイ 設計事務 所	訴外会社が令和 3 年 4 月 3 日時点で 32 戸マンション新築工事計画(9 階建・施工床面積 1,908 m ²)を作成していた事実。エスリードが同一計画を引き継いだ場合、訴外会社との契約関係・紛争の存在を当然に認識していたはずであり、共謀の痕跡を示す。
甲 24 の 2	新築工事設計 図面(各階平 面図)	写し	作成日: 令和 3 年 4 月 3 日 作成者: 訴外会社・ 株式会社 エム・ケイ 設計事務 所	甲第 24 号証の 1 に同じ。新築計画の具体的内容を示す図面。エスリードが「事業計画込み」と主張するならば、当該計画の存在を知っていた＝(株)豊との契約関係も知っていたことの自白となる。
甲 25	建物賃貸借契 約書及び借地 契約書	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 12 日 作成者: 訴外会社・ 債権者	債権者が本件土地・建物を賃借し、解体工事の拠点として使用していた事実。訴外会社と債権者との間に継続的な契約関係が存在していたこと。被保全債権の基礎となる取引関係の立証。

号証	標目(書類の名称)	原本・写しの別	作成日・作成者	立証趣旨
甲 26	領収書(賃料 72,000 円)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 12 日 作成者: 訴外会社	賃貸借契約が実際に履行されていた事実。債権者が訴外会社に対し賃料を支払い、工事拠点として使用していたこと。契約関係の実体を証明する。
甲 27	覚書(アスベスト特約条項)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 12 日 作成者: 訴外会社・ 債権者	アスベスト処理責任は訴外会社が負担するとの合意。訴外会社がアスベスト問題の責任を認識しながら、これを債権者に転嫁しようとした経緯を示す。被保全債権(アスベスト関連損害)の発生原因。
甲 28	工事請負契約書(クリンクリンナラ)	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 17 日 作成者: クリンクリンナラ・訴外会社	アスベスト含有が判明した場合は違約金 1 億円を支払う旨の特約。訴外会社がアスベストリスクを契約時点で認識し、これを隠蔽しようとしていた証拠。被保全債権の算定根拠の一部(約 1 億円)。
甲 29	新築工事の特約書	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 17 日 作成者: 訴外会社・ 債権者	新築工事に関する支払条件等の詳細合意。債権者への新築工事発注の基本合意(実印押印あり)。訴外会社と債権者との間の継続的取引関係を立証。
甲 30 の 1	アスベスト検査結果報告書(野本提供看板写真)	写し	作成日: 令和 3 年 3 月 31 日 作成者: エコ京阪カンパニー・ 訴外会社	野本順一が債権者に対し「アスベストなし」と説明した根拠とされる検査報告書。しかし、甲 16 号証の石綿分析結果により実際にはアスベストが含有されていたことが判明しており、当該説明が虚偽であったこと。訴外会社側の詐欺的行為を示す。

甲 30 の 2	請求書受取拒否通知(柏木・野本・島田 3 名分)	写し	作成日: 令和 7 年 6 月 26 日 ~7 月 1 日 作成者: 訴外会社・ 野本順一 (野本工務 店)・島田和 幸(新日本 流通)	【隠匿意思の決定的証拠】債権者からの請求書に対し、柏木良夫(訴外会社代表取締役)、野本順一(野本工務店)、島田和幸(新日本流通)の 3 名が同一理由で受取拒否した事実。3 者が共謀して債務を免れようとしている証拠。「受取拒否」の後に「換金(土地売却)」している以上、返済目的ではなく隠匿目的であることは明白。
甲 30 の 3 の 1	着手金 200 万円請求書	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 17 日 作成者: 債権者	工事請負契約に基づく着手金 200 万円の請求。契約金額 2,420 万円のうち契約時支払分として請求された事実。被保全債権の基礎となる契約関係の存在を立証。
甲 30 の 3 の 2	着手金 200 万円領収書	写し	作成日: 令和 3 年 5 月 17 日 作成者: 債権者	訴外会社が着手金 200 万円を実際に支払った事実。契約が成立し、履行が開始されたことの証明。訴外会社が債権者との契約関係を認識していたことの客観的証拠。
甲 30 の 4 の 1	中間金 1,000 万円請求書	写し	作成日: 令和 3 年 7 月 13 日 作成者: 債権者	4 階まで解体工事完了に伴う中間金 1,000 万円の請求。支払期限は令和 3 年 7 月 15 日と明記されていること。訴外会社が支払期限までに中間金を支払わなかった債務不履行の事実。
甲 30 の 4 の 2	中間金請求メール	写し	作成日: 令和 3 年 7 月 13 日 作成者: 債権者	中間金請求書をメールで送付した事実。訴外会社が請求を受領したにもかかわらず、令和 3 年 7 月 15 日期限の支払いを行わなかったこと。令和 3 年 7 月 16 日の事故発生直前の支払拒否であり、事故後の支払い免脱の意図を推認させる。

以 上

証拠説明書(追加)

【証拠構成の全体像】

債権者 株式会社豊

債務者 エスリード株式会社

区分	号証	内容	訂正申立書対応
I. 基礎	甲 11~13	是正通知、評価証明書、資産状況	第 4「無資力要件」
II. 悪意	甲 14~15	HP 公表、事故お知らせ	第 5「通常の調査で発見可能」
III. アスベスト	甲 16 の 1~6	石綿分析結果報告書(6 点)	甲 30 の 1 との矛盾立証
IV. 不法投棄	甲 17~18	現場写真、エスリード登記簿	第 5「重過失=悪意」
V. 刑事告発	甲 19~20	告発状、OAK 彌榮登記簿	第 3「犯罪の連鎖構造」
VI. 行政申立	甲 21~22	金融庁・国交省申立	第 7「弁解パターンの否定」
VII. 建築確認不 存在	甲 23 系	陳述書+附属 3 点【決定的証拠】	第 3「R7.12.8 重大発見」
VIII. 新築計画	甲 24 系	計画書・図面	第 7【3】「事業計画込み」崩壊
IX. 契約関係	甲 25~29	賃貸借、領収書、覚書、契約書	第 4「認識していた債務」
X. 支払拒否	甲 30 系	虚偽説明、受取拒否、請求書類	第 4「受取拒否後の換金」

【立証趣旨のポイント】

- ・訂正申立書の論点に完全対応
- ・「決定的証拠」「隠匿意思の決定的証拠」等の強調表現
- ・弁解パターン(「知らなかった」「だまされた」「事業計画込み」)への反論を織り込み
- ・民法 424 条の 2 の要件(隠匿意思・悪意)を各証拠で立証

【結論】エスリード・三菱 UFJ 銀行に逃げ道はない

建築確認申請もない段階で、土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の仮登記を設定
→ すべての弁解パターンを検討しても、責任は免れない

令和 8 年 1 月 14 日

債権者代理人 吉田 晟



大阪地方裁判所第 1 民事部保全係 御中

甲 第 11 号 証

事 務 連 絡(是 正 通 知)

【通知概要】

通知日	令和7年12月22日
発信者	大阪地方裁判所第1民事部書記官
宛先	債権者代理人(吉田晟二)
内容	被保全権利及び保全の必要性についての是正指示

【立証趣旨】

1. 裁判所より、被保全権利及び保全の必要性については是正を求められた事実。
2. 本訂正申立書(補充書面)の提出根拠となる通知であること。

【添付書類】

事務連絡(是正通知) 全 3 枚

※以下、通知書の写しを添付

令和7年(ヨ)第941号 不動産処分禁止仮処分命令申立事件

債権者 株式会社豊

債務者 エスリード株式会社

事務連絡

令和7年12月22日

債権者 株式会社豊

代表者代表取締役(ご担当) 吉田 晟 二 殿

大阪地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 寺本 忠 氏

TEL 06-6316-2823 (直通)

FAX 06-6363-6357



下記事項について債権者にご検討いただくため本事務連絡をお送りするよう担当裁判官から指示がありましたので、この事務連絡をお送りいたします。

なお、本事務連絡に対するご回答、補正の申立て、主張の追加等がある場合は、訂正申立書又は主張書面の形で書面を作成いただき(追加の甲号証があればそれもあわせて)、恐れ入りますが令和8年1月5日までに、ファクシミリ又は郵送で当職に宛ててお送りください。

本件の取下げをされる場合は、取下書という書面を提出していただきますので、恐れ入りますが当職までご連絡ください。

記

頭書事件につき、他にも補正しなければならない事項がありますが、まず以下の2点についてご検討ください。以下の2点については、債権者(御社)においてそもそも疎明することができず、仮処分命令の発令の余地がない可能性があるため、その場合には本件申立ての取下げも含め、進行について検討してください。

- 1 相当の対価を得てした財産の処分については民法424条の2に該当しなければ詐害行為取消請求ができないところ、申立書（3頁）、疎明資料全部によっても、同条の要件に該当することが全く疎明できていません。
- 2 1と同様に、申立書（4頁）、疎明資料全部によっても、本件の債務者が本件不動産の売却により債権者を害することを知らなかった（民法424条1項ただし書）といえないことが全く疎明できていません。甲1の和解は非公開の手続である弁論準備手続においてされていますし、事故の報道（甲9）があったからといって、本件不動産の売却が具体的に詐害行為に当たることを債務者が知っていたことに繋がるものとは認められません。

【大阪地方裁判所第1民事部】

住所 〒530-8522 大阪市北区西天満2-1-10

電話（直通） 06-6316-2823

ファクシミリ 06-6363-6357



〒632-0078

奈良県天理市杉本町179-17

萬玉組 様方

株式会社 豊

代表者代表取締役 吉田 晟二 殿

当裁判所では、庁舎入口で所持品検査を実施しています。必ず、時間に余裕をもってお越しください。

※工事中につき一般来庁者用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

〒530-8522 大阪市北区西天満二丁目1番10号

大阪地方裁判所第1民事部

電話 06(6316)2822・2823・2824・2825



地下鉄御堂筋線・京阪本線淀屋橋駅、地下鉄御堂筋線・京阪本線北浜駅から徒歩約10分
京阪中之島線大江橋駅から徒歩約7分、金にわ橋駅から徒歩約5分

『私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。』（裁判員制度キャッチフレーズ）
裁判所ホームページ(<https://www.courts.go.jp/>)

5. 9. 8,000 (民1(普通)地図入長3 B-7)

甲 第 12 号 証

固 定 資 産 評 価 証 明 書

【証明書概要】

証明日	令和7年12月8日
発行者	大阪市
対象物件	大阪府中央区島之内二丁目 44 番 5 外(本件土地)
評価額	合計約1億4千万円
枚数	1 枚

【立証趣旨】

1. 本件土地の公的評価額(約1億4千万円)及び地積を証明する。
2. 本件土地が訴外株式会社 OAK 彌榮の唯一の主要財産であった事実。
3. これを売却したことが、責任財産を著しく減少させる詐害行為であることを立証する。

【添付書類】

固定資産評価証明書 全 1 枚

※以下、証明書の写しを添付

証明書 (土地)

所有者	住所 (所在地)	大阪市港区磯路1丁目4番4号		
	氏名 (名称)	株式会社OAK産業		
土地の所在		地目	地積 (㎡)	令和7年度価格 (円)
中央区 島之内2丁目4番5		登記 宅地	32.11	¥10,162,000
中央区 島之内2丁目4番9		登記 宅地	133.22	¥42,164,000
中央区 島之内2丁目4番乙の1		登記 宅地	274.69	¥86,939,000
		登記 以下	余白	
		登記 現況		
		登記 現況		

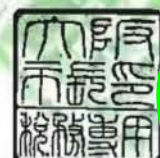
上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

備考	空白
----	----

税証第 474-5066号

令和7年12月8日

大阪市長



60

甲 第 13 号 証

資 産 状 況 調 査 報 告 書

(訴外会社 OAK 彌榮)

【報告書概要】

作成日	令和8年1月7日
作成者	債権者(株式会社豊)
調査対象	株式会社 OAK 彌榮の資産状況
枚数	1 枚

【立証趣旨】

1. 訴外会社の資産状況を明らかにする。
2. 本件土地以外に強制執行可能な資産が存在しない事実。
3. 本件土地の売却により無資力(債務超過)状態に陥った事実。詐害行為の「無資力要件」を疎明する。

【添付書類】

資産状況調査報告書 全 1 枚

※以下、報告書原本を添付

訴外会社 OAK 彌榮 資産状況調査報告書

令和8年1月7日

1 調査対象

株式会社 OAK 彌榮(大阪市港区磯路一丁目4番4号)

2 調査方法

不動産登記簿謄本の取得、インターネット検索、その他公開情報の調査

3 調査結果

上記会社の資産状況について調査した結果、同社には本件土地(大阪市中心区島之内二丁目 44 番乙 1、44 番 5、44 番 9)以外にめぼしい資産は見当たらなかった。

同社が保有していた他の不動産(甲 6 号証)については、いずれも金融機関等の抵当権・根抵当権が設定されており、強制執行の対象として適切な財産は存在しないと認められる。

4 結論

本件土地の売却により、同社は無資力(債務超過)状態に陥ったものと認められる。

以 上

株式会社豊

代表取締役社長 三村 勝美 (印)



甲 第 14 号 証

債権者ホームページ公表記事

【記事概要】

閲覧日	令和8年1月5日
URL	https://yutaka-my.jp/
内容	本件土地にまつわる訴訟・事故・不法投棄の経緯を実名で公表
枚数	2枚

【立証趣旨】

1. 債権者が自社ホームページにおいて、本件土地にまつわる訴訟・事故・不法投棄の経緯を実名で公表し続けている事実。
2. 債務者(東証プライム上場企業)が通常のデューデリジェンス(インターネット検索等)を行えば、本件土地が係争中であることを容易に認識し得たこと(債務者の悪意)を推認させる。

【添付書類】

ホームページ画面キャプチャ 全2枚

※以下、画面キャプチャの写しを添付

債権者（株式会社豊）ホームページ

<https://yutaka-my.jp/>

拡大図



令和7年12月7日付裁判記録-事故経過報告書【471190・578023】

令和7年12月7日付裁判記録-事故経過報告書【令和6年(ワ)第6841号】

令和7年12月4日付裁判記録-事故経過【不動産処分禁止仮処分命令申立書】

令和7年11月30日・同年12月4日付裁判記録-事故経過報告書【令和6年(ワ)1826号】

個人情報漏えいに関するお詫びとお知らせ

大型重機墜落での停電のお詫びとお知らせ

令和6年10月15日付裁判記録-事故経過報告書

令和6年10月15日付裁判記録-事故経過報告書【証拠説明書】

令和6年10月15日付裁判記録-事故経過報告書【証拠】



現場編

特殊施工もお任せ下さい！



重い・狭い・高い・危険な仕事はご相談ください！ベストなご提案及び施工を可能にいたします。

企業編

社内教育は徹底しています！



仕事ができる！仕事をがんばる！は当たり前。私達はあいさつ等しっかり出来る会社を目指します。

甲 第 15 号 証

大型重機墜落での停電のお詫びとお知らせ

【文書概要】

作成日	令和5年5月31日
作成者	債権者(株式会社豊)
内容	令和3年7月16日発生の中機墜落事故に関するお詫び文
枚数	5 枚

【立証趣旨】

1. 本件解体工事において重大な事故が発生し、近隣住民や行政を巻き込む騒動となっていた事実。
2. このような「いわくつき」の物件を購入するにあたり、債務者がより慎重な調査義務を負っていたことを示す。

【添付書類】

お詫び文 全 5 枚

※以下、お詫び文の写しを添付

令和5年5月31日

大型重機墜落による停電事故に関するお詫びとお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年7月16日午前7時30分頃、大阪府中央区島之内二丁目11-18「RC8F解体工事」で、大型重機が3階より墜落して、近くの高圧電線を切断して島之内2丁目全域が数時間もの間、停電となりました。

ご近隣の皆様に、多大な損害とご迷惑、ご心配をおかけしたことと、謝罪が大変遅くなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

本件事故の概要と責任所在及び今後のご対応について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 事実の概要

- ① 当社は、施主である発注者の株式会社 OAK 彌榮 代表取締役 柏木良夫 謄本住所：大阪府港区磯路一丁目4番4号（以下、「施主 OAK 彌榮」という。）と、足場工事などの仮設工事とビルの各部屋の内装の解体撤去工事と残りのコンクリート躯体解体用の大型重機などの設備機械を準備して貸し出すまでの契約を締結しました。
- ② また、合同会社クリンクリンナラ 代表社員 吉田晟二 謄本住所：大阪府中央区島之内2-15-26-405（以下、「クリン社」という。）は、施主 OAK 彌榮と、残りのコンクリート躯体の解体工事と解体した廃材のコンクリートガラ撤去

p. 1

処分をする契約を締結しました。

- ③ クリン社が運転する大型油圧ショベルが3階より墜落して、高圧電線を切断する事故を惹き起こしてしまいました。

- ④ 停電した複数の場所で機械設備の故障などの被害が発生したことを確認しました。

このようなことから、関西電力送配電株式会社と停電した範囲の被害の特定を協議した結果、停電した被害区域は、大阪市中心部島之内二丁目までとしました。

つまり、結論として、島之内二丁目全域で一部損害が発生したと看做しました。

- ⑤ 2021年7月16日の事故より、20カ月を超えてもなお解決できていない為、大型重機墜落による停電事故に関するお詫びと補償について当社より報告することに至りました。

2. 補償内容（当社と施主 OAK 彌榮との契約内容）について

当社は、施主 OAK 彌榮との契約で、万が一に、当社が貸し出した機械設備で事故をして、被害者様への補償の解決が、20カ月以上の長期に及んだ場合は、一部損害も損害のすべてを全部損害として、施主 OAK 彌榮が当社に違約金を支払う契約をしております。

また、当社が貸し出した機械設備が原因で立退きの理由ができた立退料分も当社は違約金の一部とすることについても施主 OAK 彌榮と契約しております。

当社が被害者様の補償への違約金として、施主 OAK 彌榮に請求する金額は、被害者様の所有する建物の謄本上に登記された延べ坪に対して、解体費用金300万円／坪、新築建築費用金500万円／坪、合計金800万円／坪を乗じた金額です。

また、立退料の補償への違約金は、個人法人一律に金2,000万円です。

※本件事故との因果関係の証明は必要です。

3. 現在の補償の交渉の進捗状況と今後の経過の報告の方法について

●現在の補償の交渉の進捗状況

本件事故に関することで、

① 令和3年（ワ）第8546号 土地明渡等請求事件

（原告）株式会社 OAK 彌榮

（被告）株式会社豊

令和4年11月28日午前11時00分 和解で終結

② 令和4年（ワ）第1190号 損害賠償請求事件

（原告）久野産業株式会社

（被告）株式会社豊（被告）合同会社クリンクリンナラ（被告）吉田晟二

（独立参加人）東京海上日動火災保険株式会社

大阪地方裁判所第3民事部合議3係にて係争中。

③ 令和4年（ワ）第5781号 損害賠償請求事件

（原告）株式会社リンク

（被告）株式会社豊（被告）合同会社クリンクリンナラ（被告）吉田晟二

（補助参加人）東京海上日動火災保険株式会社

大阪地方裁判所第15民事部7B係にて係争中。

④ 令和5年（ワ）第8023号 損害賠償等請求事件

（原告）久野実（原告）久野直樹（原告）久野京子（原告）久野格司

（原告）柳原望（原告）柳原禮子（原告）久野産業株式会社

（被告）合同会社クリンクリンナラ（被告）株式会社豊（被告）吉田晟二

（被告）東京海上日動火災保険株式会社

大阪地方裁判所第3民事部合議3係にて係争中。

●今後の予想

当社が施主 OAK 彌榮に、被害者様の補償への違約金として請求する金額は、事故を惹き起こした、クリン社に施主 OAK 彌榮が再請求すると予想します。また、施主 OAK 彌榮より請求されたクリン社は、東京海上日動火災保険株式会社に再々請求することになると予想します。

東京海上日動火災保険株式会社は、保険金を支払わない、支払わないようにする管理システムをしているため、被害者様におかれましては、何卒これらの諸事情をご賢察いただき、被害者様への保険金支払いまでの交渉に時間がかかることのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●経過の報告の方法（電子公告）

訴状記録を下記のホームページ上で公開をして経過の報告と代えさせていただきます。

<https://yutaka-my.jp/>

以上

今般、このような事故が発生してしまい、誠に申し訳ございませんでした。改めて、皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしたこと、謝罪が大変遅くなりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

敬具

株式会社 豊

代表取締役社長 三村 勝美

担 当：吉田 晟二 (090-2770-2346)

受付アドレス番号 info@mangyoku-k.jp

受付ファックス番号 0743-63-4732

甲 第 16 号 証 の 1 号 証

石 綿 分 析 結 果 報 告 書

(明和マンション・6F バルコニー 庇下端面)

【報告書概要】

作成日	令和3年5月13日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	明和マンション 6F バルコニー 庇下端面
枚数	4 枚

【立証趣旨】

1. 本件建物のアスベスト(石綿)含有の事実を証明する。
2. 解体に伴い発生し、現在不法投棄されているコンクリートガラ等が単なる土砂ではなく、特別管理産業廃棄物(アスベスト含有)を含む危険物であることを証明する。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全 4 枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 豊 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章, JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章, JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章, JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章, JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害検査センター	代表者氏名	金田 哲夫
所在地	〒463-0808 名古屋市中区花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1909合0139)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無	有 (認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年5月11日	～	2021年5月13日
-------	------------	---	------------

3. 物件名称

物件名称	RC6階建解体工事(大阪市中央区島之内2丁目11-18)
------	------------------------------

4. 試料採取履歴及び分析結果一覧

[illegible]

別添データ (共通事項)

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明 (ハロゲンランプ100W)
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HOZAN
	形式	L-46
倍率		7~45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ (倍率)		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _α 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		2000, 1000
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)		2
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		5~70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _α 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		自動
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)	連続スキヤニング (° /min)	—
	ステップスキヤニング	0.02° × 10s
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		9.5~13.5

別添データNo. 1

第 4521-52029 号

定性分析結果

試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月10日 (2021年5月11日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	モルタル塗りシン吹付	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗・共同住宅	施工年	昭和42年5月30日
採取場所	6Fバルコニー	採取箇所	庇(下端面)
試料の概要	モルタル塗りシン吹付	粉碎方法	ボールミルP-7(Pritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	表層	50%	ベージュ	無	-	-	
層2	セメント系固形層	50%	灰	有	クリソタイル	0.1-5%	
層3							
層4							
層5							

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	クリソタイル	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

㈱環境公害センター

甲 第 16 号 証 の 2 号 証

石 綿 分 析 結 果 報 告 書

(同・6F 廊下他5点)

【報告書概要】

作成日	令和3年5月27日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	6F 廊下他5点
枚数	9 枚

【立証趣旨】

1. 甲第16号証の1に同じ。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全 9 枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 豊 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章、JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章、JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章、JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章、JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害センター	代表者氏名	金田 哲夫
所在地	〒463-0808 名古屋市中区花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無	有 (認定No. 1909合0139)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	有 (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無	有 (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	有 (認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無	有 (認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年5月24日	～	2021年5月26日
-------	------------	---	------------

3. 物件名称

物件名称	RC6階建解体工事(大阪市中央区島之内2丁目11-18)
------	------------------------------

[illegible]

別添データ (共通事項)

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明 (ハロゲンランプ100W)
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HOZAN
	形式	L-46
倍率		7~45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ (倍率)		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		2000, 1000
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)		2
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		5~70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		自動
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)	連続スキャンニング (° /min)	—
	ステップスキャンニング	0.02° × 10s
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		9.5~13.5

別添データNo. 1

第 4521-52178 号

定性分析結果

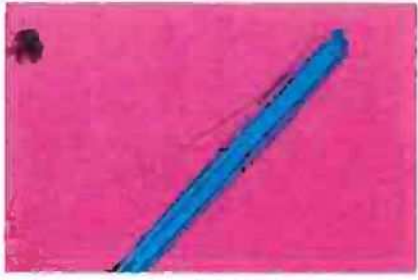
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月18日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	プラスターボード	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	6F廊下	採取箇所	天井
試料の概要	プラスターボード	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリンタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	塗材	5%	クリーム	無	-	-	
層2	ボード	95%	白	有	アモサイト	5-50%	
層3							
層4							
層5							

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類		アモサイト	
石綿種類			

ご依頼いただきました試料には、アモサイト(茶石綿)が含まれています。

(株)環境公害センター

別添データNo. 2

第 4521-52179 号

定性分析結果

試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月18日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	漆喰	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	ペイントハウス	採取箇所	梁
試料の概要	漆喰	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリンタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	10%	クリーム	無	-	-
層2	塗材	10%	ベージュ	無	-	-
層3	脆い固形層	40%	ベージュ	無	-	-
層4	セメント系固形層	40%	灰	無	-	-
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	-	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

（株）環境公害センター

別添データNo. 3

第 4521-52182 号

定性分析結果

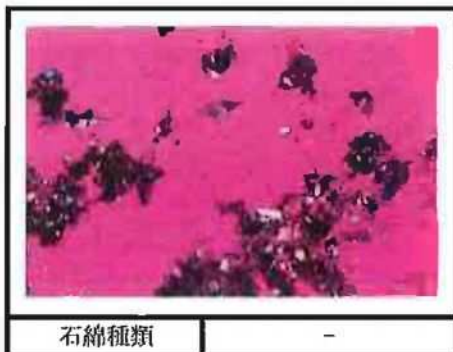
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月19日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	塗料	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	エレベーター機械室	採取箇所	床
試料の概要	塗料	粉砕方法	ボールミルP-7(Hitsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	70%	緑	無	-	-
層2	脆い固形層	30%	灰	無	-	-
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(株)環境公害センター

別添データNo. 4

第 4521-52183 号

定性分析結果

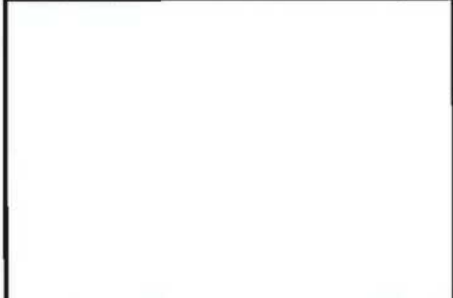
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月19日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	防水シート	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	屋上	採取箇所	屋根
試料の概要	防水シート	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリンタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	シート	100%	緑、灰、青	無	-	-	
層2							
層3							
層4							
層5							

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類		-	
石綿種類			

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(関)環境公害センター

定性分析結果

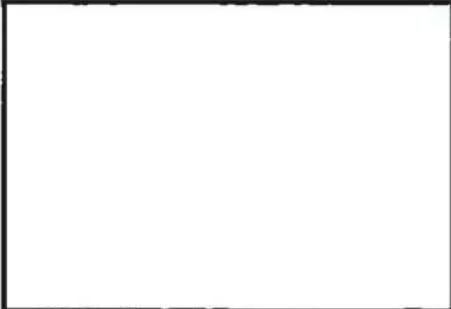
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月19日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	塗料	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	東側外壁	採取箇所	壁
試料の概要	塗料	粉砕方法	ボールミルP-7(Pritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフイライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	表層	5%	白	無	-	-	
層2	塗材	5%	ベージュ	無	-	-	
層3	柔らかい固形層	70%	灰	無	-	-	
層4	塗材	5%	ベージュ	無	-	-	
層5	脆い固形層	15%	灰	無	-	-	

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類		-	
石綿種類			

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

定性分析結果

試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月19日 (2021年5月24日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	漆喰	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	1F管理室	採取箇所	階段下
試料の概要	漆喰	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモシイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	5%	灰	無	-	-
層2	脆い固形層	55%	白	無	-	-
層3	脆い固形層	40%	茶	無	-	-
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	-	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

甲 第 16 号 証 の 3 号 証

石 綿 分 析 結 果 報 告 書

(同・共用通路他3点)

【報告書概要】

作成日	令和3年5月28日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	共用通路他3点
枚数	7 枚

【立証趣旨】

1. 甲第16号証の1に同じ。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全 7 枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 豊 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章, JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章, JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章, JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章, JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害検査センター	代表者氏名	金田 哲夫
所在地	〒463-0808 名古屋市中区花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1909合0139)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無	有 (認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年5月26日	～	2021年5月28日
-------	------------	---	------------

3. 物件名称

物件名称	RC6階建解体工事(大阪市中央区島之内2丁目11-18)
------	------------------------------

別添データ（共通事項）

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明（ハロゲンランプ100W）
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HOZAN
	形式	L-46
倍率		7～45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ（倍率）		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧(kV)		40
管電流(mA)		30
単色化(K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール(cps)		2000, 1000
時定数(s)		1
走査速度(°/min)		2
発散スリット(°)		1
散乱スリット(°)		1
受光スリット(mm)		0.3
走査範囲(2θ)(°)		5～70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧(kV)		40
管電流(mA)		30
単色化(K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール(cps)		自動
時定数(s)		1
走査速度 (°/min)	連続スキャン (°/min)	—
	ステップスキャン	0.02° × 10s
発散スリット(°)		1
散乱スリット(°)		1
受光スリット(mm)		0.3
走査範囲(2θ)(°)		9.5～13.5

別添データNo. 1

第 4521-52257 号

定性分析結果

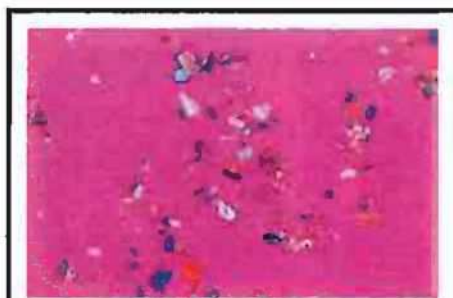
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月25日 (2021年5月26日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 展二
建材名	リシン吹付	採取箇所の指定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	バルコニー	採取箇所	下端面
試料の概要	リシン吹付	粉砕方法	ボールミルP-7(Iritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	粒状	100%	灰、黒、白	無	-	-
層2						
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(株)環境公害センター

別添データNo. 2

第 4521-52258 号

定性分析結果

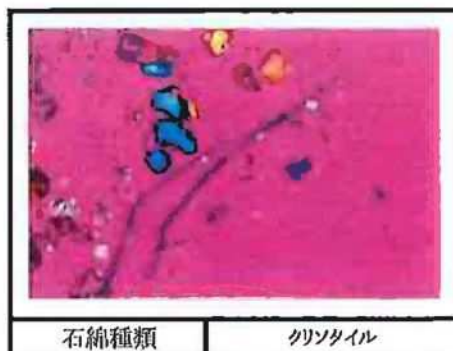
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月25日 (2021年5月26日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	カラーローン(Pタイル)	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	共用道路	採取箇所	床
試料の概要	カラーローン(Pタイル)	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	Pタイル	70%	灰	無	-	-
層2	接着部	5%	黄	無	-	-
層3	脆い固形層	25%	灰	有	クリソタイル	0.1-5%
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

クリソタイル



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

環境公害センター

別添データNo. 3

第 4521-52260 号

定性分析結果

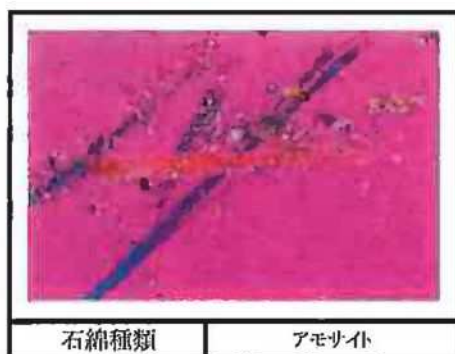
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月25日 (2021年5月26日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	アスベストラックス	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション (大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	6F 浴室	採取箇所	天井
試料の概要	アスベストラックス	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	ボード	100%	白	有	アモサイト	5-50%
層2						
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

アモサイト



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アモサイト(茶石綿)が含まれています。

㈱環境公害センター

別添データNo. 4

第 4521-52259 号

定性分析結果

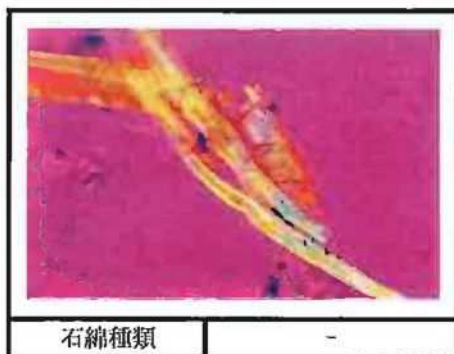
試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月25日 (2021年5月26日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	プラスターボード	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	6F 台所	採取箇所	天井
試料の概要	プラスターボード	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	紙	5%	茶	無	-	-
層2	ボード	90%	白	無	-	-
層3	紙	5%	茶	無	-	-
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

附属環境公害センター

4. 試料採取履歴及び分析結果一覧

[illegible]

甲第16号証の4号証

石綿分析結果報告書

(同・ペイントハウス屋上他3点)

【報告書概要】

作成日	令和3年5月28日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	ペイントハウス屋上他3点
枚数	7枚

【立証趣旨】

1. 甲第16号証の1に同じ。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全7枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 豊 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章, JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章, JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法, 位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章, JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章, JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害検査センター	代表者氏名	金田 哲夫
所 在 地	〒463-0808 名古屋市中区花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1909合0139)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1910合0013)
	—	無	有 (認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無	(有) (認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無	有 (認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年5月25日	～	2021年5月26日
-------	------------	---	------------

3. 物件名称

物件名称	RC6階建解体工事(大阪市中央区島之内2丁目11-18)
------	------------------------------

4. 試料採取履歴及び分析結果一覧

[illegible]

別添データ (共通事項)

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明 (ハロゲンランプ100W)
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HOZAN
	形式	L-46
倍率		7~45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ (倍率)		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		2000, 1000
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)		2
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		5~70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		自動
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)	連続スキャンニング (° /min)	—
	ステップスキャンニング	0.02° × 10s
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		9.5~13.5

別添データNo. 1

第 4521-52213 号

定性分析結果

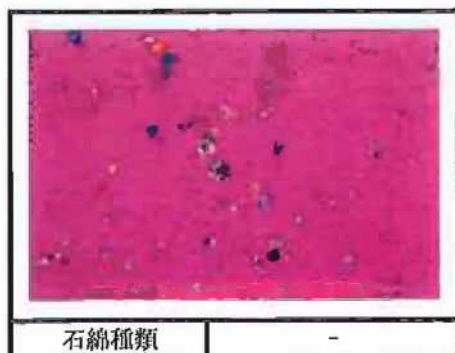
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月22日 (2021年5月25日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	ドロマイトプラスター	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	エレベーター機械室	採取箇所	天井
試料の概要	ドロマイトプラスター	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリノタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	粒状	100%	灰、黒、茶	無	-	-
層2						
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(株)環境公害センター

別添データNo. 2

第 4521-52214 号

定性分析結果

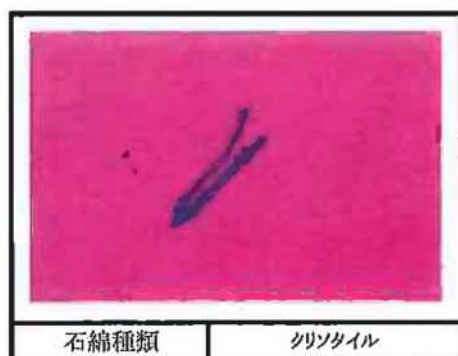
試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月22日 (2021年5月25日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 威二
建材名	防水シート	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	ペイントハウス屋上	採取箇所	屋根
試料の概要	防水シート	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	シート	70%	灰、緑	無	-	-	
層2	脆い固形層	20%	灰、茶	有	クリソタイル	0.1-5%	
層3	柔らかい固形層	10%	黒	無	-	-	
層4							
層5							

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

環境公害センター

別添データNo. 3

第 4521-52215 号

定性分析結果

試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月22日 (2021年5月25日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	塗料	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	ペイントハウス壁	採取箇所	壁
試料の概要	塗料	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	90%	ベージュ	無	-	-
層2	セメント系固形層	10%	灰	無	-	-
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

関係環境公害センター

別添データNo. 4

第 4521-52216 号

定性分析結果

試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月22日 (2021年5月25日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	塗料	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2丁目11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	S42.5.30
採取場所	西側外壁	採取箇所	壁
試料の概要	塗料	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	5%	ブロンズ	無	-	-
層2	脆い固形層	85%	白	無	-	-
層3	塗材	5%	白	無	-	-
層4	硬い固形層	5%	灰	無	-	-
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	-	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

関環境公害センター

甲 第 16 号 証 の 5 号 証

石 綿 分 析 結 果 報 告 書

(同・5階通路壁他6点)

【報告書概要】

作成日	令和3年6月21日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	5階通路壁他6点
枚数	10 枚

【立証趣旨】

1. 甲第16号証の1に同じ。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全 10 枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 豊 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章, JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章, JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章, JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章, JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害検査センター	代表者氏名	金田 哲夫
所 在 地	〒463-0808 名古屋市中区花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1909合0139)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1910合0013)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1910合0013)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無 有	(認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年6月7日	～	2021年6月9日
-------	-----------	---	-----------

3. 物件名称

物件名称	RC6階建解体工事(大阪市中央区島之内2-11-18)
------	-----------------------------

4. 試料採取履歴及び分析結果一覧

[illegible]

別添データ (共通事項)

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明 (ハロゲンランプ100W)
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HIOZAN
	形式	L-46
倍率		7~45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ (倍率)		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		2000, 1000
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)		2
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		5~70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		自動
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)	連続スキャン (° /min)	—
	ステップスキャン	0.02° × 10s
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		9.5~13.5

別添データNo. 1

第 4621-52435 号

定性分析結果

試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	コンクリート	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	1階倉庫横 外部柱	採取箇所	柱
試料の概要	コンクリート	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トリモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

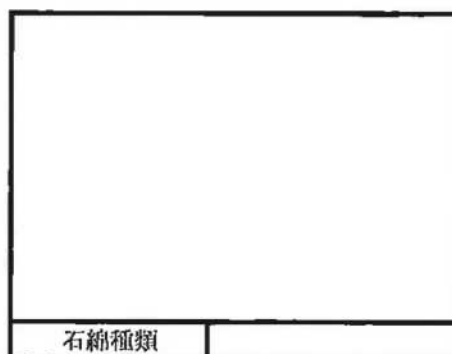
					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	10%	クリーム	無	-	-
層2	セメント系固形層	10%	薄灰	無	-	-
層3	コンクリート	80%	灰	無	-	-
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

関環境公害センター

別添データNo. 2

第 4521-52436 号

定性分析結果

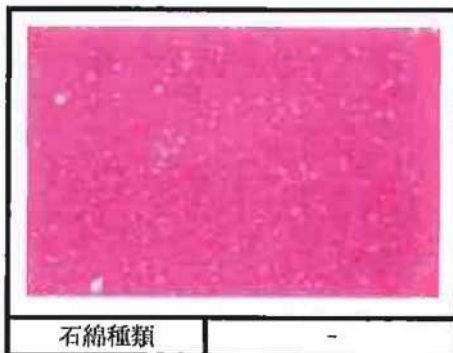
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	コンクリート	採取箇所の指定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	1階倉庫横 外部 バルコニー	採取箇所	バルコニー 外部
試料の概要	コンクリート	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

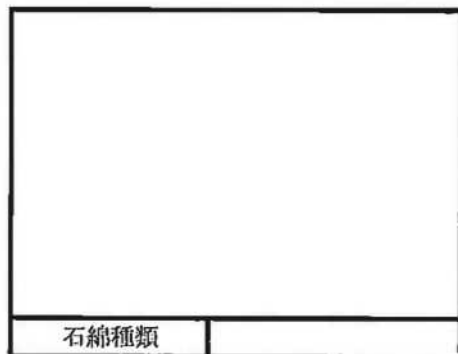
					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	10%	クリーム	無	-	-
層2	セメント系固形層	10%	薄灰	無	-	-
層3	コンクリート	80%	灰	無	-	-
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

（環境公害センター）

定性分析結果

試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	Pタイル	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	5F 共用通路	採取箇所	床
試料の概要	Pタイル	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	Pタイル	80%	青	無	-	-
層2	接着部	10%	黄	有	クリソタイル	0.1-5%
層3	セメント系固形層	10%	灰	有	クリソタイル	0.1-5%
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	クリソタイル	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

別添データNo. 4

第 4521-52431 号

定性分析結果

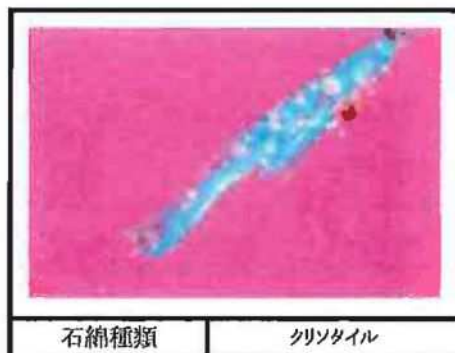
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	下地調整材	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	5F 共用通路	採取箇所	床
試料の概要	下地調整材	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソファイト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	10%	薄灰	無	-	-
層2	硬い固形層	80%	灰、黒	無	-	-
層3	セメント系固形層	10%	薄灰	有	クリソタイル	0.1-5%
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

クリソタイル



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

(環境公害センター)

別添データNo. 5

第 4521-52432 号

定性分析結果

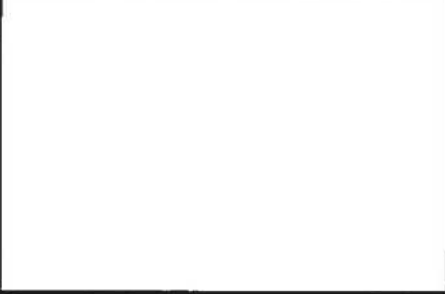
試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	コンクリート	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	5F 共用通路	採取箇所	床
試料の概要	コンクリート	粉碎方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	表層	10%	クリーム	無	-	-
層2	セメント系固形層	90%	灰	有	クリソタイル	0.1-5%
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

			
石綿種類	クリソタイル	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、クリソタイル(白石綿)が含まれています。

㈱環境公害センター

別添データNo. 6

第 4521-52434 号

定性分析結果

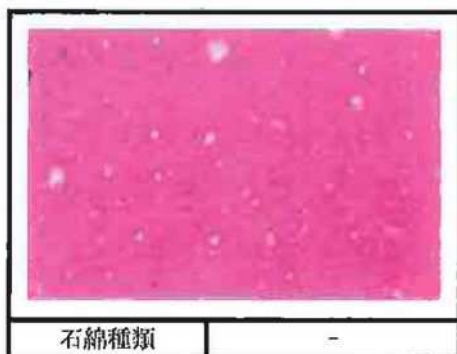
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	コンクリート	採取箇所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	5F 共用通路 壁	採取箇所	壁
試料の概要	コンクリート	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トリモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	脆い固形層	100%	薄灰	無	-	-
層2						
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

（環境公害センター）

別添データNo. 7

第 4521-52433 号

定性分析結果

試料採取及び粉碎の記録			
採取日	2021年5月28日 (2021年6月7日受人)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	コンクリート	採取場所の測定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション (大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗 共同住宅	施工年	S42
採取場所	4F エレベーターシャフト	採取箇所	内部外壁
試料の概要	コンクリート	粉碎方法	ボールミルP-7(Pritsch)による
備考	RC6階建解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トリモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

						分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率	
層1	脆い固形層	100%	灰	無	-	-	
層2							
層3							
層4							
層5							

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)

石綿種類	-	石綿種類	

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

㈱環境公害センター

甲 第 16 号 証 の 6 号 証

石 綿 分 析 結 果 報 告 書

(同・1 階通路壁他1点)

【報告書概要】

作成日	令和3年8月30日
作成者	株式会社環境公害センター
分析対象	1 階通路壁他1点
枚数	5枚

【立証趣旨】

1. 甲第16号証の1に同じ。

【添付書類】

石綿分析結果報告書 全5枚

※以下、報告書の写しを添付

石綿障害予防規則 第3条第4項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

株式会社 OAK 彌榮 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

○	分析マニュアル第3章、JIS A 1481-1に基づく偏光顕微鏡法による定性分析方法
—	分析マニュアル第4章、JIS A 1481-2に基づくX線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法
—	分析マニュアル第5章、JIS A 1481-3に基づくX線回折分析法による定量分析方法
—	分析マニュアル第6章、JIS A 1481-4に基づく偏光顕微鏡法による定量分析方法

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	株式会社 環境公害	代表者氏名	金田 哲夫
所 在 地	〒463-0808 花咲台二丁目201番地 TEL: 052-739-1350 FAX: 052-739-1356		
登録番号(作業環境測定機関)	23-19		
項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿 クロスチェック事業の参加の有無及びランク等	
JIS A 1481-1:2016 (偏光顕微鏡法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1909合0139)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (X線回折分析法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1910合0013)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-2:2016 (分散染色法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1910合0013)
	—	無 有	(認定No.)
JIS A 1481-3:2014 (X線回折分析法)	牛古 誠	無 (有)	(認定No. 1911A0078 A ランク)
	—	無 有	(認定No.)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年8月23日	～	2021年8月27日
-------	------------	---	------------

3. 物件名称

物件名称	RC造 6階建 解体工事(大阪市中央区島之内2-11-18)
------	--------------------------------

4. 試料採取履歴及び分析結果一覧

[illegible]

別添データ (共通事項)

1. 使用した測定機器、測定条件

1.1 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	ニコン
	形式	ECLIPSE 80i
照明系	形式	フライアイ照明 (ハロゲンランプ100W)
コンデンサ	形式	C-C Phコンデンサ
対物レンズ	形式	40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 WD0.66

1.2 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	HIOZAN
	形式	L-46
倍率		7~45

1.3 偏光顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	OLYMPUS
	形式	BX53F2
コンデンサ		U-UCD8
対物レンズ (倍率)		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5
分散対物レンズ		40×/0.75 Ph2 D ∞/0.17 FM26.5

1.4 X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		2000, 1000
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)		2
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		5~70

1.5 X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	島津製作所
	形式	XRD-6100
X線対陰極		Cu
管電圧 (kV)		40
管電流 (mA)		30
単色化 (K _β 線の除去)		カウンタモノクロメータ
フルスケール (cps)		自動
時定数 (s)		1
走査速度 (° /min)	連続スキャンニング (° /min)	—
	ステップスキャンニング	0.02° × 10s
発散スリット (°)		1
散乱スリット (°)		1
受光スリット (mm)		0.3
走査範囲 (2θ) (°)		9.5~13.5

別添データNo. 1

第 4521-53918 号

定性分析結果

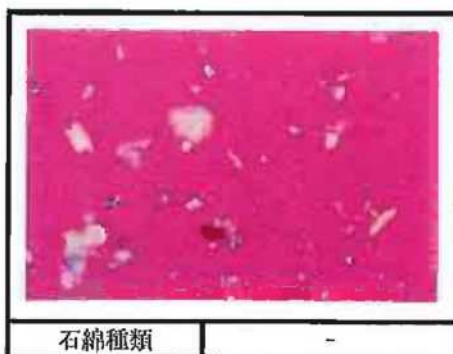
試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年8月15日 (2021年8月23日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田 晟二
建材名	モルタル	採取箇所の選定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	昭和42年5月30日
採取場所	1階 通路 壁	採取箇所	壁
試料の概要	モルタル	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC造 6階建 解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリンタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソファイト・トリモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

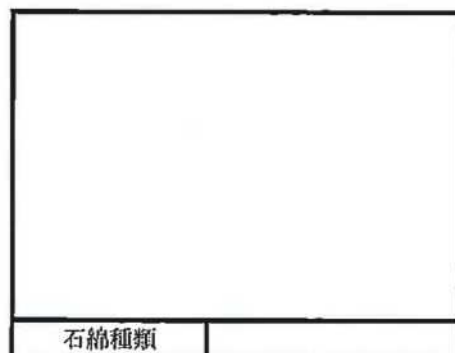
					分析室温度	25.0 ℃
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	モルタル	100%	灰	無	-	-
層2						
層3						
層4						
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(株)環境公害センター

別添データNo. 2

第 4521-53919 号

定性分析結果

試料採取及び粉砕の記録			
採取日	2021年8月15日 (2021年8月23日受入)	採取者	株式会社 豊 吉田晟二
建材名	モルタル	採取箇所の指定者	採取者に同じ
施設名	明和マンション(大阪市中央区島之内2-11-18)		
施設の用途	店舗、共同住宅	施工年	昭和42年5月30日
採取場所	1階 内部 柱	採取箇所	壁
試料の概要	モルタル	粉砕方法	ボールミルP-7(Fritsch)による
備考	RC造 6階建 解体工事		

試験項目及び方法	
試験項目	建材製品中のアスベスト含有率測定(クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト)
試験方法	JIS A1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

1. 分析試験の結果

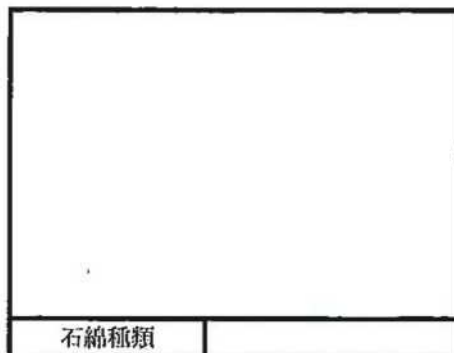
					分析室温度	25.0 °C
層構造	層の状態	層割合	色	石綿有無	石綿の種類	推定石綿質量分率
層1	塗材	5%	灰	無	-	-
層2	塗材	5%	白	無	-	-
層3	塗材	5%	茶	無	-	-
層4	モルタル	85%	灰	無	-	-
層5						

2. 試料中の偏光顕微鏡写真(クロスポーラ+鋭敏色検板)



石綿種類

-



石綿種類

ご依頼いただきました試料には、アスベストは含まれていません。

(株)環境公害センター

甲 第 17 号 証

現 場 写 真

(廃棄物保管状況・生駒市)

【写真概要】

撮影時期	令和4年11月
撮影者	債権者(株式会社豊)
撮影場所	奈良県生駒市小瀬町 320 番 1 の一部
内容	不法投棄された廃棄物(約2,350トン)の保管状況
枚数	8枚

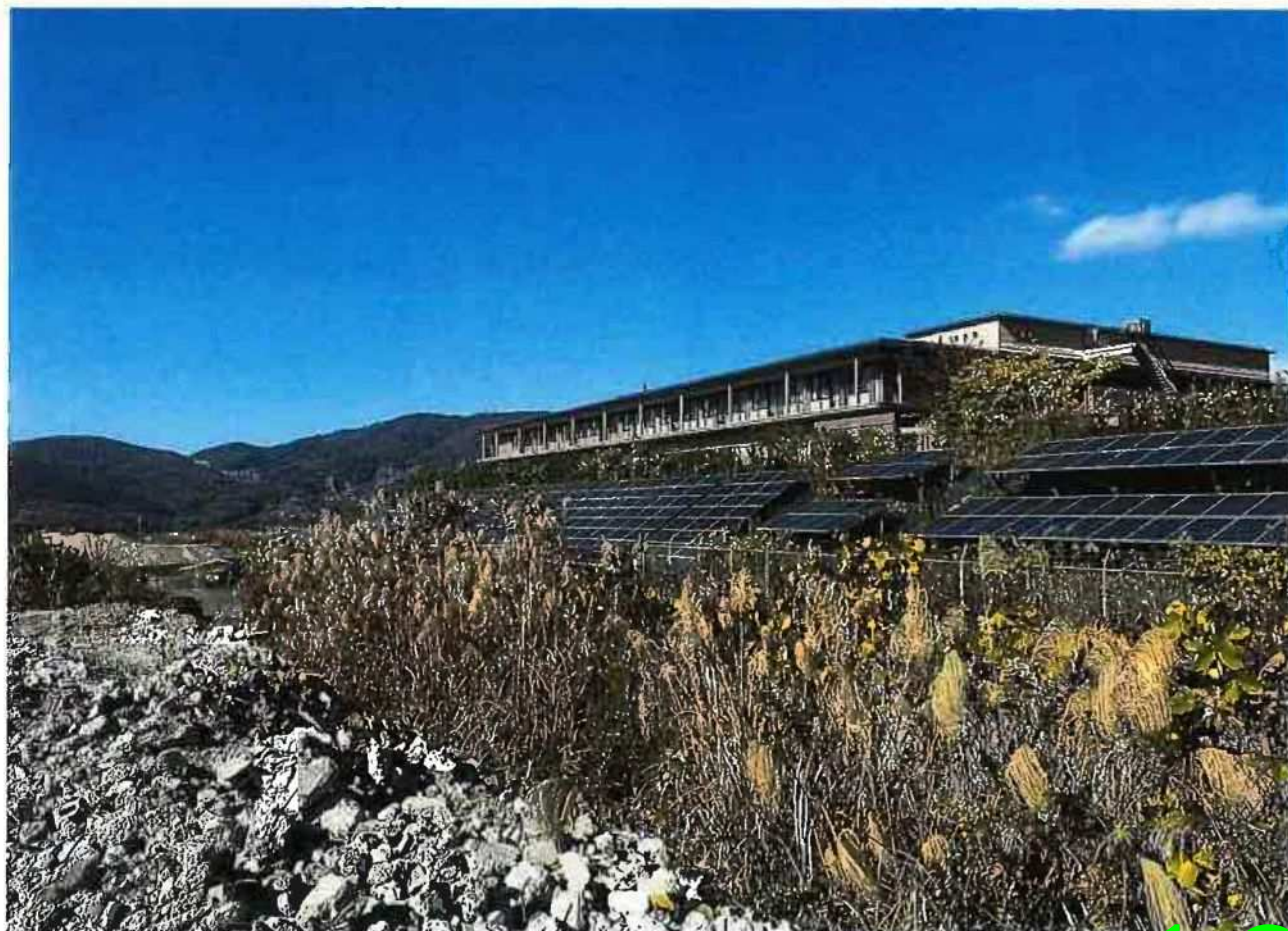
【立証趣旨】

1. 本件土地から搬出されたとされる廃棄物(約2,350トン)が奈良県生駒市において適正処理されず放置されている現状を示す。
2. 本件土地取引の背後にある廃棄物処理法違反(不法投棄)の事実を示す。

【添付書類】

現場写真 全8枚

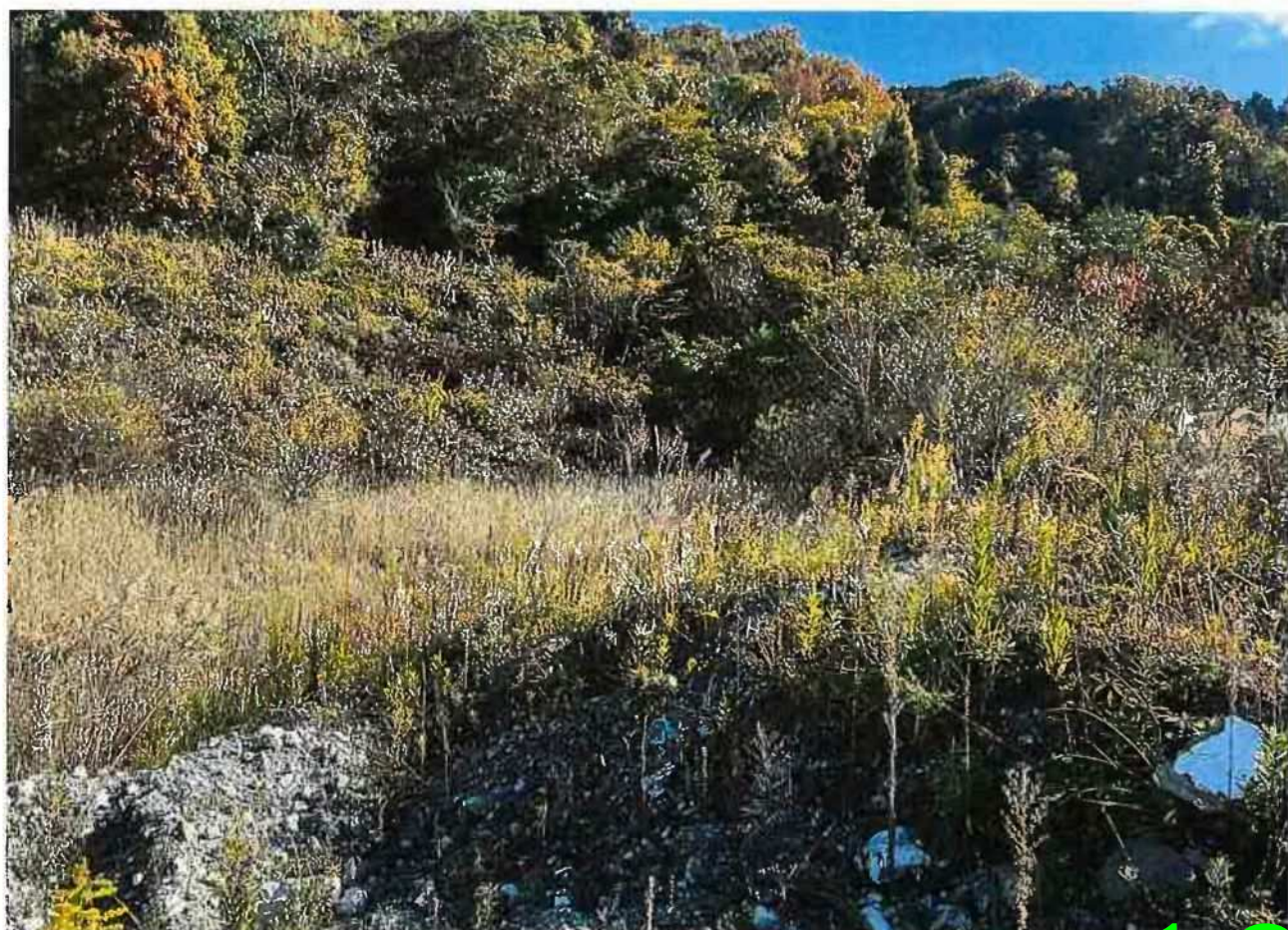
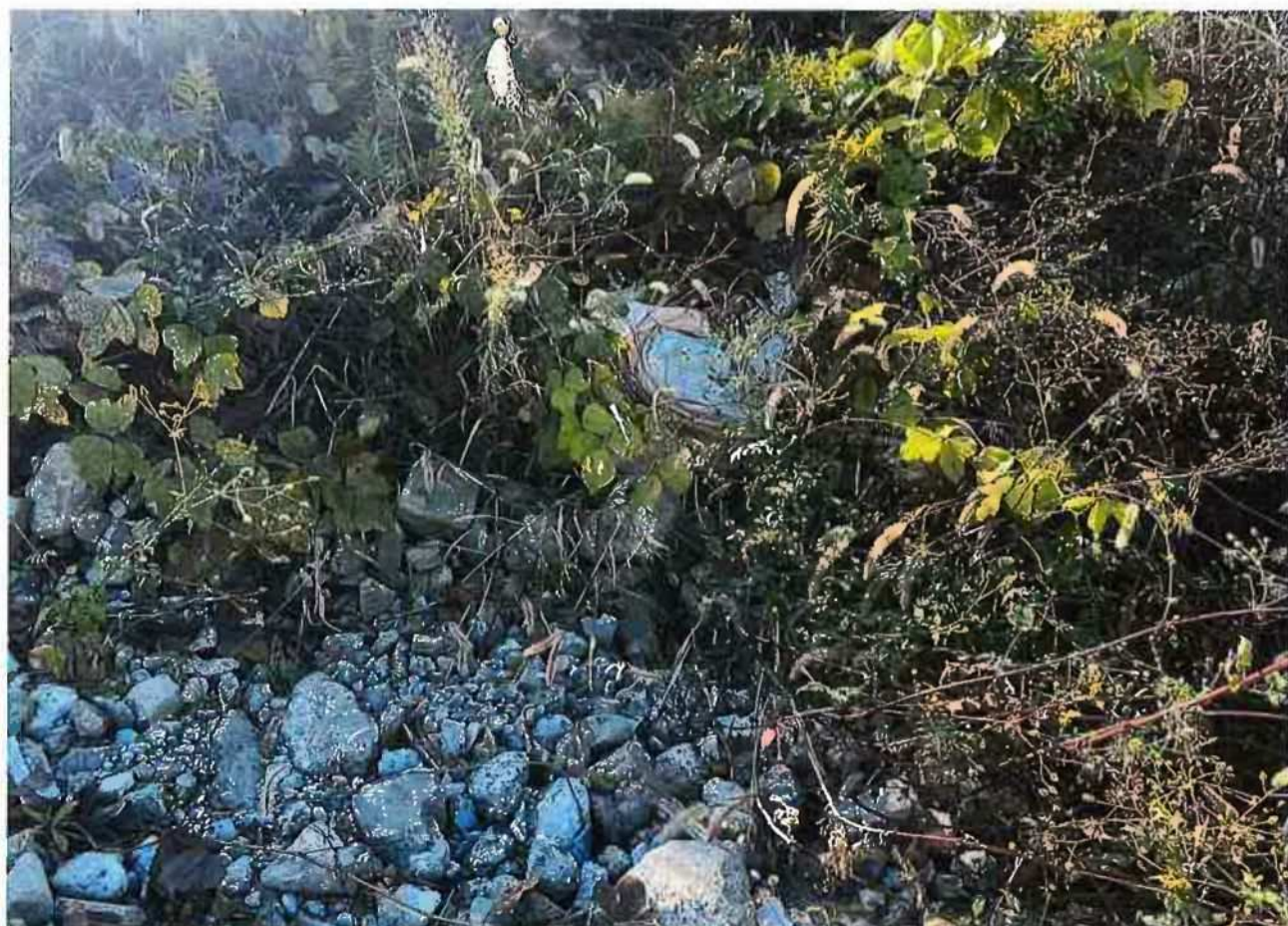
※以下、写真の写しを添付

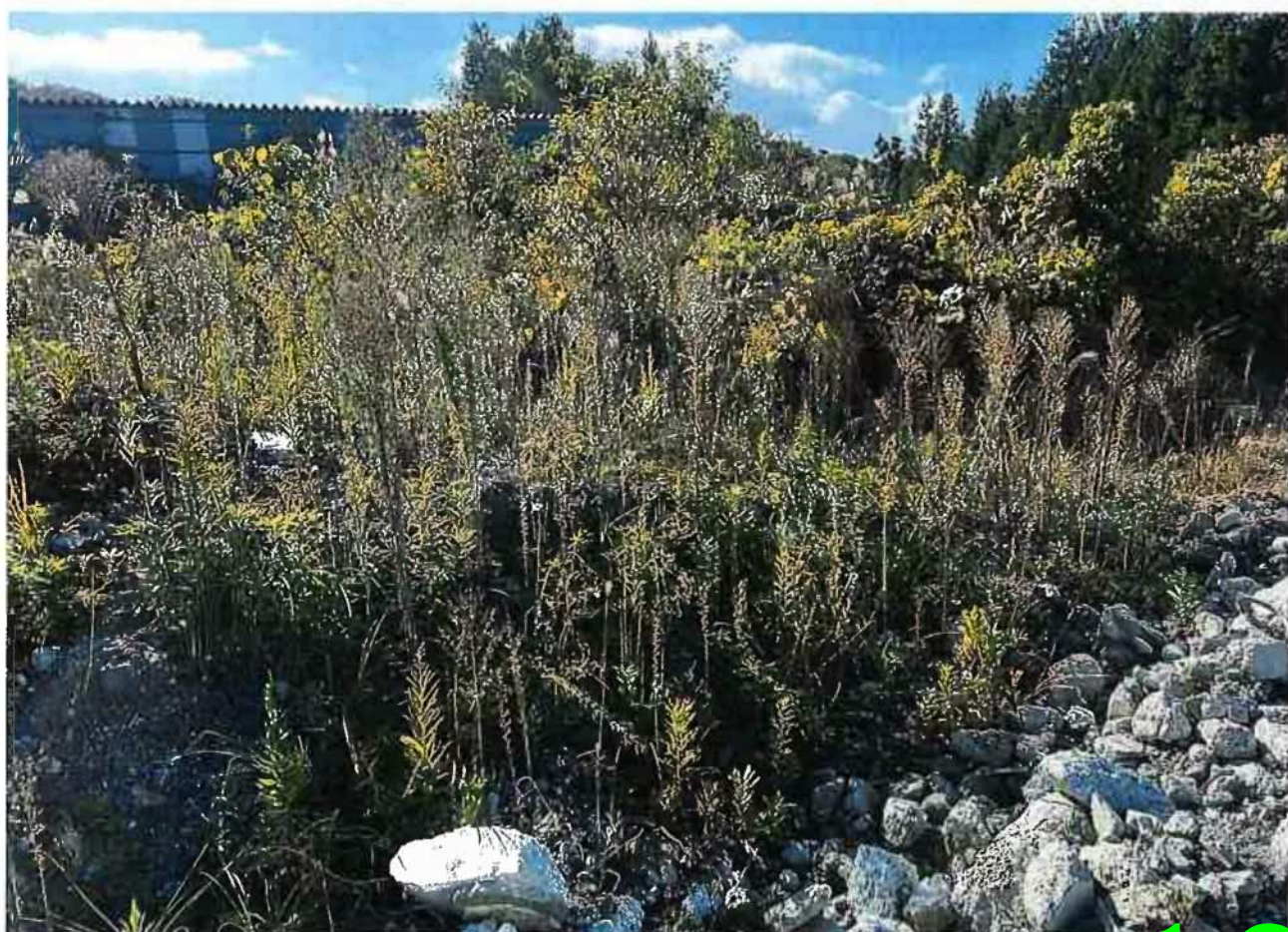




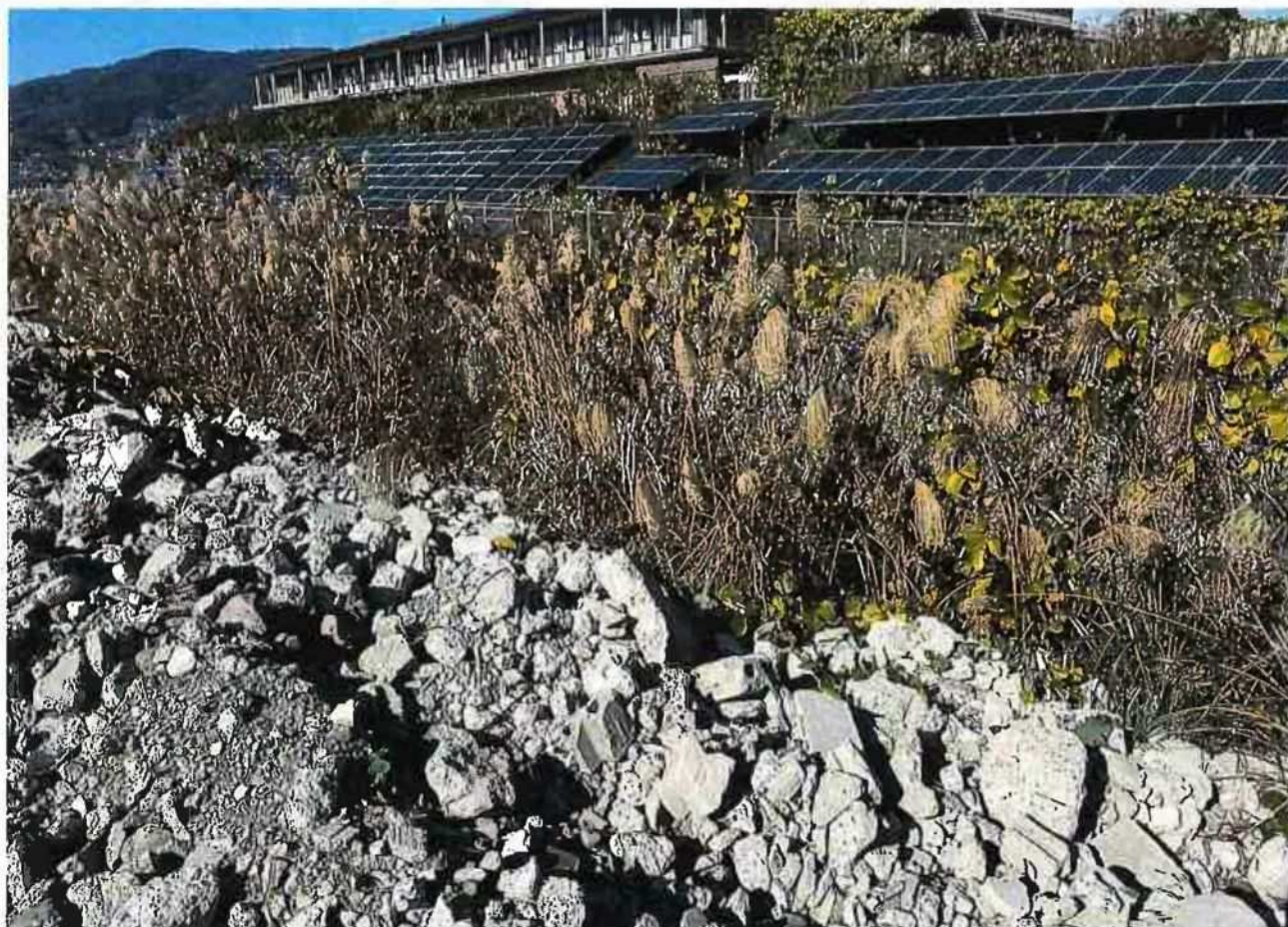












甲 第 18 号 証
商 業 登 記 簿 謄 本
(エスリード株式会社)

【登記概要】

取得日	令和7年12月4日
発行者	法務局
会社名	エスリード株式会社
上場区分	東証プライム(証券コード:8877)
枚数	11 枚

【立証趣旨】

1. 債務者が東証プライム上場の大手不動産会社である事実を証明する。
2. 高度な専門的知見と調査能力を有しており、本件のような瑕疵(事故歴、係争、廃棄物)を見落とすことは通常あり得ないこと(悪意または重過失)を立証する。

【添付書類】

履歴事項全部証明書 全 11 枚

※以下、登記簿謄本の写しを添付

履歴事項全部証明書

大阪市福島区福島六丁目25番19号

エスリード株式会社

会社法人等番号	1200-01-072725		
商号	日本エスリード株式会社		
	エスリード株式会社	令和 1年10月 7日変更	
		令和 1年10月 7日登記	
本店	大阪市北区梅田一丁目1番3-2400号		
	大阪市福島区福島六丁目25番19号	平成21年 9月 7日移転	
		平成21年 9月 7日登記	
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。	令和 4年 9月 1日設定	
		令和 4年 9月 5日登記	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してする。		
会社成立の年月日	昭和43年10月24日		
目的	(1) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 (2) 宅地建物取引業 (3) 不動産の取引に関する研究、コンサルタント業 (4) 不動産利用に関する企画・設計 (5) テナントの募集 (6) 建築工事及び設備工事 (7) 室内装飾の設計、監理、施工 (8) 損害保険代理業 (9) 飲食店の経営 (10) 広告、宣伝の企画・制作及び販売 (11) 生命保険の募集に関する業務 (12) 駐車場の経営並びに管理 (13) 介護用品、介護機器の売買、賃貸、仲介、修理並びに設置工事 (14) 不動産投資顧問業 (15) 金銭の貸付、金銭貸借の媒介及び保証業務 (16) 銀行の代理店業務 (17) 建築物の設計及び工事監理 (18) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 (19) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業 (20) 前記各号に附帯関連する一切の事業		
	令和 2年 6月26日変更	令和 2年 6月26日登記	

整理番号 N101981

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

/11

130

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	(1) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 (2) 宅地建物取引業 (3) 不動産の取引に関する研究、コンサルタント業 (4) 不動産利用に関する企画・設計 (5) テナントの募集 (6) 建築工事及び設備工事 (7) 室内装飾の設計、監理、施工 (8) 損害保険代理業 (9) 飲食店の経営 (10) 広告、宣伝の企画・制作及び販売 (11) 生命保険の募集に関する業務 (12) 駐車場の経営並びに管理 (13) 介護用品、介護機器の売買、賃貸、仲介、修理並びに設置工事 (14) 不動産投資顧問業 (15) 金銭の貸付、金銭貸借の媒介及び保証業務 (16) 銀行の代理店業務 (17) 建築物の設計及び工事監理 (18) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 (19) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業 (20) 有料職業紹介事業 (21) 労働者派遣事業 (22) 前記各号に附帯関連する一切の事業 令和 7年 6月26日変更	令和 7年 7月 1日登記
単元株式数	100株	平成12年 8月 1日変更 平成12年 8月 1日登記
発行可能株式総数	6186万2400株	平成18年 6月29日変更 平成18年 7月 6日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1546万5600株	平成17年 8月19日変更 平成17年 8月29日登記
資本金の額	金19億8300万円	平成12年12月19日変更 平成12年12月20日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>荒 牧 杉 夫</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 牧 杉 夫</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 牧 杉 夫</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 牧 杉 夫</u>	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 牧 杉 夫</u>	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>井 上 祐 造</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>井 上 祐 造</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>井 上 祐 造</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>井 上 祐 造</u>	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>井 上 祐 造</u>	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	取締役	<u>大 場 健 夫</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 3 年 6 月 3 0 日 登記
	取締役	<u>大 場 健 夫</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 4 年 7 月 4 日 登記
	取締役	<u>大 場 健 夫</u>	令和 5 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 5 年 7 月 6 日 登記
	取締役	<u>大 場 健 夫</u>	令和 6 年 6 月 2 7 日 重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日 登記
	取締役	<u>大 場 健 夫</u>	令和 7 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 7 年 7 月 1 日 登記
	取締役	<u>半 田 智 之</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 3 年 6 月 3 0 日 登記
	取締役	<u>半 田 智 之</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 4 年 7 月 4 日 登記
	取締役	<u>半 田 智 之</u>	令和 5 年 6 月 2 9 日 重任
			令和 5 年 7 月 6 日 登記
	取締役	<u>半 田 智 之</u>	令和 6 年 6 月 2 7 日 重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日 登記
	取締役	<u>半 田 智 之</u>	令和 7 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 7 年 7 月 1 日 登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	取締役	戸井幸治	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
	取締役	戸井幸治	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	取締役	戸井幸治	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	取締役	戸井幸治	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	取締役	戸井幸治	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記
	取締役	中澤博司	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
			令和 4年 6月29日退任
			令和 4年 7月 4日登記
	取締役	小倉大輔	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
	取締役	小倉大輔	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	取締役	小倉大輔	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	取締役	小倉大輔	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	取締役	小倉大輔	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	<u>取締役</u>	<u>大 城 元 樹</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 6 月 3 0 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 城 元 樹</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 城 元 樹</u>	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
			令和 5 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 城 元 樹</u>	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 城 元 樹</u>	令和 7 年 6 月 2 6 日重任
			令和 7 年 7 月 1 日登記
	<u>取締役</u>	<u>毎 熊 正 徳</u>	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
			令和 3 年 6 月 3 0 日登記
	<u>取締役</u>	<u>毎 熊 正 徳</u>	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
			令和 4 年 7 月 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>毎 熊 正 徳</u>	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
			令和 5 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>毎 熊 正 徳</u>	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日登記
	<u>取締役</u>	<u>毎 熊 正 徳</u>	令和 7 年 6 月 2 6 日重任
			令和 7 年 7 月 1 日登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	<u>取締役</u>	<u>名 倉 功</u>	令和 3年 6月29日就任
			令和 3年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>名 倉 功</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>名 倉 功</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>名 倉 功</u>	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>名 倉 功</u>	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 野 正 明</u>	令和 4年 6月29日就任
			令和 4年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 野 正 明</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 野 正 明</u>	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 野 正 明</u>	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 石 歌 織</u>	令和 6年 6月27日就任
	(社外取締役)		令和 6年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 石 歌 織</u>	令和 7年 6月26日重任
	(社外取締役)		令和 7年 7月 1日登記

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社

	取締役・監査等委員	米 津 均	令和 2年 6月26日重任
	(社外取締役)		令和 2年 6月29日登記
	取締役・監査等委員	米 津 均	令和 4年 6月29日重任
	(社外取締役)		令和 4年 7月 4日登記
	取締役・監査等委員	米 津 均	令和 6年 6月27日重任
	(社外取締役)		令和 6年 6月28日登記
	取締役・監査等委員	近 藤 正 和	令和 2年 6月26日重任
	(社外取締役)		令和 2年 6月29日登記
			令和 4年 6月29日退任
			令和 4年 7月 4日登記
	取締役・監査等委員	藤 澤 雅 浩	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 6月29日登記
			令和 4年 6月29日退任
			令和 4年 7月 4日登記
	取締役・監査等委員	石 川 宗 隆	令和 4年 6月29日就任
	(社外取締役)		令和 4年 7月 4日登記
	取締役・監査等委員	石 川 宗 隆	令和 6年 6月27日重任
	(社外取締役)		令和 6年 6月28日登記

取締役・監査等 委員	白 濱 実 雄	令和 4年 6月29日就任
	(社外取締役)	令和 4年 7月 4日登記
	取締役・監査等 委員	
	白 濱 実 雄	令和 4年 7月19日更正
	取締役・監査等 委員	令和 6年 6月27日重任
	白 濱 実 雄	令和 6年 6月28日登記
	取締役・監査等 委員	令和 7年 6月26日辞任
	白 濱 実 雄	令和 7年 7月 1日登記
	取締役・監査等 委員	
	廣 瀬 主 嘉	令和 7年 6月26日就任
取締役・監査等 委員	(社外取締役)	令和 7年 7月 1日登記
	柴 田 直 子	令和 7年 6月26日就任
取締役・監査等 委員	(社外取締役)	令和 7年 7月 1日登記
	柴 田 直 子	
兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7 代表取締役	荒 牧 杉 夫	令和 3年 6月29日重任
	荒 牧 杉 夫	令和 3年 6月30日登記
	兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7 代表取締役	令和 4年 6月29日重任
	荒 牧 杉 夫	令和 4年 7月 4日登記
	兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7 代表取締役	令和 5年 6月29日重任
	荒 牧 杉 夫	令和 5年 7月 6日登記
	兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7 代表取締役	令和 6年 6月27日重任
	荒 牧 杉 夫	令和 6年 6月28日登記
	兵庫県尼崎市 代表取締役	令和 7年 6月26日重任
	荒 牧 杉 夫	令和 7年 7月 1日登記
	荒 牧 杉 夫	
	荒 牧 杉 夫	

	会計監査人	太陽有限責任監査法人	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 6月30日登記
	会計監査人	太陽有限責任監査法人	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 7月 4日登記
	会計監査人	太陽有限責任監査法人	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 6日登記
	会計監査人	太陽有限責任監査法人	令和 6年 6月27日重任
			令和 6年 6月28日登記
	会計監査人	太陽有限責任監査法人	令和 7年 6月26日重任
			令和 7年 7月 1日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 平成28年 6月28日変更 平成28年 6月30日登記		
支 店	1 名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパークビジネスセンタービル11階		平成31年 4月 1日移転
			平成31年 4月 9日登記
	2 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー9階		令和 7年10月 1日設置
			令和 7年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記		
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成28年 6月28日設定 平成28年 6月30日登記		
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成28年 6月28日設定 平成28年 6月30日登記		
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 6日登記		
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記		

大阪市福島区福島六丁目25番19号
エスリード株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

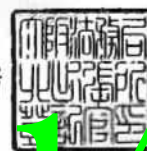
(大阪法務局管轄)

令和 7年12月 4日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



整理番号 N101981

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 1

140

甲 第 19 号 証 の 1 号 証

告 発 状(1月10日付)

【告発概要】

作成日	令和8年1月10日
告発人	債権者(株式会社豊)
被告発人	株式会社 OAK 彌榮 他3者
告発先	大阪地方検察庁
告発罪名	廃棄物処理法違反(不法投棄)など
枚数	20 枚

【立証趣旨】

1. 訴外会社(OAK 彌榮)が廃棄物処理法違反(不法投棄)の犯罪行為を行った事実を大阪地方検察庁に告発するもの。
2. 本件土地取引の背後にある違法性を示し、訴外会社が本件土地売却により債権者からの債権回収を免れようとする詐欺の意図を有していたことを推認させる。

【添付書類】

告発状 全 20 枚

※以下、告発状の写しを添付

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁

1/ 1

ご依頼人のご住所・お名前

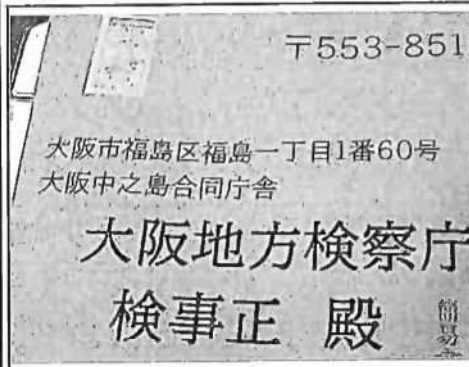


〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
連絡先：平野郵便局
TEL：0570-943-180

受領No. 260110Z3537
端末番号：P54 切手箱：01
備考

1 お届け先

お問い合わせ番号 33533446833



摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/10 16:47:23 窓口端末

142

告 発 状

【緊急】廃棄物処理法違反の公訴時効:

令和8年7月頃完成予定

令和8年1月10日

大阪地方検察庁 検事正 殿

告発人

住所:奈良県天理市杉本町179-17萬玉組様方

名称:株式会社豊

代表者:代表取締役社長 三村勝美

電話:0570-00-0726 FAX:0743-63-2259

告発人代理人

住所:東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名:吉田晟二

電話:090-2770-2346

被告発人 1

【排出事業者・元請・廃棄物処理法違反の主体・時効緊急】

名 称: 合同会社クリンクリンナラ

所在地: 大阪府中央区島之内二丁目10-26

大平ハイツ306

代表者: 代表社員 吉田晟二

※廃棄物処理法 21 条の 3 により、元請業者が排出事業者として処理責任を負う。

※【自首の申告】

被告発人1(合同会社クリンクリンナラ)の代表社員であり、本告発の代理人でもある吉田晟二は、本件廃棄物処理法違反の事実(排出事業者としての形式的責任)を全面的に認め、本告発状の提出をもって刑法第42条第1項に基づく「自首」として申告する。同社は、発注者である被告発人2(株式会社 OAK 彌榮)等の指示・支配下にあったとはいえ、結果として不適正な処分に関与した責任を痛感しており、捜査には全面的に協力する意思である。したがって、自身の処罰(刑事責任)を甘受する覚悟をもって、真の首謀者である被告発人2らの厳正な処罰を求めるものである。

なお、刑法 42 条の適用の有無(発覚前要件等の充足)は捜査機関の判断に委ねるが、少なくとも同条の趣旨に照らし、申告人の自発的申告及び捜査協力の姿勢を斟酌されたい。

被告発人 2

【発注者・加担者・隠蔽の主犯・真の首謀者・時効緊急】

名称: 株式会社OAK彌榮

所在地: 大阪府港区磯路一丁目 4 番 4 号

代表者: 代表取締役 柏木良夫

※「偽造」主張が真実なら、元請不存在により直接の排出事業者(主犯)となる。

※契約が真正であっても、加担・隠蔽・責任財産散逸の真の首謀者として処罰されるべき。

被告発人 3

【共犯的加担者・DD 義務違反の上場企業】

名称:エスリード株式会社(東証プライム・8877)

所在地:大阪市福島区福島六丁目25番19号

代表者:代表取締役 荒牧杉夫

被告発人 4

【共犯的加担者・融資加担の疑いがある銀行法人】

名称:株式会社三菱UFJ銀行(東証プライム・8306)

所在地:東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

代表者:取締役頭取 半沢淳一

被告発人 5

【融資の実行行為者】

所属:株式会社三菱UFJ銀行梅田中央支店

氏名:不詳(本件融資担当者及び決裁権者・捜査により特定されたい)

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、相互に共謀した疑いがあり、営利を目的として行われた組織的犯罪であると強く疑われる。被告発人3及び4は、いずれも東証プライム上場企業であり、高度な法令遵守義務及び社会的責任を負う立場にありながら、アスベスト不法投棄という重大な環境犯罪を隠蔽した疑いがある。よって、行為者個人の処罰のみならず、各法人の両罰規定を適用し、厳重に処罰されたく告発する。

なお、被告発人1(クリンクリンナラ)の代表者は、自らの形式的責任を認め、本告発状をもって自首するとともに、真の首謀者である被告発人2(OAK 彌榮)らの厳正な処罰を求めるものである。

【適用を求める罰則・両罰規定】

法律	条文	罪名・罰則	対象
廃棄物 処理法	16 条、25 条 1 項 1 号、32 条 1 項 1 号	不法投棄【主訴】個人 5 年以下懲役又は 1000 万円以下罰金。 法人 3 億円以下罰金	被告発人1・ 2
刑法	157 条 1 項	電磁的公正証書原本 不実記録罪。5 年以 下懲役又は 50 万円 以下罰金	被告発人2
刑法	246 条 1 項、 60 条	詐欺罪(共同正犯)。 10 年以下懲役	被告発人1 ～5
刑法	96 条の 2	強制執行妨害目的財 産損壊等罪。3 年以 下懲役又は 250 万 円以下罰金	被告発人2 ～5
宅建業 法	35 条、47 条 1 号、79 条の 2、84 条	重要事項説明義務違 反。法人罰金:1 億円 以下	被告発人3
刑法	42 条 1 項	【自首】被告発人1代 表者が自首。刑の減 軽を求める。	被告発人1

第2 事案の構造【犯罪の連鎖】

本件は単なる未払い問題ではない。以下の犯罪行為が連鎖的に行われた組織犯罪である。

【犯罪の連鎖構造】

段階	犯罪行為	内容	関与者
①	【発端】不法投棄	アスベスト・コンクリートガラ約 2,350 トンを奈良県生駒市に不法投棄。適正処理費用 3 億円以上の負担を免れるための犯罪。	被告発人 1・2(真の 首謀者は 2)
②	【隠蔽】虚偽登記	不法投棄の事実を隠蔽し「適正に解体完了」と虚偽の建物滅失登記を行った(電磁的公正証書原本不実記録・刑法 157 条)。	被告発人 2
③	【資金洗浄】土地売却	犯罪により「更地化」した土地を売却し、責任財産を散逸。犯罪収益の移転・マネーロンダリング的取引。	被告発人 2→3
④	【加担】DD 義務違反	上場企業・宅建業者として当然行うべき調査を怠り、「犯罪物件」を取得。不法投棄隠蔽スキームに加担。	被告発人 3・4・5

【法的責任の整理】

契約の真正性	形式上の主たる責任者	真の首謀者
契約が真正	被告発人1(クリニックナラ) = 排出事業者【自首】	被告発人2(OAK 彌榮) = 加担・隠蔽・責任財産散逸の首謀者
契約が偽造	被告発人2(OAK 彌榮) = 直接の排出事業者	被告発人2(OAK 彌榮) = 主犯(元請不存在のため発注者が排出事業者)
結論	いずれにせよ被告発人1は自首により刑の減軽を求める	いずれにせよ OAK 彌榮は真の首謀者として厳正に処罰されるべき

第3 事件の経緯

時期	出来事
R3.5.12	工事請負契約締結(告発人・被告発人2間:契約金額 2,420 万円、着手金 200 万円入金)。被告発人1・被告発人2間も同日契約。
R3.7.16	【重大事故】大型油圧ショベル墜落。高圧電線切断。大阪市中心部全域停電。複数メディア報道。
R3.7 以降	【不法投棄】被告発人2(OAK 彌榮)の指示・支配下で、コンクリガラ・アスベスト含有建材約 2,350 トンを奈良県生駒市小瀬町 320 番 1 に緊急搬出。「仮置き場料・処分費用は責任を持つ」と約束したが、後に「知らない」と態度を翻し放置。現在は隣接する生駒市所有地にも流出。
R5.5.31	【虚偽登記】不法投棄の事実を隠蔽し、本件建物滅失登記を実行(電磁的公正証書原本不実記録・刑法 157 条)。
R7.10.31	【土地売却】被告発人2(OAK 彌榮)が本件土地を被告発人3(エスリード)に売却。責任財産を散逸。
R7.11.26	【異常な担保】本件土地(固定資産評価額 1.4 億円)に 13 億円(約 9.3 倍)の抵当権仮登記。
R8.7 頃	【期限】廃棄物処理法違反(25 条 1 項 1 号)の公訴時効完成予定。直ちに捜査着手を求める。

第4 自首の申告(刑法 42 条 1 項)

1 自首の内容

被告発人1(合同会社クリンクリンナラ)の代表社員であり、本告発の代理人でもある吉田晟二は、本件廃棄物処理法違反の事実(排出事業者としての形式的責任)を全面的に認め、本告発状の提出をもって刑法第42条第1項に基づく「自首」として申告する。

2 自首に至った経緯

被告発人1(クリンクリンナラ)は、発注者である被告発人2(株式会社 OAK 彌榮)等の指示・支配下にあったとはいえ、結果として不適正な処分に関与した責任を痛感している。

被告発人2(OAK 彌榮)は、当初「仮置き場料・処分費用は責任を持つ」と約束しながら、後に「知らない」と態度を翻し、さらには契約書を「偽造」と主張するなど、一貫して責任を逃れようとしている。

このような状況において、被告発人1の代表者は、自らの形式的責任を認めた上で、真の首謀者である被告発人2の責任を明らかにするため、自首を決意した。

3 捜査への協力

被告発人1の代表者は、捜査には全面的に協力する意思である。以下の資料・情報を提供する用意がある。

- ① 被告発人2との契約書、通信記録、打合せ記録等
- ② 廃棄物の搬出・処分に関する記録
- ③ 被告発人2からの指示内容に関する証言
- ④ その他捜査に必要な一切の資料

4 刑の減軽の求め

自身の処罰(刑事責任)を甘受する覚悟をもって、真の首謀者である被告発人2らの厳正な処罰を求めるものである。刑法 42 条 1 項に基づき、被告発人1に対しては刑の減軽を求める。

第5 被告発人3・4・5(エスリード・三菱UFJ 銀行)の共犯性

被告発人3(エスリード)及び被告発人4・5(三菱UFJ 銀行・担当者)は、単なる「善意の第三者」ではなく、不法投棄隠蔽スキームの「共犯者」として捜査されるべきである。

1 デューデリジェンス義務の懈怠

上場企業・宅建業者・メガバンクとして、以下の調査は「当然の義務」である。これを怠ったことは「重過失」に該当し、「知らなかった」では済まされない。

調査項目	発見可能だった事実	調査方法
インターネット検索	令和3年7月16日、大型油圧ショベルが墜落し大阪市中心部全域が停電する大事故が発生。複数メディアで報道。	Google 検索「島之内二丁目 事故」
債権者 HP 確認	債権者(株式会社豊)がホームページで本件訴訟・事故の経緯を公表している。	「株式会社豊」で検索
登記簿調査	短期間での所有権移転、取得直後の13億円抵当権仮登記という異常な取引。	登記情報提供サービス

2 共犯として処罰すべき理由

固定資産評価額約1.4億円の土地に13億円(約9.3倍)の担保を設定することは、通常の不動産融資ではあり得ない。この異常な取引を行った以上、被告発人3・4は本件土地に「何らかの問題がある」ことを認識していたと推認される。

被告発人3・4は、調査義務を怠り(又は意図的に調査せず)、犯罪物件を取得・融資することで、被告発人2による責任財産の隠匿を幫助した。これは以下の罪に該当する疑いがある。

- ① 詐欺罪(共同正犯・幫助犯):瑕疵を知らながら(又は知り得たにもかかわらず)取引に加担
- ② 強制執行妨害目的財産損壊等罪(刑法 96 条の 2):責任財産の隠匿に協力
- ③ 廃棄物処理法違反(幫助犯):不法投棄の事実を知らながら取引に加担

被告発人 3～5 については、不法投棄の事実関係を前提として、本件土地取引・担保設定に至る経緯及び関係者間の連絡状況等につき、関与の有無(幫助等の成否を含む)を捜査により解明されたい。上記は断定ではなく、捜査による事実解明を求めるものである。

第6 公訴時効と捜査の緊急性

廃棄物処理法違反(不法投棄)の法定刑は5年以下の懲役であり、公訴時効は5年である(刑事訴訟法 250 条 2 項 5 号)。本件不法投棄は令和3年7月に開始されており、公訴時効は令和8年7月頃に完成する。時効完成まで残り約6ヶ月しかない。

(注:起算点は捜査機関の判断に委ねるが、少なくとも令和3年7月頃を起点とすれば、時効完成が迫る可能性が高い。)

被告発人1の代表者は自首により捜査への全面協力を約束している。この機会を逃さず、直ちに強制捜査に着手されたい。

第7 結語

これは単なる工事代金の未払い事件ではない。

アスベストと廃棄物の不法投棄という「環境犯罪」を起点とし、虚偽の登記と、大手金融機関・上場企業による杜撰な融資・買収によって、その犯罪が「正当な取引」のように洗淨(ロンダリング)された組織犯罪である。

被告発人1(クリンクリンナラ)の代表者は、自らの形式的責任を認め、自首するとともに、捜査への全面協力を約束する。真の首謀者である被告発人2(OAK 彌榮)及び共犯者である被告発人3～5の厳正な処罰を求める。

公訴時効(令和8年7月頃)の完成が迫っており、一刻の猶予もない。検察官におかれては、本告発状を直ちに受理し、強制捜査に着手されたい。

(注:起算点は捜査機関の判断に委ねるが、少なくとも令和3年7月頃を起点とすれば、時効完成が迫る可能性が高い。)

証拠資料

- 1 別紙1:法的構成図 / 別紙2:犯罪の連鎖構成図
- 2 不動産処分禁止仮処分命令申立書写し一式
(令和7年(ヨ)第941号)
- 3 訂正申立書(第2回補充書面)写し
- 4 甲1号証～甲20号証
(別紙証拠説明書記載のとおり)

以 上

別紙1:法的構成図

【関係者間の法的責任の構造】

【真の首謀者】	【共犯的加担者】	【被害者・自首者】
被告発人2 株式会社 OAK 彌榮 (オークヤサカ)	被告発人3 エスリード株式 会社 被告発人4・ 5 三菱 UFJ 銀行	告発人 株式会社豊(債 権者) 被告発人1 【自首】 クリンクリンナ ラ
【主な罪状】 ・廃棄物処理法違反(主犯) ・電磁的公正証書原本不実記録 ・詐欺罪 ・強制執行妨害	【疑われる罪状】 ・DD 義務違反(重過失) ・詐欺幫助 ・強制執行妨害幫助	【立場】 ・工事代金債権者 ・形式的責任を認め自首 ・捜査に全面協力

【責任・資金の流れ】

OAK 彌榮 → エスリード 土地売却(責任財産の散逸)	三菱 UFJ → エスリード 13 億円の担保設定(異常な過大担保)
OAK 彌榮 → 株式会社豊 工事代金未払い(2,220 万円) + 損害金 α	OAK 彌榮 → クリンクリンナラ 処分費用約 3 億円の負担を放棄

【契約の真偽と法的責任】

契約の真正性	形式上の主たる責任者	真の首謀者
契約が真正	クリンクリンナラ = 排出事業者【自首】	OAK 彌榮 = 加担・隠蔽・責任財産散逸の首謀者
契約が偽造	OAK 彌榮 = 直接の排出事業者(主犯)	OAK 彌榮 = 元請不存在のため発注者が排出事業者
結論	いずれにせよ被告発人1は 自首により刑の減輕を求める	いずれにせよ OAK 彌榮は 真の首謀者として厳正に処罰されるべき

別紙2:犯罪の連鎖構図

【時系列で見る犯罪行為の連鎖】

段階 ①	【発端】 不法投棄	アスベスト・コンクリートガラ 約 2,350 トンを 奈良県生駒市に不法投棄 適正処理費用 3 億円以上 の負担を免れる犯罪	OAK 彌榮 (真の首 謀者)
---------	--------------	--	--------------------------



段階 ②	【隠蔽】 虚偽登記	不法投棄の事実を隠蔽し 「適正に解体完了」と虚偽の 建物滅失登記 電磁的公正証書原本不実 記録(刑法 157 条)	OAK 彌榮
---------	--------------	---	-----------



段階 ③	【資金洗浄】 土地売却	犯罪により「更地化」した土 地を売却し 責任財産を散逸 マネーロンダリング的取引	OAK 彌榮 ↓ エスリー ド
---------	----------------	---	-----------------------------



段階 ④	【加担】 DD 義務 違反	上場企業・宅建業者として 当然行うべき 調査(デューデリジェンス) を怠り「犯罪物件」を取得 不法投棄隠蔽スキームに加 担	エスリー ド 三菱 UFJ
---------	---------------------	--	------------------------

【時系列】

時期	出来事
R3.5.12	工事請負契約締結(契約金額 2,420 万円)
R3.7.16	【重大事故】大型油圧ショベル墜落・大阪市中 央区全域停電
R3.7 以降	【不法投棄】アスベスト・コンクリガラ約 2,350 トンを奈良県生駒市に搬出
R5.5.31	【虚偽登記】建物滅失登記を実行(電磁的公正 証書原本不実記録)
R7.10.31	【土地売却】OAK 彌榮がエスリードに売却・責 任財産散逸
R7.11.26	【異常な担保】固定資産評価額 1.4 億円の土 地に 13 億円の抵当権仮登記
R8.7 頃	【期限】廃棄物処理法違反の公訴時効完成予 定

【緊急】廃棄物処理法違反の公訴時効：令和8年7月頃完成予定

甲 第 19 号 証 の 2 号 証
告 発 状(1月11日付補正)

【告発概要】

作成日	令和8年1月11日
告発人	債権者(株式会社豊)
被告発人	株式会社 OAK 彌榮 他3者
告発先	大阪地方検察庁
内容	1月10日付告発状の補正
枚数	21 枚

【立証趣旨】

1. 甲第19号証の1に同じ。

【添付書類】

告発状(補正) 全 21 枚

※以下、告発状の写しを添付

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
1/ 1

ご依頼人のご住所・お名前

〒632-0078

奈良県天理市杉本町179番地17

萬玉組様方

告発人 株式会社豊

同代理人 吉田 晟二

TEL:090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
連絡先：王寺郵便局
TEL：0570-943-196

受領No. 260111A3075
端末番号：P37 切手箱：02
備考

1 お届け先

お問い合わせ番号 31103731783

大阪市福島区福島一丁目1番60号
大阪中之島合同庁舎

告 発 状 在 中

大阪地方検察庁 検事正 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/11 11:32:53 窓口端末

163

告 発 状

【緊急】廃棄物処理法違反の公訴時効:

令和8年7月頃完成予定

令和 8 年 1 月 11 日

大阪地方検察庁 検事正 殿

告発人

住所:奈良県天理市杉本町179-17萬玉組様方

名称:株式会社豊

代表者:代表取締役社長 三村勝美

電話:0570-00-0726 FAX:0743-63-2259

告発人代理人

住所:東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名:吉田晟二

電話:090-2770-2346



被告発人1

【産廃不法投棄の主犯・排出事業者・時効緊急】

名称:株式会社OAK彌榮

所在地:大阪市港区磯路一丁目4番4号

代表者:代表取締役 柏木良夫

被告発人2

【形式上の元請・捜査対象として包含】

名称:合同会社クリンクリンナラ

所在地:大阪府中央区島之内二丁目10-26

大平ハイツ306

代表者:代表社員 吉田晟二

※本告発人代理人が代表を務めるが、公平性担保のため被告発人に含める

被告発人3

【関与の疑いが強い上場企業】

名称:エスリード株式会社(東証プライム・8877)

所在地:大阪府福島区福島六丁目25番19号

代表者:代表取締役 荒牧杉夫

被告発人4

【不正融資に関与した疑いのある銀行法人】

名称:株式会社三菱UFJ銀行(東証プライム・8306)

所在地:東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

代表者:取締役頭取 半沢淳一





被告発人5

【不正融資の実行行為者】

所属：株式会社三菱UFJ銀行梅田中央支店

氏名：不詳（本件融資担当者及び決裁権者・捜査により特定されたい）

補正：令和8年1月10日付告発状の
第3「事件の経緯」の中で、

時期	出来事
R3.5.12	工事請負契約締結（告発人・被告発人2間：契約金額 2,420 万円、着手金 200 万円入金）。被告発人1・被告発人2間も同日契約。

※契約時期の記載に誤りがあるため下記に補正します。

時期	出来事
R3.5.12	告発人：株式会社豊 被告発人1：株式会社 OAK 彌榮 令和3年5月12日付工事契約締結
R3.5.17	被告発人2：合同会社クリンクリンナラ 被告発人1：株式会社 OAK 彌榮 令和3年5月17日付工事請負契約締結





第1 告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、相互に共謀した疑いがあり、営利を目的として行われた組織的犯罪であると強く疑われる。

特に被告発人1(OAK 彌榮)は、アスベスト含有廃棄物約2,350トンを経営上において放置し、公衆衛生上の重大な危険を生じさせている。被告発人3及び4は、いずれも東証プライム上場企業であり、高度な法令遵守義務及び社会的責任を負う立場にありながら、この重大な環境犯罪の隠蔽に加担した疑いがある。

よって、行為者個人の処罰のみならず、各法人の両罰規定を適用し、厳重に処罰されたく告発する。

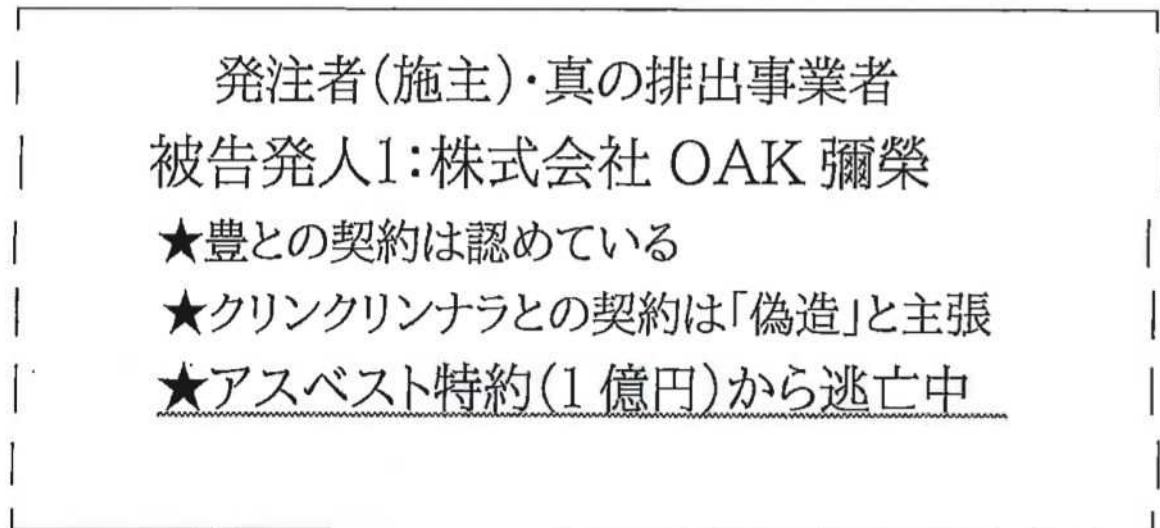




第2 本件の全体構図(図解)

本件の当事者関係と責任構造を以下に図示する。

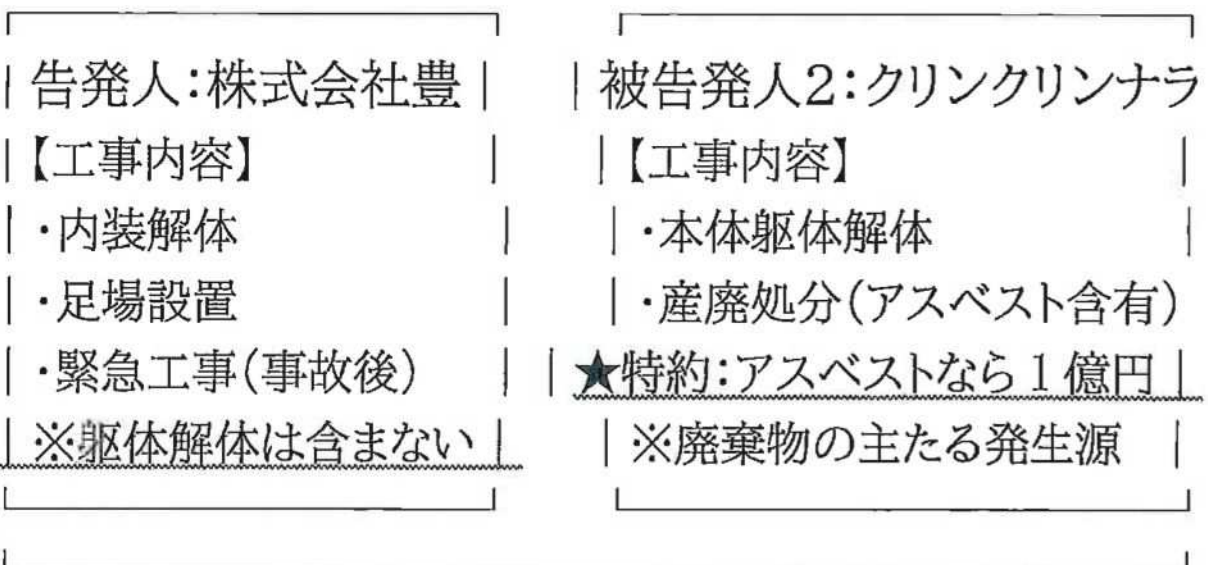
【発注構造】



分離発注



分離発注





【責任の所在:核心的問題】

被告発人1は「クリンクリンナラとの契約は偽造」と主張するが、では約2,350トンのコンクリート躯体を「誰が」解体したのか。告発人(豊)の工事範囲には躯体解体は含まれていない。被告発人1が自ら解体したはずもない。論理的に、クリンクリンナラが解体したとしか考えられない。「偽造」主張はアスベスト特約(1億円)からの逃亡に過ぎない。

第3 事件の経緯

本件工事は分離発注方式により行われた。告発人は被告発人1との間で別個の契約を締結し、内装解体・足場設置・機械設備準備・緊急工事等を担当した。本体躯体(コンクリート)の解体及び産業廃棄物の処分は、告発人の工事範囲に含まれていない(甲2号証)。





第4 告発事実【主訴：廃棄物処理法違反】

1 被告発人1(OAK 彌榮)の犯罪事実

【罪名】廃棄物処理法違反(投棄禁止違反)

【罰条】廃棄物処理法 16 条、25 条 1 項 14 号、32 条 1 項 1 号(法人両罰規定・3 億円以下)

(1) 事故発生と緊急措置

令和3年7月16日、大阪府中央区島之内二丁目所在の解体工事現場において、大型油圧ショベル(解体用重機)が転倒し周辺一帯が停電する重大事故が発生した。

事態を収拾するため、大阪府警南警察署、東京海上日動火災保険株式会社、監理監督の一級建築士事務所、大阪弁護士会所属岩本朗弁護士らの指導・立会いのもと、現場の安全確保及び復旧のための緊急工事が必要となった。その際、堆積していたコンクリートガラ等の産業廃棄物(アスベスト含有建材を含む約2,350トン)を直ちに移動させる必要が生じた。





(2) 緊急避難的「一時保管」と被告発人1の責任放棄

告発人は、被告発人1からの「後日、責任を持って適正処分費用を支払う」旨の指示を受け、上記関係機関の立会いのもと、緊急避難的措置として、奈良県生駒市小瀬町320番1の民有地への「一時保管」を行った。これは緊急事態における応急措置であり、最終処分を目的としたものではない。

しかし、被告発人1は、搬出後、当該廃棄物がアスベスト含有建材を含む有害物質であることを認識しながら、適正処理費用(約1億円以上)の支払いを拒絶し、かつ、同廃棄物を同地に放置したまま、排出元である本件土地を売却して連絡を絶った。

(3) 不法投棄該当性を基礎づける事実

- ① 長期放置:令和3年7月から現在まで約4年半、適正処理されず放置
- ② 処理拒否:被告発人1は告発人からの処理要求を無視し続けている
- ③ 連絡断絶:被告発人1は告発人との連絡を断ち、責任を回避



④ 管理権原の欠如：生駒市の民有地は適正な処分場ではない

⑤ アスベスト含有：石綿分析結果報告書により危険物であることが証明

(甲 16 号証)

⑥ 土地売却による逃亡：排出元土地を売却し、責任財産を隠匿

第5 真の「排出事業者」は被告発人1である

1 法的根拠

廃棄物処理法上、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者とされるのが原則である(廃棄物処理法 21 条の 3)。しかし、本件では以下の事情により、発注者である被告発人1こそが実質的な排出事業者と評価されるべきである。





2 被告発人1が排出事業者である理由

(1) 実質的支配

被告発人1は本件工事の発注者として、工事全体を実質的に支配し、指示権限を有していた。緊急措置の際も、被告発人1の指示により廃棄物の移動が行われた。

(2) 処分費用の支払義務

被告発人1は「後日、適正処分費用を支払う」と約束しながら、これを履行せず、廃棄物を放置した。処分費用の支払義務を負っていたことは、被告発人1が最終的な責任者であることを示す。

(3) 利益の帰属



本件工事により解体されたマンションの敷地(本件土地)は被告発人1が所有しており、工事による経済的利益は被告発人1に帰属していた。その後、被告発人1は本件土地を売却して利益を得ている。



(4) 「偽造」主張の意味

被告発人1は元請(クリンクリンナラ)との契約を「偽造」と主張するが、仮にこれが真実だとすれば、被告発人1自身が直接廃棄物を排出したことになり、排出事業者責任はより明確となる。いずれにせよ、被告発人1が責任を免れることはできない。

第6 被告発人1の「偽造」主張への反論

1 「偽造」主張の欺瞞性

被告発人1(代表者柏木良夫)は、被告発人2(クリンクリンナラ)との契約書について「印鑑が偽造である」と主張している。



しかし、当初「印鑑証明で実印であることを証明する」と述べながら、実際には認印であったことが判明した。すなわち、被告発人1は「実印である」と虚偽の主張をしていたのであり、その信用性は著しく低い。

2 論理的矛盾:「誰が躯体を解体したのか」

被告発人1は告発人(豊)との契約は認めている。しかし、告発人の工事範囲には「本体躯体解体(コンクリート躯体)」は含まれていない(甲2号証)。

そうすると、約2,350トンのコンクリート躯体を「誰が」解体したのかという疑問が生じる。

① 被告発人1が自ら解体した? → 建設業者でもなく、あり得ない

② 第三者が解体した? → 証拠がなく、誰も名乗り出ない

③ クリンクリンナラが解体した → これが唯一の合理的説明

論理的に、クリンクリンナラが解体したとしか考えられないのであり、被告発人1の「偽造」主張は、アスベスト特約(含有の場合は1億円)の責任から逃れるための虚偽弁解である。



3 「偽造」主張自体が隠蔽意図の証拠

被告発人1が「偽造」と強弁すること自体が、不法投棄の主観的態様(故意・隠蔽意図)を裏付けるものである。

すなわち:

- ① 契約関係を否定することで、廃棄物処分の責任から逃れようとしている
- ② アスベスト特約(1億円)の存在を抹消しようとしている
- ③ 責任追及を困難にするため、虚偽の主張で証拠を混乱させている

このような行為は、不法投棄の「故意」を超えて、積極的な「隠蔽工作」であり、悪質性は極めて高い。

4 告発人(豊)への風評被害



被告発人1の虚偽の「偽造」主張により、告発人(豊)は「躯体解体を勝手に行ったのではないか」という不当な風評被害を受けている。告発人の工事範囲には躯体解体は含まれておらず、告発人は発注者(被告発人1)の指示に従っただけである。この風評被害も、被告発人1の悪質性を示すものである。



第7 共謀を強く推認させる事情(被告発人3・4・5)

本件土地の固定資産評価額(令和7年度・大阪市発行)は合計約1億4千万円である(甲12号証)。

本件土地は更地となった後、令和5年5月31日に建物滅失登記がなされた。被告発人3(エスリード)は、令和7年1月26日、債権額13億円という巨額の抵当権設定仮登記を経由している(甲5)。

固定資産評価額約1.4億円の更地に13億円(約9.3倍)の担保価値を認めることは、通常の不動産担保融資では極めて異例である。この事実は、被告発人らが不法投棄問題を認識しながら隠蔽に加担した共謀を強く推認させる。

第8 責任財産隠匿の疑い



告発人は、被告発人1に対する請求書を、被告発人1・大阪府警南警察署・弁護士を含む関係者12者以上に送付している。



にもかかわらず、被告発人1は請求書送付後に本件土地を売却し、13億円の抵当権設定仮登記が行われた。これは意図的な責任財産の隠匿であり、詐欺罪(刑法 246 条)の成立も疑われる。

第9 公訴時効と捜査の緊急性

1 公訴時効

廃棄物処理法違反(不法投棄)の法定刑は5年以下の懲役であり、公訴時効は5年である(刑事訴訟法 250 条 2 項 5 号)。

本件不法投棄は令和3年7月に開始されており、公訴時効は令和8年7月頃に完成する。時効完成まで残り約6ヶ月しかない。

2 アスベスト飛散の公衆衛生上の危険



放置されている廃棄物にはアスベスト含有建材が含まれており(甲 16 号証)、風化・飛散による健康被害のリスクが日々増大している。アスベストは中皮腫・肺がん等の重



篤な疾患を引き起こす発がん性物質であり、一度飛散すれば周辺住民への被害は不可逆的である。

3 社会的重大性

本件は、単なる産業廃棄物の不法投棄にとどまらない。東証プライム上場企業(被告発人3・4)が関与した疑いのある組織的犯罪であり、その社会的影響は甚大である。上場企業がこのような環境犯罪に加担することを看過すれば、企業コンプライアンスへの信頼は根底から崩壊する。

4 捜査機関への要請

以上の緊急性と社会的重大性に鑑み、捜査機関におかれては、本告発状を直ちに受理し、速やかに強制捜査に着手されたい。時効完成前に被告発人らを起訴し、厳正な処罰を求める。



第10 捜査により確認されたい事項

以下の資料を押収・精査の上、被告発人らの関与を解明されたい。

- ① 被告発人1:産業廃棄物の運搬・処分に関する契約書、伝票、メール等。「偽造」主張の真偽を印影鑑定により確認。
- ② 被告発人2:工事記録、写真、作業員の証言
- ③ 被告発人3:本件土地取得時のデューデリジェンス資料、稟議書、担当者メール
- ④ 被告発人4・5:融資稟議書、担保評価資料、現地調査記録、担当者ヒアリング
- ⑤ 各被告発人間の連絡記録(メール、議事録等)
- ⑥ 当時の関係者(警察・保険会社・弁護士・建築士)への聴取



第11 結語

本件は、アスベスト含有廃棄物を4年半以上にわたり放置し、その責任から逃れるために契約書を「偽造」と強弁し、責任財産を隠匿した悪質な環境犯罪である。

被告発人1(OAK 彌榮)は主犯として、被告発人3(エスリード)及び被告発人4(三菱 UFJ 銀行)は共犯として、それぞれ厳正に処罰されるべきである。

公訴時効(令和8年7月頃)の完成が迫っており、一刻の猶予もない。検察官におかれては、本告発状を直ちに受理し、強制捜査に着手されたい。

アスベスト飛散による周辺住民への健康被害を防止し、企業犯罪に対する社会の信頼を維持するため、厳正なる処断を求める。

証拠資料

- 
- 1 別紙1:法的構成図
 - 2 別紙2:分離発注構図
 - 3 令和8年1月10日付告発状(提出済み)

以上

p. 18

別紙1 法的構成図

■ 被告発人1(株式会社 OAK 彌榮)【主犯・排出事業者】

- └ 廃棄物処理法違反(主訴)
 - | 罰条:16 条、25 条 1 項 14 号、32 条 1 項 1 号(法人両罰規定)
 - | 法人罰金:3 億円以下
 - | 行為:約 2,350 トンの産業廃棄物(アスベスト含有)を不法投棄
 - | 期間:令和 3 年 7 月から現在まで約 4 年半継続
 - | 時効:令和 8 年 7 月頃完成予定【緊急】
- └ 詐欺罪(共同正犯の疑い)
 - | 罰条:刑法 246 条
 - | 行為:アスベスト問題を隠して土地を売却
- └ 「偽造」主張による証拠隠滅・隠蔽工作

■ 被告発人2(合同会社クリンクリンナラ)【形式上の元請】

- └ 廃棄物処理法違反(形式上の排出事業者として捜査対象)
- └ ※公平性担保のため被告発人に含める。真実解明を求める。

■ 被告発人3(エスリード株式会社)【共犯の疑い】

- └ 宅建業法違反の疑い(35 条・47 条 1 号)
 - | 法人罰金:1 億円以下(84 条)
- └ 金商法違反の疑い(有価証券報告書の記載を精査の上判断)
 - | 法人罰金:7 億円以下(207 条 1 項 1 号)
- └ 詐欺罪(共同正犯の疑い)

■ 被告発人4・5(三菱 UFJ 銀行・担当者)【共犯の疑い】

- └ 銀行法違反の疑い(融資稟議資料等を精査の上判断)
- └ 宅建業法違反(身分なき共犯・刑法 65 条 1 項)の疑い
 - | ※免許を有しない者も、免許を有する者と共謀した場合、共同正犯として処罰
- └ 詐欺罪(共同正犯の疑い)

別紙2 分離発注構図

本件工事は、被告発人1(OAK 彌榮)が発注者(施主)となり、告発人(株式会社豊)と被告発人2(合同会社クリンクリンナラ)に対し、それぞれ別個の契約により分離発注したものである。両社は共同受注ではなく、各社がそれぞれ独立して被告発人1と契約関係にある。

【各社の工事範囲】

■ 告発人(株式会社豊)の工事範囲：内装解体 ・足場設置
・機械設備準備 ・緊急工事(事故後対応)

※本体躯体(コンクリート躯体)の解体は含まれていない

■ 被告発人2(クリンクリンナラ)の工事範囲：

・本体躯体解体(コンクリート躯体) ・産業廃棄物の処分

※特約：アスベスト含有の場合は1億円の違約金

【重要】

被告発人1は「クリンクリンナラとの契約は偽造」と主張するが、告発人(株豊)の工事範囲に躯体解体は含まれていない。

では「誰が」約2,350トンのコンクリート躯体を解体したのか。被告発人1(株式会社 OAK 彌榮で発注者(施主))はこの疑問に答えることができない。

以上

p. 20

甲 第 19 号 証 の 3 号 証

告 発 状(1月13日付)

【告発概要】

作成日	令和8年1月13日
告発人	債権者(株式会社豊)
被告発人	株式会社 OAK 彌榮 他 2 者
告発先	内閣総理大臣、法務大臣、検事総長、大阪地方 検察庁特別捜査部
内容	追加告発
枚数	19 枚

【立証趣旨】

1. 内閣総理大臣、法務大臣、検事総長、大阪地方検察庁特別捜査部宛に告発するもの。本件土地取引の背後にある違法性を示し、訴外会社が本件土地売却により債権者からの債権回収を免れようとする詐欺の意図を有していたことを推認させる。

【添付書類】

告発状 全 19 枚

※以下、告発状の写しを添付

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
1/ 2

ご依頼人のご住所・お名前

〒632-0073
奈良県天理市杉本町 179-17
萬玉組様方
株式会社豊
代表取締役社長 三村 勝美
(代理人 吉田 晟二)
電話:090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先: 奈良中央郵便局
TEL: 0570-072-092

受領No. 260113A9849
端末番号: P33 切手箱: 01
備考

1 お届け先
お問い合わせ番号 35438637695

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【告発状在中】

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

4 お届け先
お問い合わせ番号 35438637721

〒100-0014
東京都千代田区霞が関 1-1-1
最高検察庁
【親展】 【告発状在中】

検事総長 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

2 お届け先
お問い合わせ番号 35438637706

東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館 金融庁
【親展】 【行政処分申立書在中】

金融庁長官
伊藤 豊 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

5 お届け先
お問い合わせ番号 35438637732

〒100-0014
大阪市福島区福島 1-1-60
大阪中之島合同庁舎
【親展】 【告発状在中】

大阪地方検察庁
特別捜査部 御中

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

3 お届け先
お問い合わせ番号 35438637710

〒100-8792
東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省
【親展】 【告発状在中】

法務大臣 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

6 お届け先
お問い合わせ番号 35438637743

大阪市中心区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局
【親展】 【行政処分申立書在中】
近畿地方整備局長 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/13 21:10:00 窓口端末

185

【緊急】廃棄物処理法違反の公訴時効：令和8年7
月頃完成予定

【写し送付先】

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

法務大臣 殿

検事総長 殿

大阪地方検察庁 特別捜査部 御中

告 発 状

令和8年1月13 日

告発人

住所：奈良県天理市杉本町179-17 萬玉組様方

名称：株式会社豊

代表者：代表取締役社長 三村 勝美

告発人代理人

住所：東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名：吉田 晟二

電話：090-2770-2346

被告発人1【産廃不法投棄の主犯・排出事業者】

名称:株式会社OAK彌榮

所在地:大阪市港区磯路一丁目4番4号

代表者:代表取締役 柏木 良夫

被告発人2【形式上の元請・自首者】

名称:合同会社クリンクリンナラ

所在地:大阪府中央区島之内二丁目10-26 大平ハイツ306

代表者:代表社員 吉田 晟二(本告発人代理人)

※公平性担保のため被告発人に含める(自首)

被告発人3【上場企業・詐害行為加担】

名称:エスリード株式会社(東証プライム・証券コード8877)

所在地:大阪府福島区福島六丁目25番19号

代表者:代表取締役 荒牧 杉夫

被告発人4【メガバンク・不正融資の疑い】

名称:株式会社三菱UFJ銀行

所在地:東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

代表者:取締役頭取 半沢 淳一

【本件の全体像 — 一目でわかる事件の構図】

～ 受付担当者様へ:本件は時効が迫る重大環境犯罪です ～

■ 何が起きたのか(3行で説明)

- ① 大阪市内の解体工事で、アスベスト含有廃棄物2,350トンが発生
- ② 処分費用(約3億円)を惜しみ、奈良県に不法投棄して4年半以上放置
- ③ さらに東証プライム上場企業2社が、責任逃れの土地売却に加担した疑い

■ 登場人物と役割

【主犯】OAK 彌榮 → 不法投棄の実行者・工事代金未払い

【共犯疑い】エスリード(東証プライム) → 問題を知りながら土地購入

【共犯疑い】三菱UFJ銀行 → 異常な13億円の仮登記で「壁」を構築

【被害者】株豊 → 工事代金約2,220万円が未払い

■ なぜ「緊急」なのか

★ 廃棄物処理法違反の公訴時効:令和8年7月頃に完成予定

→ あと約6ヶ月で犯人を処罰できなくなります

→ アスベストは発がん性物質であり、放置は住民の健康被害に直結します

■ 13億円の「謎」(本件の核心)

- ・土地の評価額:約1億4千万円
- ・設定された担保:13億円(評価額の約9.3倍!)
- ・建築確認申請:出ていない(令和7年12月8日大阪市確認)

→ 通常の銀行審査ではありえない。「他の債権者を排除する壁」として機能

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、相互に共謀した疑いがあり、営利を目的として行われた組織的犯罪である。

特に被告発人1(OAK 彌榮)は、アスベスト含有廃棄物約2,350トンを経営上において放置し、公衆衛生上の重大な危険を生じさせている。

被告発人3(エスリード)及び被告発人4(三菱UFJ銀行)は、いずれも東証プライム上場企業であり、高度な法令遵守義務を負う立場にありながら、この重大な環境犯罪の隠蔽に加担した疑いがある。

よって、行為者個人の処罰のみならず、各法人の両罰規定を適用し、厳重に処罰されたく告発する。

第2 本件の特殊性(なぜ特捜部案件か)

【本件が特捜部案件である理由】

1. 東証プライム上場企業 2 社(エスリード・三菱 UFJ 銀行)が関与
2. 13 億円という巨額の不正融資の疑い
3. 建築確認申請なしで 13 億円の仮登記という異常な取引
4. アスベスト含有廃棄物 2,350 トンの不法投棄という重大環境犯罪
5. **公訴時効(令和 8 年 7 月頃)が迫っており緊急性が高い**
6. 告発人代理人自らが自首するという異例の事案

第3 事件の背景と経緯(なぜこの事件が起きたのか)

本件を理解するためには、まず事件の背景と経緯を時系列で把握する必要がある。

1 計画の始まり(令和 3 年 4 月～5 月)

被告発人1(OAK 彌榮)は、大阪市中央区島之内二丁目の土地に 32 戸のマンションを建設する計画を立てた。

この計画に基づき、以下の契約が締結された：

- ・ 令和 3 年 4 月 3 日:32 戸マンション新築工事計画書作成(9 階建・施工床面積 1,908 m²)

- ・ 令和 3 年 5 月 12 日:(株)豊・OAK 彌榮間で工事請負契約締結(内装解体・足場設置等、契約金額 2,420 万円)
- ・ 令和 3 年 5 月 17 日:OAK 彌榮・クリンクリンナラ間で躯体解体契約締結
- ・ 令和 3 年 5 月 17 日:(株)豊への新築工事発注の基本合意(実印押印あり)

【重要】OAK 彌榮・クリンクリンナラ間の契約には「アスベストが出たらアスベスト含有混廃処分費 1 億円追加」という特約が付されていた。この特約が後の不法投棄の動機となる。

2 重大事故の発生(令和 3 年 7 月 16 日)

令和 3 年 7 月 16 日、本件土地において重大な事故が発生した。

事故の内容	解体用大型重機(油圧ショベル)が転倒し、高圧電線を切断。島之内 2 丁目全域が停電。
報道	複数のメディアで報道され、インターネット検索で容易に見出可能(甲 9 号証)
重要性	この事故は「ニュースになるほどの事故物件」であり、上場企業が通常の調査を行えば必ず見出せる情報である。

3 不法投棄の開始(令和 3 年 7 月～)

事故後、OAK 彌榮は解体工事で発生したアスベスト含有廃棄物の処理撤去処分費用(約 3 億円)を惜しみ、以下の不法行為を行った。

投棄量	約 2,350 トン(アスベスト含有産業廃棄物)
投棄場所	奈良県生駒市小瀬町 320 番 1 の民有地
手口	「一時保管」と称して搬出後、4 年半以上にわたり放置
適正処理費用	約 3 億円(この費用を逃れるための不法投棄(放置))

【公衆衛生上の危険】アスベストは発がん性物質であり、2,350 トンもの廃棄物が 4 年半以上放置されていることは、周辺住民の健康に対する重大な脅威である。

4 隠蔽工作と滅失登記(令和 5 年 5 月 31 日)

OAK 彌榮は、事故から 2 年以上経過した令和 5 年 5 月 31 日に、ようやく建物滅失登記を行った。

【異常な点】通常、解体工事完了後は速やかに滅失登記を行う。2 年以上の遅延は、不法投棄の発覚を恐れて登記を遅らせていた可能性を示唆する。

5 支払拒否の確定(令和 7 年 6 月 26 日)

(株)豊は、工事代金 2,220 万円の支払いを求める請求書を OAK 彌榮に送付したが、OAK 彌榮はこれを受取拒否した。

【受取拒否の法的意味】

請求書を「受取拒否」することは、中身を見る前から「1円も払う気がない」「協議する気がない」ことを確定させる行為である。

弁済の意思があるならば、まず債務額を確認するのが通常である。

受取拒否は「対話拒絶」および「支払拒絶」の明確な意思表示に他ならない。

6 資産隠蔽(土地売却と 13 億円仮登記)(令和 7 年 11 月 26 日)

受取拒否からわずか 5 ヶ月後、OAK 彌榮は唯一の資産である本件土地をエスリードに売却し、三菱 UFJ 銀行が 13 億円の抵当権仮登記を設定した。

【資産隠蔽の構図】

- 1.【拒絶】令和 7 年 6 月 26 日:請求書を受取拒否(支払意思ゼロを確定)
- 2.【売却】その 5 ヶ月後:唯一の資産(土地)をエスリードへ売却
- 3.【不可視化】土地(登記でバレる・差押え簡単)→ 現金(隠せる・送金できる)へ変換

【結論】「受取拒否」の後に「換金」している以上、その金が債権者への支払いに回るはずがない。これは「返済原資を作るため」ではなく「強制執行を逃れるための隠匿」である。

7 決定的証拠の発見(令和 7 年 12 月 8 日)

令和 7 年 12 月 8 日、告発人代理人(吉田晟二)が大阪市役所に赴いて調査を行ったところ、本件土地に関する建築確認申請が一切出ていないことが判明した。

【建築確認申請不存在の決定的意味】

【大前提】プロジェクトファイナンスで「将来の建物価値」を担保評価するには、少なくとも建築確認申請が必要である。

【小前提】本件では、令和 7 年 12 月 8 日時点で建築確認申請すら出ていなかった(大阪市への調査で確認済み)。

【結論】したがって、13 億円の仮登記には「将来の建物価値」を評価に含める正当な根拠が存在しない。

第4 時系列まとめ(犯罪の連鎖構造)

時期	出来事
R3.4.3	32戸マンション新築工事計画書作成(9階建・施工床面積 1,908 m ²)
R3.5.12	(株)豊・OAK 彌榮間で工事請負契約締結(内装解体・足場設置等)
R3.5.17	OAK 彌榮・クリンクリンナラ間で躯体解体契約(特約:アスベストなら1億円)
R3.5.17	(株)豊への新築工事発注の基本合意(実印押印あり)
R3.7.16	【事故発生】大型油圧ショベル転倒、高圧電線切断、島之内2丁目全域停電。報道多数。
R3.7~	【不法投棄開始】約2,350トンのアスベスト含有廃棄物を奈良県生駒市に搬出後放置。
R5.5.31	建物滅失登記(事故から2年後の異常に遅い登記)
R7.6.26	【決定的証拠】OAK 彌榮が(株)豊からの請求書を受取拒否(支払拒否の確定)
R7.11.26	【異常な登記】エスリード・三菱UFJが13億円の抵当権仮登記を設定
R7.12.8	【重大発見】大阪市調査:建築確認申請なし。13億円の根拠崩壊。

第5 告発事実

【罪名1】廃棄物処理法違反(不法投棄)

罰条:廃棄物処理法 16 条、25 条 1 項 14 号、32 条 1 項 1 号(法人両罰規定)

法人罰金:3億円以下

被告発人1(OAK 彌榮)は、令和 3 年 7 月頃から現在まで、アスベスト含有産業廃棄物約 2,350 トンを、奈良県生駒市小瀬町 320 番 1 の民有地に不法投棄し、適正処理を怠って放置している。

【罪名2】電磁的公正証書原本不実記録罪

罰条:刑法 157 条

被告発人1は、令和 5 年 5 月 31 日、上記不法投棄の事実を隠蔽し、「適正に解体が完了した」旨の虚偽の建物滅失登記を行った。

【罪名3】詐欺行為加担・強制執行妨害目的財産損壊等罪

罰条:刑法 96 条の 2

被告発人3(エスリード)及び被告発人4(三菱 UFJ 銀行)は、被告発人1の詐欺行為に加担し、建築確認申請もない段階で土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の仮登記を設定することで、債権者(株豊)の強制執行を妨害した。

第6 13 億円仮登記の異常性【決定的証拠】

本件の核心は、「建築確認申請もない更地に、なぜ 13 億円もの仮登記が設定されたのか」という点にある。

項目	通常の融資	本件
土地評価額	約 1 億 4 千万円	約 1 億 4 千万円
担保掛目	60～80%	約 930%(9.3 倍)
建築確認申請	融資の前提条件として必須	なし(R7.12.8 確認)
結論	正常な融資	不正融資の疑い

【結論】建築確認申請もない更地に、土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の仮登記を設定することは、通常の銀行審査では絶対にありえない。これは、被告発人3・4 が被告発人1と通謀し、他の債権者を排除する目的で「壁」を作ったことを強く推認させる。

第7 (株)豊の被害(二重の被害者)

(株)豊は、以下の 2 つの被害を受けた「二重の被害者」である。

【被害①】建設工事代金	【被害②】新築工事の逸失利益
契約金額:2,420 万円 受取済み:200 万円	推定 4,000 万～1 億円 ・実印押印の基本合意書あり

(800 万円は弁護士費用・ 損害金に充当) 残債権額:2,220 万円+ 損害金等 ※工事完了済み ※R7.6.26 受取拒否で支 払拒否確定	り ・32 戸マンション計画書あ り ・建築費 8~10 億×利益 率 5~10%
--	---

第8 社会的事件からの教訓(上場企業が見逃すは ずがない)

以下の社会的事件を経て、「更地に見えても地下にゴミや
汚染があれば土地価値はない」ことは常識となっている。
上場企業がこれを見逃したことは、重過失に該当する。

事件名	教訓
森友学園問題 (2016 年)	地下埋設物を理由に約 8 億円値引 き。地下のゴミは土地価値を大きく毀 損する。
豊洲市場移転 問題(2016 年)	土壌汚染対策費約 858 億円。汚染さ れた土地の処理費用は莫大になる。
熱海市伊豆山 土石流災害 (2021 年)	違法盛土が原因で死者 28 名。違法 な廃棄物投棄は人命に関わる重大犯 罪。

第9 被告発人らの弁解に対する予防的反論

被告発人らがどのような弁解をしても、責任を免れることはできない。以下、考えられるすべての弁解パターンを検討し、すべて否定する。

想定される弁解	反論(なぜ通用しないか)
【1】「知らなかった」「聞いていなかった」	・上場企業・宅建業者・銀行には調査義務がある(善管注意義務) ・Google 検索で事故報道は即座に発見可能 ・和解協議書の公的証拠があるのに確認しなかったことは違法の過失 → 「知らなかった」=「調査義務を怠った」=重過失=悪意
【2】「だまされた」「OAK 彌榮が悪い」	・プロの宅建業者が「だまされた」は通用しない ・デューデリジェンス義務は「だまされないために行う」もの ・将来マンション購入者から瑕疵追及されても「売主に言え」とは言えない → 調査義務違反の責任は残る

【3】「13 億円は事業計画(建築費込み)の金額」	・建築確認申請すら出ていない(R7.12.8 大阪市確認) ・建築確認なしで「将来の建物価値」を担保評価することは不可能 ・「事業計画を知っていた」＝「(株)豊との契約関係も知っていた」ことを自白 → この弁解は、むしろ悪意を証明する
【4】「適正な取引だった」「相当な対価を支払った」	・不法投棄の廃棄物(2,350 トン)の適正処理費用は約 3 億円 ・この「負の遺産」を考慮すれば、土地の実質価値はゼロ以下 ・民法 424 条の 2 でも「隠匿意思」「悪意」があれば取消し対象 → 「適正な取引」弁解は、不法投棄の事実により崩壊

【5】「善意の第三者である」	・上場企業・宅建業者・銀行は「素人」ではない ・プロとしての調査義務を怠った場合、「重過失」が認定される ・重過失は悪意と同視される（最判平成8年10月29日等） →「善意の第三者」の保護を受ける資格がない
-----------------------	--

第10 捜査により確認されたい事項

7. 被告発人1:産業廃棄物の運搬・処分に関する契約書、伝票、メール。「偽造」主張の印影鑑定。
8. 被告発人3:本件土地取得時のデューデリジェンス資料、稟議書、担当者メール
9. 被告発人4:融資稟議書、担保評価資料、建築確認の有無の確認記録
10. 各被告発人間の連絡記録(メール、議事録等)

第11 結語

【結論】エスリード・三菱 UFJ 銀行に逃げ道はない

- 1 建築確認申請もない段階で、土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の仮登記を設定したことは、通常の銀行審査基準を著しく逸脱している。
- 2 「知らなかった」「だまされた」「事業計画込み」「適正な取引」「善意の第三者」いずれの弁解も成立しない。
- 3 エスリード・三菱 UFJ 銀行は、OAK 彌榮の詐害行為に加担した共同不法行為者であり、民法 424 条に基づく詐害行為取消権の対象となる「悪意の受益者」に該当する。
- 4 本件は「黒以外にない」。すべてのパターンを検討しても、エスリード・三菱 UFJ 銀行の責任は免れない。

本件は、アスベスト含有廃棄物を4年半以上にわたり放置し、東証プライム上場企業 2 社がこれに加担した疑いのある重大な組織的犯罪である。

公訴時効(令和 8 年 7 月頃)の完成が迫っており、一刻の猶予もない。

【本件の社会的意義 — なぜこの事件は重要なのか】

1. 環境犯罪への警鐘

熱海市伊豆山土石流災害(2021年・死者28名)は、違法盛土が原因でした。本件のアスベスト廃棄物も、放置すれば周辺住民の健康被害につながります。「処分費用が高いから放置」を許せば、同様の事件が全国で繰り返されます。

2. 建設業界の未払い問題

元請会社が工事代金を払わず、資産を隠して逃げる — この構造的問題が、多くの下請け業者を苦しめています。上場企業がこれに加担すれば、下請けは泣き寝入りするしかありません。

3. 上場企業の社会的責任

エスリード・三菱UFJ銀行は、いずれも東証プライム上場企業です。高度な法令遵守義務を負う立場にありながら、環境犯罪と詐欺行為に加担した疑いがあります。本件を見逃せば、「大企業なら何でも許される」という誤ったメッセージを社会に送ることになります。

検察官におかれては、本告発状を直ちに受理し、強制捜査に着手されたい。

以上

甲 第 20 号 証

商 業 登 記 簿 謄 本

(株式会社 OAK 彌榮)

【登記概要】

取得日	令和7年12月4日
発行者	法務局
会社名	株式会社 OAK 彌榮
代表者	代表取締役 柏木良夫
枚数	2 枚

【立証趣旨】

1. 訴外会社(OAK 彌榮)の存在及び代表者(代表取締役 柏木良夫)を証明する。
2. 本件土地の前所有者であり、廃棄物処理法違反(不法投棄)などの実行者であることを特定する。

【添付書類】

履歴事項全部証明書 全 2 枚

※以下、登記簿謄本の写しを添付

履歴事項全部証明書

大阪市港区磯路一丁目4番4号
株式会社OAK彌榮

会社法人等番号	1200-01-167273		
商号	株式会社OAK彌榮		
本店	大阪市港区磯路一丁目4番4号		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成23年11月11日		
目的	1. 不動産の売買、賃貸並びに管理 2. 不動産賃貸、管理、運営のコンサルタント 3. 不動産賃貸経営の企画、マネージメント 4. 前各号に付帯、関連する一切の業務		
発行可能株式総数	1000株		
	5万株		令和 7年 3月24日変更
			令和 7年 3月26日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
	発行済株式の総数 1800株		令和 7年 3月24日変更
			令和 7年 3月26日登記
資本金の額	金500万円		
	金7000万円		令和 7年 3月24日変更
			令和 7年 3月26日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。		

大阪市港区磯路一丁目4番4号
株式会社OAK彌榮

役員に関する事項	取締役 柏木良夫	
	取締役 柏木良夫	令和 3年 8月15日重任
		令和 4年 8月15日登記
	神戸市東灘区深江本町三丁目4番18号 代表取締役 柏木良夫	
	神戸市東灘区深江本町三丁目4番18号 代表取締役 柏木良夫	令和 3年 8月15日重任
		令和 4年 8月15日登記
	大阪市天王寺区上本町一丁目1番16-802号 代表取締役 柏木良夫	令和 6年 3月 5日住所移転
		令和 6年 3月11日登記
登記記録に関する事項	設立 平成23年11月11日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 7年12月 4日
大阪法務局北出張所
登記官

辻 常 晴



甲 第 21 号 証

金融庁行政処分申立書

【申立書概要】

作成日	令和8年1月13日
作成者	債権者(株式会社豊)
申立先	金融庁長官(伊藤豊)、財務大臣・内閣府特命担当大臣(金融担当)片山さつき、内閣総理大臣(高市早苗)
対象	三菱 UFJ 銀行
枚数	17 枚

【立証趣旨】

1. 三菱 UFJ 銀行が建築確認申請すら存在しない物件に対し、「新築資金」名目で土地評価額(約1.4億円)の約9.3倍にあたる13億円の抵当権仮登記を設定したことの違法性を指摘する。
2. 銀行法に基づく行政処分申立を行った事実。
3. 「事業計画込みの13億円」という弁解が、建築確認不存在により完全に崩壊することを示す。

【添付書類】

金融庁行政処分申立書 全 17 枚

※以下、申立書原本を添付

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
1/ 2

ご依頼人のご住所・お名前

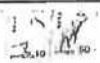
〒632-0073
奈良県天理市杉本町 179-17
萬玉組様方
株式会社豊
代表取締役社長 三村 勝美
(代理人 吉田 晟二)
電話:090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先:奈良中央郵便局
TEL:0570-072-092

受領No. 260113A9849
端末番号:P33 切手箱:01
備考

1 お届け先

お問い合わせ番号 35438637695



〒100-0014

摘要
簡易書留

東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【告発状在中】

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

申出損害要償額
—

4 お届け先

お問い合わせ番号 35438637721

〒100-0014

摘要
簡易書留

東京都千代田区霞が関 1-1-1
最高検察庁
【親展】 【告発状在中】

検事総長 殿

申出損害要償額
—

2 お届け先

お問い合わせ番号 35438637706



摘要
簡易書留

東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館 金融庁
【親展】 【行政処分申立書在中】

金融庁長官
伊藤 豊 殿

申出損害要償額
—

5 お届け先

お問い合わせ番号 35438637732

〒100-0014

摘要
簡易書留

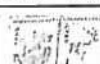
大阪市福島区福島 1-1-60
大阪中之島合同庁舎
【親展】 【告発状在中】

大阪地方検察庁
特別捜査部 御中

申出損害要償額
—

3 お届け先

お問い合わせ番号 35438637710



〒100-8001

摘要
簡易書留

東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省
【親展】 【告発状在中】

法務大臣 殿

申出損害要償額
—

6 お届け先

お問い合わせ番号 35438637743

摘要
簡易書留

大阪府中央区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局
【親展】 【行政処分申立書在中】

近畿地方整備局長 殿

申出損害要償額
—

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/13 21:10:00 窓口端末

208

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
2/ 2

ご依頼人のご住所・お名前

〒632-0073
奈良県天理市杉本町 179-17
萬玉組様方
株式会社豊
代表取締役社長 三村 勝美
(代理人 吉田 晟二)
電話:090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先: 奈良中央郵便局
TEL: 0570-072-092

受領No. 260113A9849
端末番号: P33 切手箱: 01
備考

7 お届け先

お問い合わせ番号 35438637754

東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【行政処分申立書在中】

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

10 お届け先

お問い合わせ番号 35438637780

東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館 金融庁
【親展】 【行政処分申立書在中】

財務大臣・内閣府
特命担当大臣
(金融担当) 片山 さつき 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

8 お届け先

お問い合わせ番号 35438637765

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省
【親展】 【行政処分申立書在中】

国土交通大臣 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

9 お届け先

お問い合わせ番号 35438637776

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【行政処分申立書在中】

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/13 21:10:00 窓口端末

209

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

財務大臣・内閣府特命担当大臣(金融担当)

片山 さつき 殿

金融庁長官 伊藤 豊 殿

銀行法違反に関する情報提供 及び行政処分申立書

令和8年1月 13 日

情報提供者(申立人)

住所:奈良県天理市杉本町179-17 萬玉組
様方

名称:株式会社豊

代表者:代表取締役社長 三村 勝美

情報提供者代理人

住所:東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名:吉田 晟二

電話:090-2770-2346

被申立人

名称:株式会社三菱UFJ銀行

所在地:東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

代表者:取締役頭取 半沢 淳一

【金融庁ご担当者様へ — 本 件の要点】

～ メガバンクによる異常な担保設定の問題 ～

■ 問題の核心(3つの数字)

- ・土地の評価額:約1億4千万円
- ・三菱 UFJ 銀行が設定した担保:13億円
(評価額の約9.3倍！)
- ・建築確認申請:なし(大阪市で確認済み)

■ なぜこれが問題なのか

【通常の銀行融資】土地評価額の 60～80%が担保設定の上限

【本件】土地評価額の 930% → 通常の 10倍以上の異常値

【疑問】「将来建てるマンションの価値込み」なら、なぜ建築確認申請がないのか？

■ 背景にある環境犯罪

- ・R3.7.16:本件土地で重機転倒事故(島之内 2 丁目全域停電・報道多数)

・アスベスト含有廃棄物約 2,350 トンが奈良県生駒市に不法投棄され 4 年半放置
→ Google 検索で容易に発見可能。メガバンクが見逃すはずがない。

■ 申立ての要旨

三菱 UFJ 銀行は、通常ありえない担保設定を行うことで、債務者(OAK 彌榮)の「資産隠し」に加担した疑いがある。銀行法に基づく調査と処分を求める。

第1 申立ての趣旨

被申立人(株式会社三菱 UFJ 銀行)に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令、又は同法 27 条に基づく業務停止命令の発動を求める。

第2 事案の概要(なぜこの申立てに至ったか)

本件を理解するためには、まず事件の背景と経緯を把握する必要がある。本件は単なる「担保評価の誤り」ではなく、重大な環境犯罪と詐欺行為に銀行が加担した疑いのある事案である。

1 事件の発端(令和3年4月～7月)

株式会社 OAK 彌榮(以下「OAK 彌榮」)は、大阪市中央区島之内二丁目の土地に32戸のマンションを建設する計画を立て、令和3年5月に内装解体工事等を株式会社豊(以下「株豊」)に発注した。

しかし、令和3年7月16日、本件土地において解体用大型重機(油圧ショベル)が転倒し、高圧電線を切断する重大事故が発生。島之内2丁目全域が停電し、複数のメディアで報道された。

この事故は、インターネット検索で容易に見つけ可能な公知の事実である。

2 不法投棄の実行(令和3年7月～現在)

事故後、OAK 彌榮は解体工事で発生したアス

ベスト含有廃棄物約 2,350 トンを、適正処理費用(約 3 億円)を惜しみ、奈良県生駒市の民有地に「一時保管」と称して不法投棄した。

この廃棄物は 4 年半以上放置されており、公衆衛生上の重大な危険を生じさせている。

3 支払拒否と土地売却(令和 7 年 6 月～11 月)

(株)豊は工事代金 2,220 万円の支払いを求める請求書を OAK 彌榮に送付したが、令和 7 年 6 月 26 日に受取拒否された。

受取拒否は「1 円も払う気がない」「協議する気がない」ことを確定させる行為である。

その後、令和 7 年 11 月 26 日、OAK 彌榮はこの土地をエスリード株式会社(東証プライム上場)に売却し、被申立人(三菱 UFJ 銀行)が 13 億円の抵当権仮登記を設定した。

4 決定的証拠の発見(令和 7 年 12 月 8 日)

令和 7 年 12 月 8 日、情報提供者代理人が大阪市役所に調査に赴いたところ、本件土地に関する建築確認申請が一切出ていないことが判明した。

【建築確認申請不存在の決定的意味】

【大前提】プロジェクトファイナンスで「将来の建物価値」を担保評価するには、少なくとも建築確認申請が必要である。

【小前提】本件では、令和7年12月8日時点で建築確認申請すら出ていなかった。

【結論】したがって、13億円の仮登記には「将来の建物価値」を評価に含める正当な根拠が存在しない。

第3 13 億円仮登記の異常性(銀行審査基準からの逸脱)

本件の核心は、被申立人が土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の担保設定を行ったことにある。

項目	通常の融資	本件
土地評価額	約 1 億 4 千万円	約 1 億 4 千万円
担保掛目	60～80%	約 930%(9.3 倍)
建築確認申請	融資の前提条件として必須	なし(R7.12.8 確認)
土地の瑕疵	調査の上、評価に反映	重機転倒事故・不法投棄を無視
結論	正常な融資	不正融資の疑い

第4 銀行法違反の疑い

違反条項	違反内容
銀行法 12 条の 2(業務の健全・適切な運営)	担保価値を大幅に超える融資枠の設定は、健全な業務運営とは言えない。建築確認申請もない更地に土地評価額の 9.3 倍の担保設定は、通常の審査基準を著しく逸脱している。
銀行法施行規則 13 条の 6 の 6(リスク管理体制)	適正な担保評価を行うリスク管理体制が機能していない疑い。重機転倒事故や不法投棄という重大なリスク要因を見逃している。
監督指針 II-2-2-1-2	融資審査において適切な担保評価を行う義務に違反。「将来の建物価値」を根拠とするなら、建築確認申請の有無を確認するのは最低限の義務。

第5 社会的事件からの教訓(メガバンクが見逃すはずがない)

以下の社会的事件を経て、「更地に見えても地下にゴミや汚染があれば土地価値はない」ことは金融機関にとって常識となっている。メガバンクがこれを見逃したことは、重過失に該当する。

事件名	教訓
森友学園問題(2016年)	地下埋設物を理由に約 8 億円値引き。銀行の担保評価でも地下埋設物は重要な減価要因。
豊洲市場移転問題(2016 年)	土壌汚染対策費約 858 億円。汚染された土地の処理費用は担保価値を大きく毀損する。
熱海市伊豆山土石流災害(2021年)	違法盛土が原因で死者 28 名。違法な廃棄物投棄は人命に関わる重大リスク。

第6 想定される弁解と反論

被申立人がどのような弁解をしても、責任を免れることはできない。

想定される弁解	反論
「13 億円は事業計画(建築費込み)の金額」	建築確認申請が出ていない以上、「将来の建物価値」を担保評価に含めることは不可能。 「事業計画を知っていた」のであれば、(株)豊との契約関係(債務)も知っていたはず。 → この弁解は、むしろ悪意を証明する
「融資先(エスリード)の信用力を考慮した」	エスリードの信用力を考慮しても、担保評価額の 9.3 倍という数字は説明がつかない。 信用力と担保評価は別の審査項目であり、混同は許されない。

	→ 審査基準の根本的な誤りを示唆
「内部審査基準に従った」	建築確認もない更地に 9.3 倍の担保設定を認める審査基準があるなら、その審査基準自体が不適切。 金融庁の監督指針に照らして審査基準の見直しが必要。 → 審査基準自体の銀行法違反を示唆
「知らなかった」 「調査していなかった」	メガバンクには善管注意義務に基づく調査義務がある。 Google 検索で重機転倒事故は即座に発見可能。 「知らなかった」＝「調査義務を怠った」＝重過失 → 重過失は悪意と同視される

第7 求める行政処分

1 銀行法 26 条に基づく業務改善命令

- ・ 本件融資に関する内部調査の実施と報告
- ・ 担保評価の適正化に関する業務改善計画の提出
- ・ 再発防止策の策定と実施

2 銀行法 27 条に基づく業務停止命令(悪質な場合)

- ・ 不正融資に関与した支店・部門の業務停止

第8 結論

【結論】三菱 UFJ 銀行に逃げ道はない

- 1 建築確認申請もない段階で、土地評価額の9.3倍にあたる13億円の仮登記を設定したことは、通常の銀行審査基準を著しく逸脱している。
- 2 「事業計画込み」「融資先の信用力」「内部審査基準」「知らなかった」いずれの弁解も成立しない。
- 3 本件融資は、OAK 彌榮の詐害行為（資産隠し）に加担するものであり、銀行法が求める「健全かつ適切な業務運営」に反する。
- 4 本件は「黒以外にない」。金融庁におかれては、厳正な調査と処分を行われたい。

【お願いしたいこと】

1. 本件融資の内部調査

なぜ建築確認申請もない更地に 13 億円の担保設定が承認されたのか、稟議書・担保評価資料の調査

2. 審査体制の検証

土地評価額の 9.3 倍という異常な担保設定を見逃した審査体制の問題点の調査

3. 必要に応じた行政処分

調査結果に基づき、銀行法 26 条・27 条に基づく適切な処分の検討

以 上

甲 第 22 号 証

国土交通大臣行政処分申立書

【申立書概要】

作成日	令和8年1月13日
作成者	債権者(株式会社豊)
申立先	国土交通大臣、近畿地方整備局長、内閣総理大臣(高市早苗)
対象	エスリード株式会社
枚数	12 枚

【立証趣旨】

1. エスリード株式会社(東証プライム上場・宅建業者)が、通常のデューデリジェンス調査を怠り、訴外会社の詐害行為に加担したことの違法性を指摘する。
2. 宅建業法に基づく行政処分申立を行った事実。
3. 上場企業・宅建業者として「知らなかった」「だまされた」という弁解が通用しないこと(善管注意義務違反・重過失＝悪意)を示す。

【添付書類】

国土交通大臣行政処分申立書 全 12 枚

※以下、申立書原本を添付

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
1/ 2

ご依頼人のご住所・お名前

〒632-0073
奈良県天理市杉本町 179-17
萬玉組様方
株式会社豊
代表取締役社長 三村 勝美
(代理人 吉田 晟二)
電話:090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先: 奈良中央郵便局
TEL: 0570-072-092

受領No. 260113A9849
端末番号: P33 切手箱: 01
備考

1 お届け先
お問い合わせ番号 35438637695

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【告発状在中】

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

4 お届け先
お問い合わせ番号 35438637721

〒100-0014
東京都千代田区霞が関 1-1-1
最高検察庁
【親展】 【告発状在中】

検事総長 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

2 お届け先
お問い合わせ番号 35438637706

東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館 金融庁
【親展】 【行政処分申立書在中】

金融庁長官
伊藤 豊 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

5 お届け先
お問い合わせ番号 35438637732

〒100-0014
大阪市福島区福島 1-1-60
大阪中之島合同庁舎
【親展】 【告発状在中】

大阪地方検察庁
特別捜査部 御中

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

3 お届け先
お問い合わせ番号 35438637710

〒100-8792
東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省
【親展】 【告発状在中】

法務大臣 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

6 お届け先
お問い合わせ番号 35438637743

〒100-0014
大阪府中央区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局
【親展】 【行政処分申立書在中】

近畿地方整備局長 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/13 21:10:00 窓口端末

226

書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）

頁
2/ 2

ご依頼人のご住所・お名前

〒632-0073

奈良県天理市杉本町 179-17
萬玉組様方
株式会社豊
代表取締役社長 三村 勝美
（代理人 吉田 晟二）
電話：090-2770-2346

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先：奈良中央郵便局
TEL：0570-072-092

受領No. 260113A9849
端末番号：P33 切手箱：01
備考

7 お届け先

お問い合わせ番号 35438637754

東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【行政処分申立書在中】
内閣総理大臣

高市 早苗 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

10 お届け先

お問い合わせ番号 35438637780

東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館 金融庁
【親展】 【行政処分申立書在中】
**財務大臣・内閣府
特命担当大臣
（金融担当）**

片山 さつき 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

8 お届け先

お問い合わせ番号 35438637765

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省
【親展】 【行政処分申立書在中】

国土交通大臣 殿

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

9 お届け先

お問い合わせ番号 35438637776

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2-3-1
内閣総理大臣官邸
【親展】 【行政処分申立書在中】

**内閣総理大臣
高市 早苗 殿**

摘要
簡易書留

申出損害要償額
—

お届け先

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから、大切に保存してください。

430112001R25 2026/1/13 21:10:00 窓口端末

227

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

国土交通大臣 殿

近畿地方整備局長 殿

宅地建物取引業法違反に関する行政処分 申立書

令和8年1月13日

申立人

住所：奈良県天理市杉本町179-17 萬玉組様方

名称：株式会社豊

代表者：代表取締役社長 三村 勝美

申立人代理人

住所：東京都港区西麻布3丁目21-20-405号

氏名：吉田 晟二

電話：090-2770-2346

被申立人

名称：エスリード株式会社(東証プライム・証券コード 8877)

所在地：大阪市福島区福島六丁目25番19号

代表者：代表取締役 荒牧 杉夫

宅地建物取引業免許：国土交通大臣(9)第 3528 号

【国土交通省ご担当者様へ ― 本件の要点】

～ 東証プライム上場の宅建業者による調査義務違反の問題 ～

■ 問題の核心(エスリードの行動)

- ・東証プライム上場の大手マンションディベロッパー(免許:国土交通大臣(9)第 3528 号)
- ・重機転倒事故(報道多数)、アスベスト不法投棄、係争中の土地を購入
- ・「知らなかった」で済まされるか? → プロには調査義務がある

■ 通常の調査で発見できた事実

- 【Google 検索】「島之内二丁目 事故」→ R3.7.16 重機転倒事故の報道が発見可能
- 【心理的瑕疵調査】大阪ミナミの繁華街。事故物件調査は宅建業者の常識的義務
- 【建築確認調査】大阪市に照会 → 建築確認申請なし(R7.12.8 確認済み)

■ 異常な取引の構図

- ・土地の評価額:約1億4千万円
- ・設定された担保:13億円(評価額の約9.3倍!)
- 建築確認もない更地に、なぜこのような異常な担保設定を受け入れたのか?

■ 将来の購入者への影響

この土地にマンションが建ち、一般消費者に販売された場合、購入者は「重機転倒事故の現場」「アスベスト不法投棄と関連する物件」を購入させられることになる。重要事項説明義務の観点からも問題。

第1 申立ての趣旨

被申立人(エスリード株式会社)に対し、宅地建物取引業法 65 条に基づく業務停止命令、又は同法 66 条に基づく免許取消処分の発動を求める。

第2 事案の概要(なぜこの申立てに至ったか)

本件を理解するためには、まず事件の背景と経緯を把握する必要がある。本件は単なる「調査義務違反」ではなく、重大な環境犯罪と詐欺行為に上場不動産会社が加担した疑いのある事案である。

1 事件の発端(令和 3 年 4 月～7 月)

株式会社 OAK 彌榮(以下「OAK 彌榮」)は、大阪市中央区島之内二丁目の土地に 32 戸のマンションを建設する計画を立て、令和 3 年 5 月に内装解体工事等を株式会社豊(以下「株豊」)に発注した。

しかし、令和 3 年 7 月 16 日、本件土地において解体用大型重機(油圧ショベル)が転倒し、高圧電線を切断する重大事故が発生。島之内 2 丁目全域が停電し、複数のメディアで報道された。

この事故は「島之内二丁目 事故」で Google 検索すれば即座に見え可能な公知の事実である。上場不動産会社がこれを見逃すことはあり得ない。

2 不法投棄の実行(令和 3 年 7 月～現在)

事故後、OAK 彌榮は解体工事で発生したアスベスト含有廃棄物約 2,350 トンを、適正処理費用(約 3 億円)を惜しみ、奈良県生駒市の民有地に「一時保管」と称して不法投棄した。

この廃棄物は4年半以上放置されており、将来この土地にマンションを建設して購入者に販売した場合、購入者は「事故物件」「不法投棄関連物件」を購入させられることになる。

3 支払拒否と土地売却(令和7年6月～11月)

㈱豊は工事代金2,220万円の支払いを求める請求書をOAK 彌榮に送付したが、令和7年6月26日に受取拒否された。

受取拒否は「1円も払う気がない」「協議する気がない」ことを確定させる行為である。これにより、OAK 彌榮が㈱豊との間で係争中であることは明確になった。

その後、令和7年11月26日、被申立人(エスリード)はこの土地を購入し、三菱UFJ銀行が13億円の抵当権仮登記を設定した。

4 決定的証拠の発見(令和7年12月8日)

令和7年12月8日、申立人代理人が大阪市役所に調査に赴いたところ、本件土地に関する建築確認申請が一切出ていないことが判明した。

【建築確認申請不存在の意味】

土地評価額約1.4億円の土地に、13億円の仮登記が設定されている。

13億円の根拠は「将来建てるマンションの価値」しか考えられない。

しかし、建築確認申請すら出ていない。

→ エスリードは「マンションを建てる予定」すらなく、単に「他の債権者を排除する壁」を作るためにこの土地を購入した疑いがある。

第3 宅地建物取引業法違反の疑い

違反条項	違反内容
宅建業法 47 条 1 号(重要事項説明義務違反)	将来マンションを建設して販売する際、「重機転倒事故」「不法投棄」「係争中の債務」という重要事項を説明する義務がある。これを怠れば、将来の購入者に対する重要事項説明義務違反となる。
宅建業法 31 条 (業務処理の原則)	宅建業者は信義誠実に業務を行う義務がある。重大な瑕疵のある土地を購入し、それを隠してマンションを販売することは信義則に反する。
宅建業法 65 条 2 項 2 号(指示処分事由)	「業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき」に該当。(株)豊は被申立人の取引により債権回収が困難になった。

第4 デューデリジェンス(調査)義務違反

上場不動産会社である被申立人は、土地取得に際して以下の調査を行う義務があった。通常の調査を行えば、本件土地の重大な瑕疵を容易に発見できたはずである。

調査項目	発見可能だった事実	調査方法
インターネット 検索	R3.7.16 大型油圧ショベル転倒、高圧電線切断、島之内 2 丁目全域停電。複数メディアで報道。	Google 検索「島之内二丁目 事故」

債権者 HP 確認	(株)豊がホームページで本件訴訟・事故の経緯を公表	「株式会社豊」で検索
心理的瑕疵調査	島之内は繁華街。自殺・他殺・事故等の調査はマンション分譲業者の常識的義務。	大島てる等の事故物件サイト
売主調査	OAK 彌榮の財務状況、他の債務の有無、係属中の訴訟の有無	信用調査会社(帝国データ等)
登記履歴調査	R5.5.31 の建物滅失登記。解体工事から2年以上経過後の滅失登記は異常。	登記情報提供サービス
建築確認調査	建築確認申請なし(R7.12.8 大阪市確認)。13 億円の根拠が存在しない。	大阪市への照会

第5 社会的事件からの教訓(上場不動産会社が見逃すはずがない)

以下の社会的事件を経て、「更地に見えても地下にゴミや汚染があれば土地価値はない」ことは不動産業界の常識となっている。上場不動産会社がこれを見逃したことは、重過失に該当する。

事件名	教訓
森友学園問題 (2016 年)	地下埋設物を理由に約 8 億円値引き。 不動産業者にとって地下埋設物の調査 は必須。
豊洲市場移転問 題(2016 年)	土壌汚染対策費約 858 億円。汚染され た土地の取得は莫大なりスクを伴う。
熱海市伊豆山土 石流災害(2021 年)	違法盛土が原因で死者 28 名。違法な 廃棄物投棄は人命に関わる重大犯罪。

【結論】これらの社会的事件は、不動産業者に対して「見えない瑕疵」への注意義務を強く求めるものである。東証プライム上場のマンションディベロッパーが「知らなかった」で済まされる問題ではない。

第6 想定される弁解と反論

被申立人がどのような弁解をしても、責任を免れることはできない。

想定される弁解	反論
【1】「知らなかった」「聞いていなかった」	上場企業・宅建業者には調査義務がある(善管注意義務) Google 検索で事故報道は即座に発見可能 「知らなかった」＝「調査義務を怠った」＝重過失 → 重過失＝悪意とみなされる
【2】「だまされた」「OAK 彌榮が悪い」	プロの宅建業者が「だまされた」は通用しない デューデリジェンス義務は「だまされないために行う」もの 将来マンション購入者から瑕疵追及されても「売主(OAK 彌榮)に言え」とは言えない → 調査義務違反の責任は残る
【3】「13 億円は事業計画(建築費込み)の金額」	建築確認申請すら出していない(R7.12.8 大阪市確認) 「事業計画を知っていた」のであれば、(株)豊との契約関係(債務)も知っていたはず

	→ この弁解は、むしろ悪意を証明する
【4】「適正な取引だった」「相当な対価を支払った」	不法投棄の廃棄物(2,350トン)の適正処理費用は約 3 億円 この「負の遺産」を考慮すれば、土地の実質価値はゼロ以下 → 「適正な取引」弁解は、不法投棄の事実により崩壊
【5】「善意の第三者である」	上場企業・宅建業者は「素人」ではない プロとしての調査義務を怠った場合、「重過失」が認定される 重過失は悪意と同視される(最判平成 8 年 10 月 29 日等) → 「善意の第三者」の保護を受ける資格がない

第7 求める行政処分

1 宅建業法 65 条に基づく業務停止命令

- ・ 本件土地取得に関する内部調査の実施と報告
- ・ デューデリジェンス体制の改善
- ・ 再発防止策の策定と実施

2 宅建業法 66 条に基づく免許取消処分(悪質な場合)

- ・ 故意に詐害行為に加担したと認められる場合

第8 結論

【結論】エスリードに逃げ道はない

- 1 建築確認申請もない段階で、土地評価額の 9.3 倍にあたる 13 億円の仮登記を設定された土地を購入したことは、通常の不動産取引基準を著しく逸脱している。
- 2 「知らなかった」「だまされた」「事業計画込み」「適正な取引」「善意の第三者」いずれの弁解も成立しない。
- 3 被申立人は、OAK 彌榮の詐害行為(資産隠し)に加担した「悪意の受益者」に該当する。
- 4 本件は「黒以外にない」。国土交通省におかれては、厳正な調査と処分を行われたい。

【お願いしたいこと】

1. 本件土地取得の経緯調査
エスリードがどのようなデューデリジェンスを行ったのか、なぜ事故・係争を見逃したのかの調査
2. 将来の購入者保護の観点からの検証
マンション購入者に「重機転倒事故」「不法投棄関連」を重要事項説明する体制の確認
3. 必要に応じた行政処分
調査結果に基づき、宅建業法 65 条・66 条に基づく適切な処分の検討

以 上

甲 第 23 号 証

陳述書(建築確認申請不存在)

【決定的証拠】

【陳述書概要】

作成日	令和8年1月13日
作成者	債権者代理人(吉田晟二)
調査日	令和7年12月8日
調査先	大阪市
枚数	13 枚

【立証趣旨】

- 1.【決定的証拠】令和7年12月8日、大阪市への調査により本件土地に関する建築確認申請が出ていないことが判明した事実。
2. 13億円の仮登記が「将来の建物価値」を根拠にできないことを決定的に証明する。
3. 「事業計画込み」という弁解は、建築確認なしに「将来の建物価値」を担保評価することが不可能である以上、完全に崩壊する。

【添付書類】

陳述書 全 13 枚

※以下、陳述書原本を添付

陳 述 書

—建築確認申請不存在に関する調査報告—

令和 8 年 1 月 13 日

大阪地方裁判所第1民事部保全係 御中

陳述者

住所:東京都港区西麻布3丁目21-20-405
号

氏名:吉田 晟二

生年月日:1977 年 2 月 26 日

職業:株式会社豊 債権者代理人

私は、令和 7 年(ヨ)第 941 号不動産処分禁止
仮処分命令申立事件に関連して、以下のとおり
陳述します。

第1 調査の目的と背景

1 調査の目的

本件土地(大阪市中央区島之内二丁目 44 番乙

p. 1

1、44番5、44番9所在)には、令和7年11月26日付で、債権額13億円という巨額の抵当権設定仮登記が経由されています。

しかし、本件土地の固定資産評価額は約1億4千万円であり、13億円は土地評価額の約9.3倍という極めて異常な金額です。

「13億円は将来建設予定のマンションの建築費込みの金額である」という弁解が想定されたため、その前提となる建築確認申請の有無を確認する必要がありました。

2 調査の背景

プロジェクトファイナンス(不動産開発融資)において、「将来の建物価値」を担保評価に含めるためには、少なくとも建築確認申請が必要です。建築確認申請がなければ、建物の規模・構造・法令適合性が確定せず、担保評価の基礎となる情報が存在しないためです。

また、大阪市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例により、一定規模以上のマンション建設計画については、建築確認申請前に「建築計画のお知らせ」看板を現地に掲示する義務があります。

第2 調査の実施

【調査①】大阪市役所における建築確認申請の照会

調査日	令和7年12月8日(月曜日)
調査時間	14時36分～15時04分(約28分間)
調査場所	大阪市役所 本庁舎 (大阪市北区中之島1丁目3番20号) 計画調整局 建築指導部 建築情報課 窓口
調査対象	大阪市中心部島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9の土地(土地謄本持参)
調査方法	土地謄本を持参し、当該土地の建築計画概要書の有無を確認依頼
客観的証拠	Google マップ タイムライン(位置情報履歴)【添付資料1】

【添付資料 1:Google タイムラインの記録内容】

日付:2025/12/08(月)

・9:58～10:04 徒歩移動(550m・5 分)

・10:04～14:32 大阪高等裁判所／大阪地方裁判所(大阪市北区西天満 2 丁目)

・14:32～14:36 徒歩移動(200m・4 分)

・14:36～15:04

大阪市役所(大阪市北区中之島 1 丁目)【本調査】

・15:04～15:14 地下鉄移動(1.1km・10 分)

【調査②】現地における「建築計画のお知らせ」看板の確認

調査日	令和 8 年 1 月 12 日(日曜日)
調査場所	大阪市中心区島之内二丁目 44 番乙 1、44 番 5、44 番 9(本件土地現地)
調査内容	「建築計画のお知らせ」看板の有無を 4 方向から撮影・確認

客観 的証 拠	現地写真(4 方向から撮影・5 ページ) 【添付資料 2】
---------------	----------------------------------

第3 調査結果

【調査結果】

建築確認申請は出ていない
(予定も届いていない・現地看板もなし)

1 大阪市役所での確認結果【調査①】

私は、大阪市役所 計画調整局 建築指導部 建築情報課の窓口において、土地謄本を持参し、担当職員に対し、「大阪市中心区島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9の土地について、建築計画概要書を閲覧したい」と申し出ました。

担当職員は、当該土地謄本に基づいて検索した結果、以下の回答を得ました。

確認事項	担当職員の回答
建築確認 申請の有 無	この辺りでは、建築確認 の申請は出ていない
申請の予 定	予定も届いていない
民間確認 検査機関 への申請	民間機関で許可が下りた 場合も大阪市に書類が送 付されるが、該当データな し

2 現地確認結果【調査②】

令和8年1月12日、私は本件土地の現地(大阪市中心区島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9)を訪問し、4方向から現地の状況を撮影しました。現地は「駐車場」として利用されており、敷地の周囲には「建築計画のお知らせ」看板は一切掲示されていませんでした。

撮影方向	確認内容	看板の有無
南東向き①	敷地南東側からの全景 (①-1、①-2)	看板なし
北東向き②	敷地北東側からの全景 (②-1、②-2)	看板なし
北東向き③	敷地北東側からの駐車場 内部(③-1、③-2)	看板なし
北西向き④	敷地北西側からの全景 (④-1、④-2)	看板なし

第4 「悪魔の証明」(不存在の証明)について

1 「悪魔の証明」とは

「悪魔の証明」(probatio diabolica)とは、「存在しないこと」の証明が極めて困難であることを指す法律用語です。「A が存在する」ことを証明するには、A を 1 つ示せば足りませんが、「A が存在しない」ことを証明するには、理論上、全ての場所・時点を調査して A がいないことを確認する必要があります。完全な証明は不可能に近いとされています。

2 本件における「悪魔の証明」の克服

本件において、「建築確認申請が出ていない」という事実は、まさに「悪魔の証明」に該当します。しかし、本件では以下の方法により、実質的に「不存在の証明」を行うことができます。

No	証明方法	本件での実施状況
①	管轄行政機関への照会	大阪市役所 建築情報課に照会し「該当データなし」の回答を得た【添付資料 1】
②	現地確認	4 方向から撮影し「建築計画のお知らせ」看板がないことを確認【添付資料 2】
③	客観的証拠の確保	Google タイムラインにより調査日時を客観的に証明【添付資料 1】
④	陳述書による記録化	本陳述書により調査経緯・結果を記録(虚偽記載は偽証罪)

第5 調査結果の法的意味

【本調査結果の法的意味】

- 1 建築確認申請が出ていない以上、「将来の建物価値」を担保評価に含めることは不可能である。
- 2 したがって、13 億円の仮登記には正当な根拠が存在しない。
- 3 土地評価額(約 1.4 億円)の 9.3 倍という異常な金額は、「将来の建物価値」では説明できない。
- 4 この異常な担保設定は、他の債権者を排除する目的で設定された「壁」とであると合理的に推認される。
- 5 エスリード株式会社及び三菱 UFJ 銀行は、OAK 彌榮と通謀して詐害行為に加担した疑いがある。

【論理構成：三段論法】

【大前提】	プロジェクトファイナンスにおいて「将来の建物価値」を担保評価に含めるためには、少なくとも建築確認申請が必要である（銀行審査実務の常識）。
【小前提】	本件土地については、令和 7 年 12 月 8 日時点で建築確認申請が出ておらず、申請の予定もなかった。令和 8 年 1 月 12 日時点でも現地に「建築計画のお知らせ」看板はなかった（本陳述書により証明）。
【結論】	したがって、13 億円の仮登記には「将来の建物価値」を評価に含める正当な根拠が存在しない。

第6 添付資料一覧

添付 資料 1	Google マップ タイムライン スク リーンショット(令和 7 年 12 月 8 日分) → 大阪市役所に 14:36～ 15:04 滞在していたことの客観 的証拠
添付 資料 2	現地写真(令和 8 年 1 月 12 日 撮影・5 ページ) →「建築計画のお知らせ」看板が 掲示されていないことの証拠
添付 資料 3	土地登記簿謄本(3 筆) ・44 番乙 1(274.69 m ²) ・44 番 5(32.11 m ²) ・44 番 9(133.22 m ²)

第7 誓 約

以上の陳述内容は、すべて真実であり、
虚偽の記載は一切ありません。

本陳述書に虚偽の記載があった場合は、
刑法 169 条(偽証罪)その他の法的責任
を負う覚悟であり、これを甘受します。

以 上

令和 8 年 1 月 13 日

陳述者 吉田 晟二



甲 第 23の附属1 号 証

現地看板なし写真

【写真概要】

撮影日	令和8年1月12日
撮影者	債権者(株式会社豊)
撮影場所	大阪市中央区島之内二丁目44番地
枚数	5 枚

【立証趣旨】

1. 建築基準法に基づき、建築確認を取得した場合は工事現場に確認表示板(看板)の設置が義務付けられているところ、本件土地に当該看板が存在しない事実。
2. 建築確認申請が行われていないことの客観的証拠。

【添付書類】

現地写真 全 5 枚

※以下、写真原本を添付

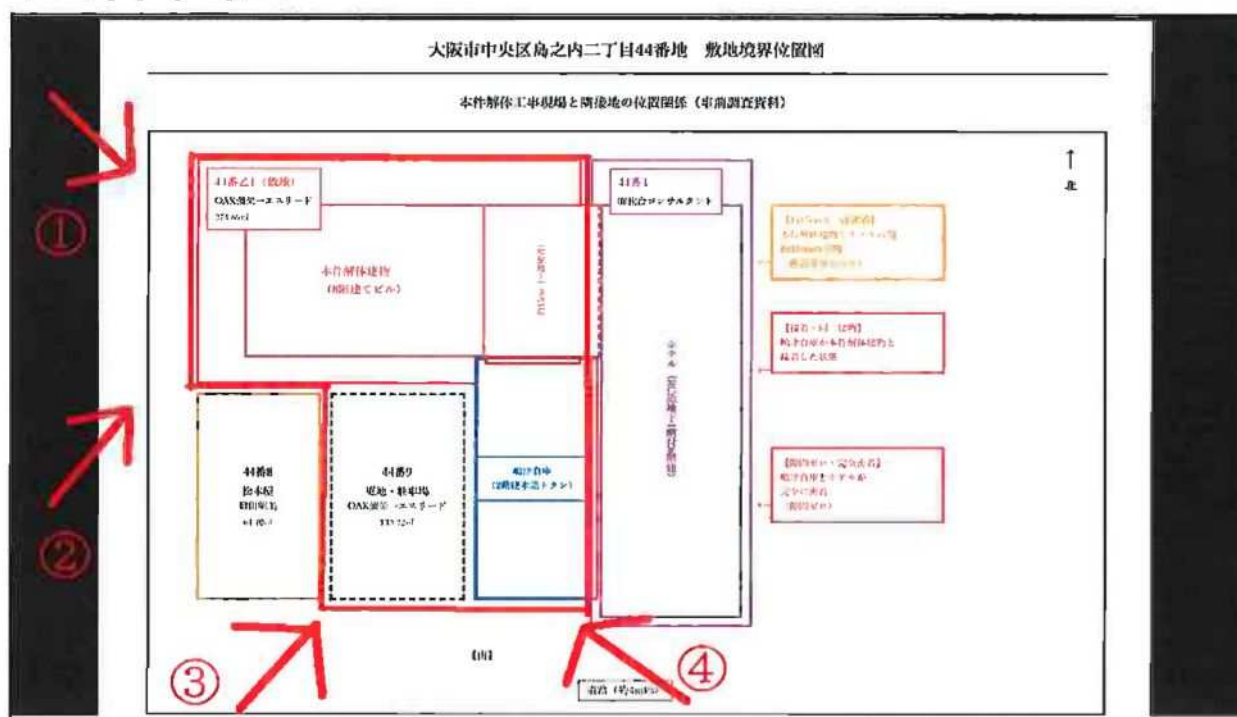
令和8年1月12日現在の現地状況

現地の看板「建築計画のお知らせ」看板なし

全体図1



全体図2



1p

253

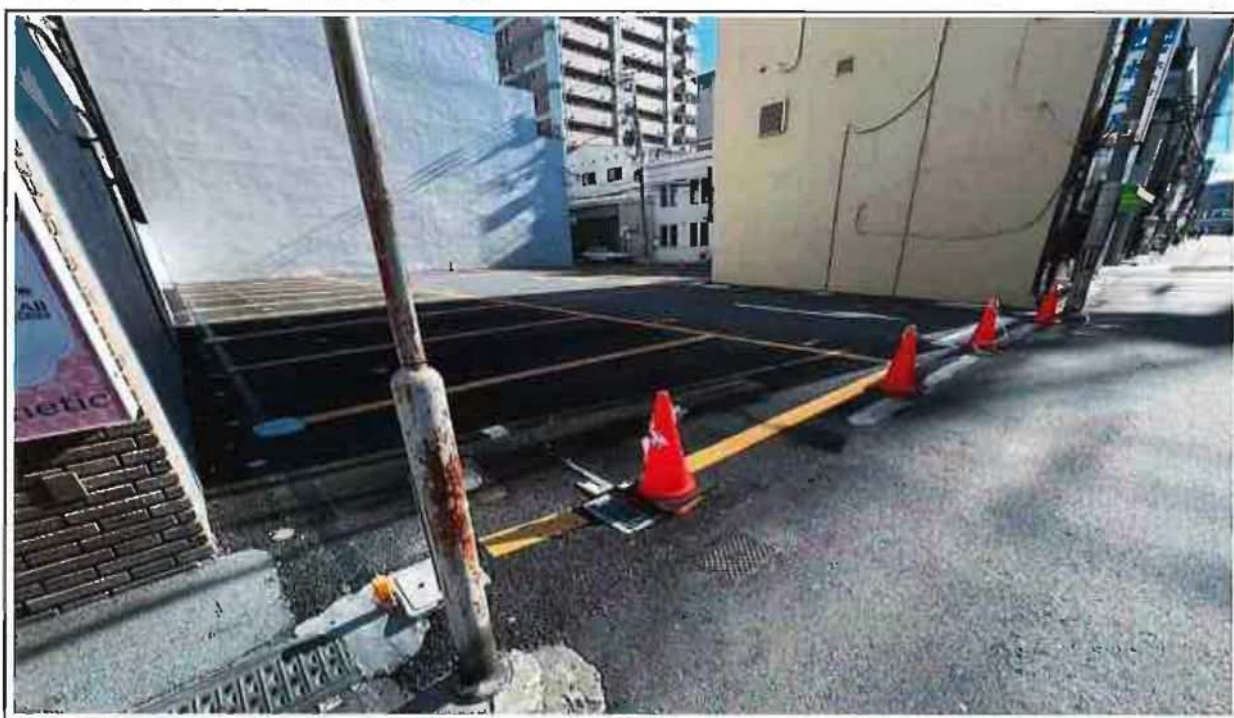
令和8年1月12日現在の現地状況

現地の看板「建築計画のお知らせ」看板なし

南東向き撮影①-1



南東向き撮影①-2



2p

令和8年1月12日現在の現地状況

現地の看板「建築計画のお知らせ」看板なし

北東向き撮影②-1



南東向き撮影②-2



3p

令和8年1月12日現在の現地状況

現地の看板「建築計画のお知らせ」看板なし

北東向き撮影③－1



北東向き撮影③－2



4p

256

令和8年1月12日現在の現地状況

現地の看板「建築計画のお知らせ」看板なし

北西向き撮影④－1



北西向き撮影④－2





タイムライン



日

ルート

分析情報

スポット

都市

全地



2025/12/08 月 ▼



550 m · 5分
9:58~10:04



大阪高等裁判所 を訪問しましたか？

日本、〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満2丁...
10:04~14:32



✓ はい

✎ 編集

スポット



大阪地方裁判所
市裁判所



徒歩
200 m · 4分
14:32~14:36



大阪市役所

日本、〒530-8201 大阪府大阪市北区中之島1丁...
14:36~15:04



地下鉄
1.1 km · 10分
15:04~15:14



本町駅 を訪問しましたか？

日本、〒541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央...
15:14~15:24



✓ はい

✎ 編集



移動手段が見つかりません

258



大阪地方裁判所

市裁判所

...



徒歩

200 m・4分

14:32~14:36

...



大阪市役所

日本、〒530-8201 大阪府大阪市北区中之島1丁...

14:36~15:04

...

甲 第 23の附属2 号 証

大阪市 HP 建築確認台帳

スクリーンショット

【資料概要】

閲覧日	令和7年12月8日
発行者	債権者代理(吉田晟二)
内容	建築確認台帳検索結果
枚数	2 枚

【立証趣旨】

1. 大阪市の公式建築確認台帳において、本件土地の建築確認が記載されていない事実。
2. 行政機関の公的記録による建築確認不存在の証明。

【添付書類】

スクリーンショット 全 2 枚

※以下、画面の写しを添付

甲 第 23の附属3 号 証

不動産登記簿謄本(土地3筆)

【登記概要】

取得日	令和7年12月 4 日
発行者	法務局
対象	島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9
枚数	10枚

【立証趣旨】

1. 本件建物の滅失登記(令和5年5月31日)後、「新築」がなされていない事実。
2. エスリードへの所有権移転及び13億円の抵当権仮登記設定の事実。
3. 滅失登記から売却まで2年以上経過しながら建築確認すら取得していない異常性。

【添付書類】

登記事項証明書 全10枚

※以下、登記簿謄本の写しを添付

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1200005029988
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市中央区島之内二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
44番乙1	宅地	133	61	余白	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年6月30日	
余白	余白	267	23	③44番乙6を合筆 〔令和5年10月6日〕	
余白	余白	274	69	③錯誤 〔令和5年10月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年6月7日 第10647号	原因 昭和46年6月4日売買 所有者 大阪市南区島之内二丁目11番18号 株 式 会 社 明 和 ビ ル 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成30年4月16日 第18222号	原因 平成1年2月13日行政区画変更 本店 大阪市中央区島之内二丁目11番18号
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
2	所有権移転	平成30年4月16日 第18223号	原因 平成30年4月16日売買 所有者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株 式 会 社 O A K 彌 榮
3	合併による所有権登記	令和5年10月6日 第48733号	所有者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株 式 会 社 O A K 彌 榮
4	所有権移転	令和7年10月31日 第54087号	原因 令和7年10月31日売買 所有者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エ ス リ ード 株 式 会 社 会社法人等番号 1200-01-0727 25

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	令和2年4月17日 第20324号	原因 令和2年4月17日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株 式 会 社 O A K 彌 榮 根抵当権者 大阪市天王寺区上本町八丁目9番

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (1 / 3)

1 / 3

262

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			14号 大阪信用金庫 共同担保 目録(四)第762号
	1番登記は合併後の土地の全部に関する	[余白]	令和5年10月6日付記
2	1番根抵当権抹消	令和7年10月31日 第54007号	原因 令和7年10月31日解除
3	抵当権設定仮登記	令和7年11月26日 第59648号	原因 令和7年11月26日金銭消費貸借令和7年11月26日設定 債権額 金13億円 利息 年1・140% (年365日の日割計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エスリード株式会社 権利者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 (取扱店 梅田中央支店) 共同担保 目録(ハ)第1424号
	[余白]	[余白]	[余白]

共同担保目録

記号及び番号	(四)第762号	調製	令和2年3月26日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大阪市中央区島之内二丁目 44番9の土地	3	令和7年10月31日受付第54007号抹消
2	大阪市中央区島之内二丁目 44番地甲2 家屋 番号 44番2の2の建物	3	令和5年5月10日受付第22050号滅失
3	大阪市中央区島之内二丁目 44番乙1の土地	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和7年10月31日受付第54007号抹消
4	大阪市中央区島之内二丁目 44番乙6の土地	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和5年10月6日受付第48733号合筆
5	大阪市中央区島之内二丁目 44番地乙1、44番地乙6 家屋番号 44番6の建物	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和5年5月10日受付第22051号滅失
	[余白]	[余白]	令和7年10月31日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	(ハ)第1424号	調製	令和7年11月26日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大阪市中央区島之内二丁目 44番乙1の土地	3	[余白]

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (1/3)

2/3

263

番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
2	大阪市中央区島之内2丁目 44番5の土地	3	[余 白]
3	大阪市中央区島之内2丁目 44番9の土地	5	[余 白]



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和7年12月4日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (- 1 / 3)



264

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1200005029982
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市中央区島之内2丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
44番5	宅地	31	70	余白	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年6月30日	
余白	余白	32	11	③錯誤 〔令和5年10月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	昭和62年4月22日 第9528号	原因 昭和62年4月15日交換 所有者 大阪市南区宗右衛門町7番地の6 株 式 会 社 嶋 津 順位5番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和5年6月15日 第28602号	原因 平成1年2月13日住居表示実施 本店 大阪市中央区宗右衛門町2番18号
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
2	所有権移転	令和5年6月15日 第28604号	原因 令和5年6月15日売買 所有者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株 式 会 社 O A K 彌 栄
3	所有権移転	令和7年10月31日 第54087号	原因 令和7年10月31日売買 所有者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エ ス リ ード 株 式 会 社 会社法人等番号 1200-01-0727 25

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和60年4月23日 第8627号	原因 昭和60年4月23日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪市南区宗右衛門町7番地の6 嶋 津 研 二 大阪市南区宗右衛門町7番地の6 嶋 津 壽 美 子 根抵当権者 大阪市天王寺区上本町八丁目9番 14号 大 阪 信 用 金 庫 (取扱店 日本橋支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (2 / 3)

1 / 3

265

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(イ)第8183/1205号 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日
2	1番根抵当権抹消	令和5年6月15日 第28603号	原因 令和5年6月15日解除
3	抵当権設定仮登記	令和7年11月26日 第59648号	原因 令和7年11月26日金銭消費貸借令和 7年11月26日設定 債権額 金13億円 利息 年1・140% (年365日の日割計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エスリード株式会社 権利者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 (取扱店 梅田中央支店) 共同担保 目録(ハ)第1424号
	[余白]	[余白]	[余白]

共同担保目録

記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
(イ)第8183/1205号			調製 平成15年8月21日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大阪市中央区島之内二丁目 44番5の土地	1	令和5年6月15日受付第28603号抹消
2	大阪市中央区島之内二丁目 44番地5 家屋番 号 44番5の建物	1	令和5年5月31日受付第26119号滅失
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成15年8月21日
[余白]	[余白]	[余白]	令和5年6月15日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
(ハ)第1424号			調製 令和7年11月26日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大阪市中央区島之内二丁目 44番乙1の土地	3	[余白]
2	大阪市中央区島之内二丁目 44番5の土地	3	[余白]
3	大阪市中央区島之内二丁目 44番9の土地	5	[余白]

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (2/3)



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和7年12月4日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (2/3)



3/3

267

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1200005029986
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市中央区島之内二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
44番9	宅地	133	04	44番甲2から分筆 〔平成7年3月20日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年6月30日	
余白	余白	133	22	③錯誤 〔令和5年10月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成7年3月28日 第3664号	原因 平成7年3月28日売買 所有者 大阪市中央区島之内二丁目11番15号 駒井達二 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
2	所有権移転	平成30年3月26日 第14101号	原因 平成28年3月23日相続 共有者 大阪市中央区島之内二丁目11番15号 持分2分の1 駒井由朗 大阪市中央区島之内二丁目11番15号 2分の1 駒井陽利
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和2年3月26日 第15096号	原因 令和1年12月1日住所移転 共有者駒井陽利の住所 大阪市中央区谷町五丁目6番15-1201号
3	共有者全員持分全部移転	令和2年3月26日 第15297号	原因 令和2年3月26日売買 所有者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株式会社 O A K 翔 栄
4	所有権移転	令和7年10月31日 第54087号	原因 令和7年10月31日売買 所有者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エスリード株式会社 会社法人等番号 1200-01-072725

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成7年3月28日	原因 平成7年2月24日保証委託契約による

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (3 / 3)

1 / 4

268

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第3665号	求償債権同年3月28日設定 債権額 金4,500万円 損害金 年14% (年365日割計算) 連帯債務者 大阪市中央区島之内2丁目11番15号 駒井達二 大阪市中央区島之内2丁目11番15号 駒井由朗 抵当権者 東京都千代田区平河町一丁目1番8号 住銀保証株式会社 共同担保 目録(イ)第6946/1205号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成22年11月26日 第45171号	原因 平成18年4月3日合併 抵当権者 東京都港区六本木六丁目1番21号 SMBC信用保証株式会社
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日
2	1番抵当権抹消	平成30年3月26日 第14102号	原因 平成29年3月7日解除
3	根抵当権設定	令和2年3月26日 第15298号	原因 令和2年3月26日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪市港区磯路一丁目4番4号 株式会社 O A K 彌 策 根抵当権者 大阪市天王寺区上本町八丁目9番 14号 大阪信用金庫 共同担保 目録(イ)第762号
4	3番根抵当権抹消	令和7年10月31日 第54007号	原因 令和7年10月31日解除
5	抵当権設定仮登記	令和7年11月26日 第59648号	原因 令和7年11月26日金銭消費貸借令和 7年11月26日設定 債権額 金13億円 利息 年1・140% (年365日の日割計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 大阪市福島区福島六丁目25番19号 エスリード株式会社 権利者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 (取扱店 梅田中央支店) 共同担保 目録(イ)第1424号
	[余白]	[余白]	[余白]

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (3/3)

2/4

269

共同担保目録

記号及び番号	(L)第6946/1205号	調製	平成15年8月21日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	大阪市中央区島之内2丁目 44番9の土地	1	平成30年3月26日受付第14102号抹消
2	大阪市中央区島之内2丁目 44番地甲2 家屋 番号 44番2の2の建物	1	平成30年3月26日受付第14102号抹消
	[余 白]	[余 白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成15年8月21日
	[余 白]	[余 白]	平成30年3月26日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	(W)第762号	調製	令和2年3月26日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	大阪市中央区島之内2丁目 44番9の土地	3	令和7年10月31日受付第54007号抹消
2	大阪市中央区島之内2丁目 44番地甲2 家屋 番号 44番2の2の建物	3	令和5年5月10日受付第22050号滅失
3	大阪市中央区島之内2丁目 44番乙1の土地	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和7年10月31日受付第54007号抹消
4	大阪市中央区島之内2丁目 44番乙6の土地	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和5年10月6日受付第48733号合筆
5	大阪市中央区島之内2丁目 44番地乙1、44 番地乙6 家屋番号 44番6の建物	1	令和2年4月17日受付第20324号追加 令和5年5月10日受付第22051号滅失
	[余 白]	[余 白]	令和7年10月31日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	(V)第1424号	調製	令和7年11月26日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	大阪市中央区島之内2丁目 44番乙1の土地	3	[余 白]
2	大阪市中央区島之内2丁目 44番5の土地	3	[余 白]
3	大阪市中央区島之内2丁目 44番9の土地	5	[余 白]



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (3 / 3)

270

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和7年12月4日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40674 (3 / 3)



271

甲 第 24の1 号 証

新築工事計画書・面積表

【計画書概要】

作成日	令和3年4月3日
作成者	株式会社 OAK 彌榮・株式会社エム・ケイ設計事務所
内容	32戸マンション新築工事計画(9階建・施工床面積1,908㎡)
枚数	4 枚

【立証趣旨】

1. 訴外会社が令和3年4月3日時点で新築工事計画を作成していた事実。
2. エスリードが同一計画を引き継いだ場合、訴外会社との契約関係・紛争の存在を当然に認識していたはずであり、共謀の痕跡を示す。

【添付書類】

新築工事計画書・面積表 全 4 枚

※以下、計画書の写しを添付

(仮称)大阪市中央区島之内2丁目計画 新築工事計画書



建築設計・監理

髙エム・ケイ設計事務所

一般建築士事務所 (大阪) 登録第116215号 一般建築士 松 坂 朝

2021年04月03日

(仮称)大阪市中央区島之内2丁目計画新築工事

NO.1

計 画 概 要	建 築 地		大 阪 市 中 央 区 島 之 内 2 丁 目 44-9 他		構 造 ・ 規 模		鉄筋コンクリート造		地下 階・地上 9 階建		各 戸 別 面 積 表	型	タイプ	(MP込) m ²	坪	バルコニー m ²	戸数	比率	
	用 途	防火	その他	防火	その他	施 工 床 面 積	専 用 床 面 積	建 築 面 積	建 ぺ い 率	法 上 延 べ 床 面 積									容 積 対 象 床 面 積
概 要	地域・地区	防火	その他	防火	その他	日影規制	無	日影時間 5mライン	・10mライン	容 積 率	359.92 % (容積対象床面積/有効敷地面積)	注 意 事 項	A	1LDK	40.96	12.39		8	
	壁面後退	無	後退距離 m()	指定建ぺい率	80 %	指定容積率	400 %	総 戸 数	32 戸	駐 車 台 数	3 台		B	1LDK	42.00	12.70		8	
	緩和建ぺい率	80 %	道路容積率	360 %	駐 輪 台 数	36 台	内6台バイク	C	1LDK	40.96	12.39			8					
	最大建築面積	320.20 m ²	最大許容面積	1440.93 m ²	有 効 率	75.50 % (容積対象床面積/施工床面積)	D	1LDK	42.00	12.70			8						
	開発敷地面積	400.26 m ²	121.07 坪	100.00 %	有 効 率	74.57 % (専用床面積/施工床面積)													
	公 園	m ²	坪	%	有 効 率	98.76 % (専用床面積/容積対象床面積)													
	道 路	m ²	坪	%															
	有効敷地面積	400.26 m ²	121.07 坪	100.00 %															
	道路状況	東	M・西	6.000 M・南	6.000 M・北	M													
	都市計画道路等	有	・種類	・巾員	M・後退	M													
その他																			
面 積 表	階	住宅部分 床面積	非住宅部分床面積		パルコニー ()内は容積対象		共用部分床面積		建築基準法上 延べ床面積	施工床面積	工事床面積	階高	室数						
		A	B	C	D	E	F	G	A+B+C+D+F	A+B+C+F+G	A~G(D,Fを除く)								
	B1F	m ²	m ²	m ²	()	m ²	()	m ²	m ²	m ²	m ²	m	戸						
	1F		95.56	75.595	()	()	49.080	66.813	34.430	237.968	272.398	272.398	3.8						
	2F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
	3F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
	4F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
	5F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
	6F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
	7F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4					
8F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4						
9F	165.920			()	37.300	()	28.940	9.600	194.860	204.460	241.760	2.91	4						
(IF)				()	()	()	()	()				立駐/バレット分							
(IF)				()	()	()	()	()				2段式駐輪場分							
合計	1327.360 m ²	95.560 m ²	75.595 m ²	()	298.400 m ²	(280.600)	298.333 m ²	111.230 m ²	1796.848 m ²	1908.078 m ²	2208.478 m ²	44.89	32 戸						
	401.520 坪	28.900 坪	22.860 坪	()	90.260 坪	(84.880)	90.240 坪	33.640 坪	543.540 坪	577.190 坪	667.450 坪								

(特記事項)

- 住宅の地下室緩和の検討
- 駐車場緩和の検討
- 容積対象床面積の検討

(注意事項)

- 各面積は、小数点以下第3位を切り捨てています。
- パルコニー面積の()は、パルコニー全体の内、容積対象となる部分の面積です。
- パルコニー面積の()は、()を含めた面積です。
- 共用部分面積(容積対象)の()は、容積緩和対象である共同住宅の共用廊下等の面積です。
- 共用部分床面積(容積対象)の()は、()を含めた面積です。

訂正

年 月 日

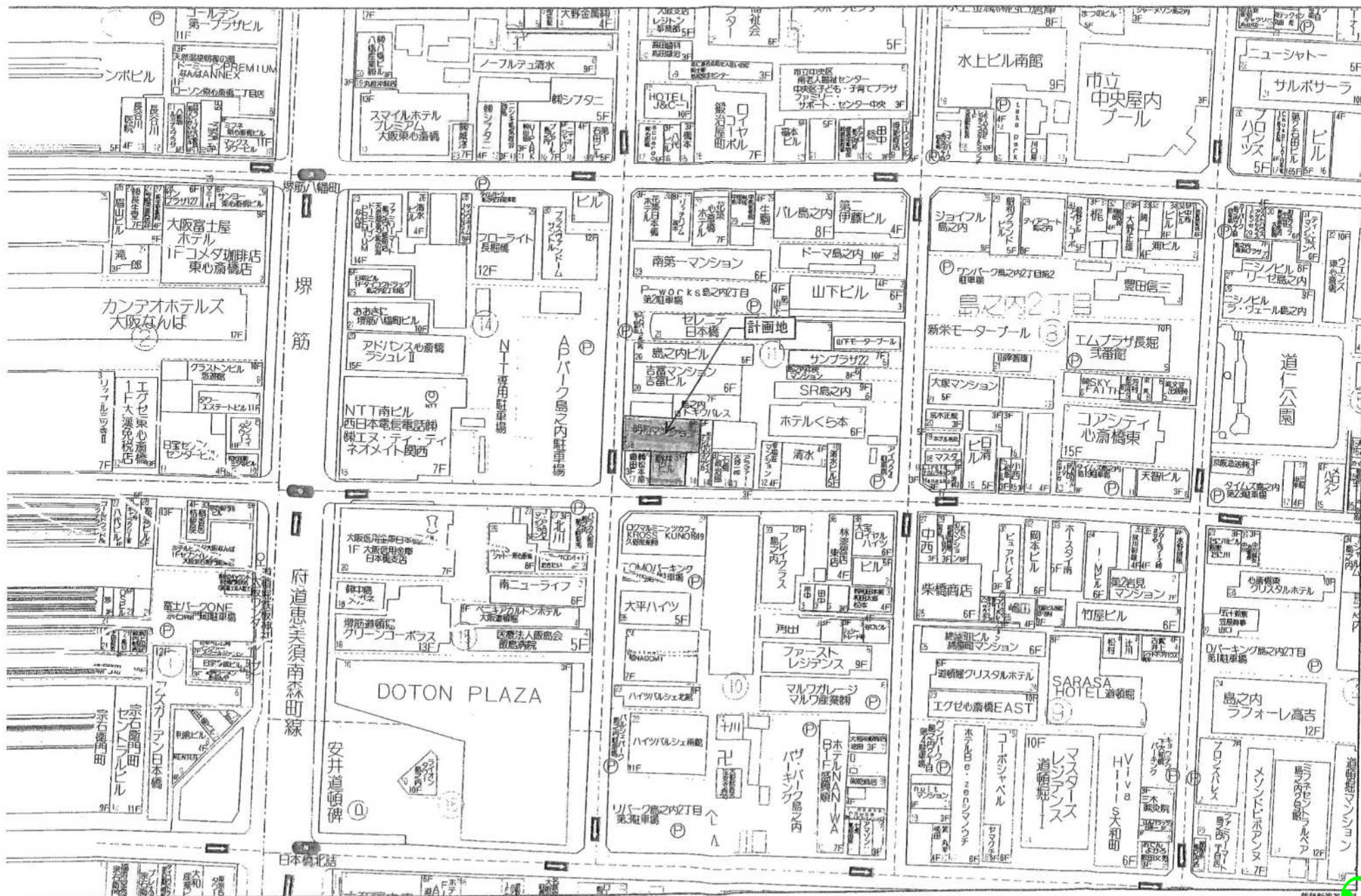
工事名称 (仮称)大阪市中央区島之内2丁目計画新築工事

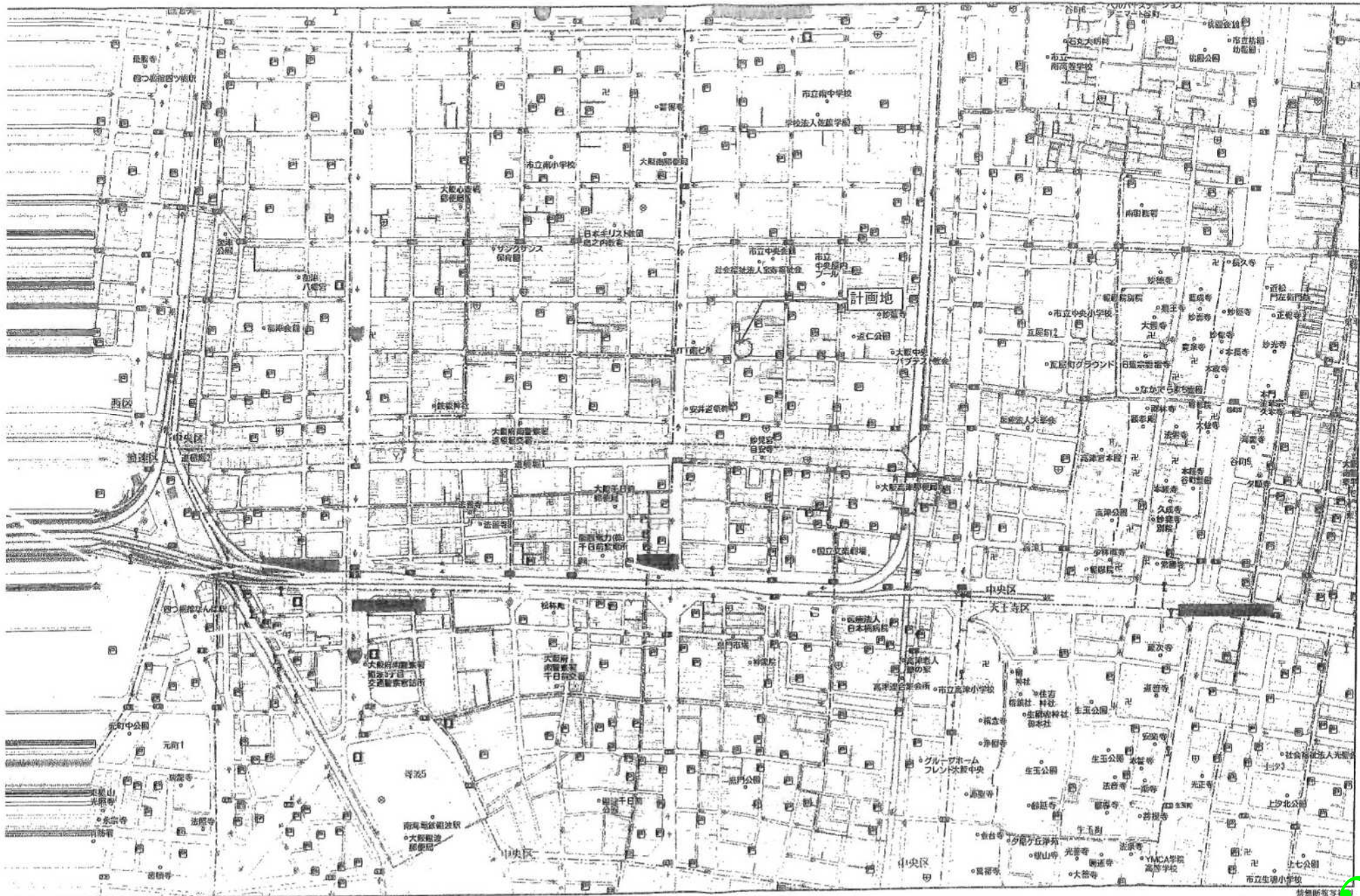
図面名称 建物概要・面積表

図面NO. R3.4.3

建築設計事務所 慧エム・ケイ設計事務所

一級建築士事務所 (大阪) 登録第11025号 一級建築士 町 正 貴





甲 第 24の2 号 証

新築工事設計図面(各階平面図)

【図面概要】

作成日	令和3年4月3日
作成者	株式会社 OAK 彌榮・株式会社エム・ケイ設計事務所
内容	各階平面図
枚数	2 枚

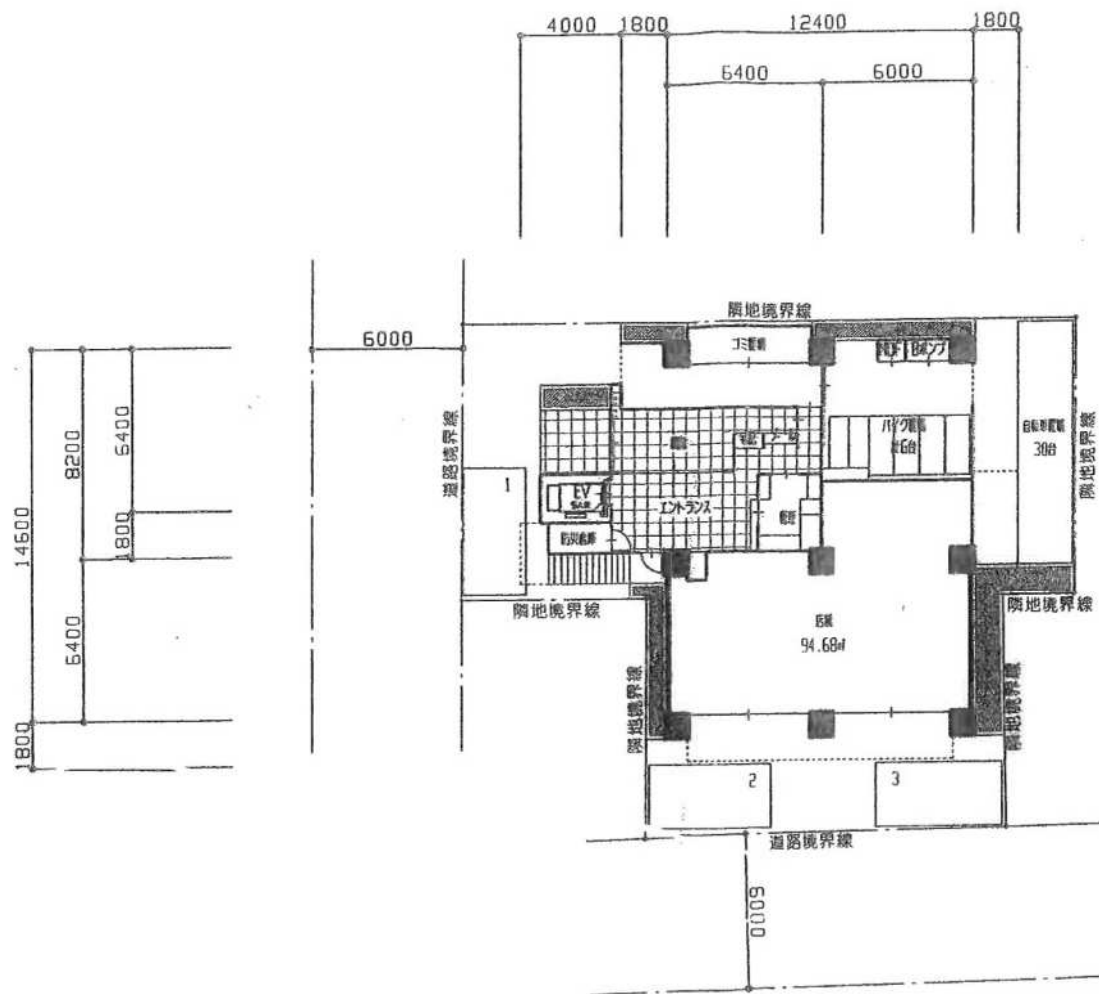
【立証趣旨】

1. 甲第24号証の1に同じ。新築計画の具体的内容を示す図面。
2. エスリードが「事業計画込み」と主張するならば、当該計画の存在を知っていた＝(株)豊との契約関係も知っていたことの自白となる。

【添付書類】

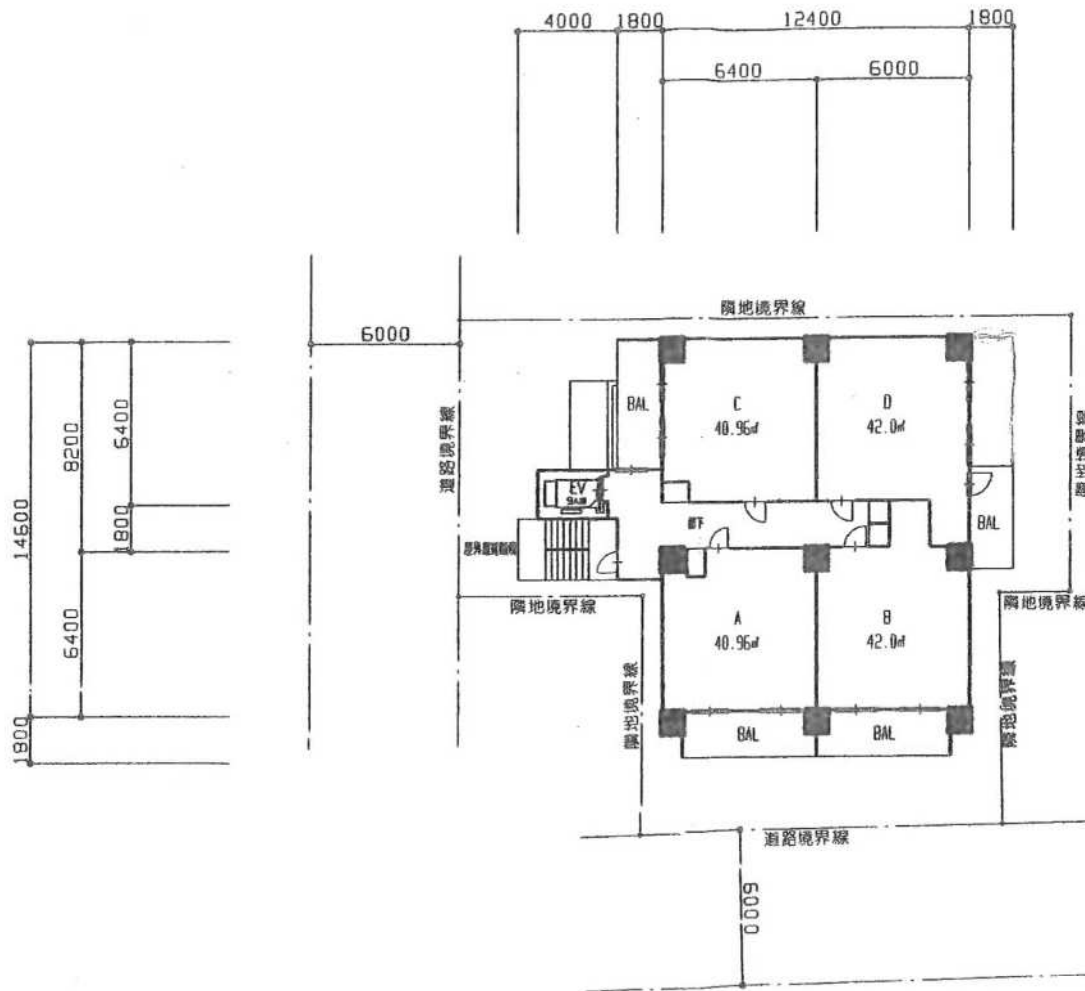
設計図面 全 2 枚

※以下、図面の写しを添付



敷地面積	容積限度
400.26㎡	1440.936㎡
容積対象	
2F~9F	165.92㎡X8=1327.36
1F	113.40
	1440.76 359.95%

正	年 月 日	工事名称	縮 尺	設計年月日	 ケンエム・ケイ設計事務所 一級建築士事務所 (大阪) 登録第 11215 号 一級建築士 佐 正 雄	MK-A3 図面NO
	・ ・	(仮称) 大阪市中央区島之内2丁目計画新築工事	S=1/200	R3(2021)04.03		
	・ ・	部番名称	棟 号			
	・ ・	1 階平面図				



敷地面積 容積限度
400.26㎡ 1440.936%

容積対象

2F~9F 165.92㎡×0=1327.36

1F 113.40
1440.76 359.95%

			MK-A3	
正	年月日	工事名称	期 尺	設計年月日
	・	(仮称) 大阪市中央区島之内2丁目計画新築工事	S=1/200	R3(2021)04.03
	・	図面名称	階 尺	
	・	2階~9階平面図		
			 株式会社 ケイ設計事務所 一級建築士事務所 (大阪) 登録第 118215号 一級建築士 佐 正 明	

甲 第 25 号 証

建物賃貸借契約書及び借地契約書

【契約概要】

作成日	令和3年5月12日
当事者	株式会社 OAK 彌榮・債権者(株式会社豊)
内容	本件土地・建物の賃貸借契約
枚数	7枚

【立証趣旨】

1. 債権者が本件土地・建物を賃借し、解体工事の拠点として使用していた事実。
2. 訴外会社と債権者との間に継続的な契約関係が存在していたこと。被保全債権の基礎となる取引関係の立証。

【添付書類】

賃貸借契約書 全7枚

※以下、契約書の写しを添付

建物賃貸借契約書及び借地契約書



株式会社 OAK 彌榮（以下、甲という）と株式会社豊（以下、乙という）は、
後記不動産の表示記載の所有不動産（以下、賃貸借等物件という）につき、本日、
以下のとおり賃貸借契約及び借地契約書などを締結する。

第1条（使用目的）

甲は乙に対し、建物賃貸物件及び借地を住居および事務所などとして賃貸し、
乙は用途に制限なく使用できる。また、乙は借地に地上権を設定する。

第2条（賃貸借期間）



賃貸借期間は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間とする。
ただし、期間満了の3か月前までに甲または乙の相手方に対する更新拒絶
の意思表示がないときは、さらに1年間同一条件により契約は更新されるもの
とし、その後も同様とする。

第3条（期間内解約）

乙は、賃貸借期間内であっても甲に対する3か月前までの書面による予告
をもって本契約を解約することができる。ただし、乙は、上記の予告に代え3
か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時に解約することができる。
解約申入れは撤回できない。



第4条（賃料）

- 1 賃料は建物及び土地それぞれ、月額1,000円とする。ただし、1か月未満の賃料は日割り計算とする。
- 2 乙は、前項の賃料を、毎月末日までに乙の都合の支払い方法で支払う。
- 3 乙が前項の期日までに賃料を支払わないときは、乙は甲に対し、延滞金額に年10%の割合による遅延損害金を付加して支払う。

第5条（諸料金の負担）

- 1 賃貸借物件の電気、ガス、水道、電話などの使用料金は、甲の負担とする。

第6条（賃料の改定）

第4条の賃料が、物価の変動その他の事由により不相当となったときでも、甲および乙は、相手方に対し、賃料改定の協議を申し入れることができない。

第7条（敷金）

- 1 乙は甲に対し、敷金は、差し入れない。

第8条（善管注意義務など）

- 1 乙は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務を持って占有または使用する。
- 2 賃貸借物件の修繕等がなされない状態の現況有姿で本契約が締結されることに鑑み、乙は、賃貸借物件を、すべて自己の責任をもって管理・維持・修繕等をする。それに掛かる工事費用の請求は、工事原価に乙の一般管理費に消費税等を足して甲に対して必要費、有益費等で請求をすることができる。
- 3 乙は、本契約期間中及び本賃貸借建物の明渡し完了までの間、自らの費用で火災保険・借家人賠償保険に加入しなければならない。

第9条（禁止事項）

乙は甲の書面によるあらかじめの承諾がなければ下記の行為をしてはならない。

地上51階以上の高層建物の建築。

第10条（届出）

乙は、賃貸借物件の使用者および居住者に変更があったときは、直ちにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第11条（立入り点検等）

甲または甲の指定する者は、管理業務上必要があるときは、乙の承諾を得て賃貸借物件に立ち入り、点検・修理その他適宜の措置を執ることができる。ただし、水漏れ、火災、盗難その他緊急の場合であらかじめ乙の承諾を得ることができないときは、甲または甲の指定する者は乙の承諾なくして賃貸借物件に立ち入ることができる。

第12条（損害賠償）

- 1 乙（その家族、使用人などを含む）がその責に帰すべき事由により賃貸借物件、本建物もしくはその設備造作等を毀損もしくは滅失し、または他の賃借人などに人的もしくは物的損害を被らせたときは、乙は速やかにその旨を甲に連絡しなければならない。
- 2 甲の責に帰することができない事由によって生じた乙の損害については、乙は一切損害賠償の責を負わないものとする。

第13条（契約の失効）

天災、地変その他甲の責に帰することができない事由によって賃貸借物件を使用することができなくなったときは、本契約は将来に向かって当然にその効力を失う。この場合、乙はいかなる名目でも甲に対して金銭その他の請求はできない。但し、借地権並びに地上権は賃貸借期間中には消滅しない。

第14条（契約の解除）

乙（その家族、使用人などを含む）が下記の各号の1に該当するときは、甲は乙に対し、何らの通知催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

- ① その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。

第15条（原状回復および明渡し）

- 1 事由の如何を問わず本契約が終了したときは、乙は甲に対し、賃貸物件を直ちに明け渡さなければならない。
- 2 前項にかかわらず、甲は乙に対し、乙の明渡しに際して、賃貸借物件内の造

作、設備その他の物を無償で残置させることができる。この場合、乙は甲に対し、必要費、有益費または造作買取の請求で清算をする。

- 3 本契約が終了したにもかかわらず乙が賃貸借物件内に乙所有の物件を残置したときは、甲はこれを任意に処分することができ、乙は何らの異議を述べることができない。この処分に要した費用は甲の負担とする。
- 4 本契約が終了したにもかかわらず乙が賃貸借物件を明け渡さないときは、乙は甲に対し、明渡し済みに至るまで賃料の倍額に相当する使用損害金を支払う。
- 5 乙は、移転料その他名目の如何を問わず、甲に対して金銭その他の請求をすることができない。

第16条（反社会的勢力）

1 乙は、以下の各号について保証する。

① 乙およびその関係者（業務を執行する社員、取締役、執行役、従業員またはこれらに準ずるものを含むが、これに限らない。）が暴力団、暴力団構成員・準構成員、暴力団関係企業またはその関係者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

2 乙は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

① 甲または第三者に対する脅迫的な言動、暴力行為、名誉・信用の毀損行為、偽計または威力による業務妨害行為および不当要求行為。

② 反社会的勢力への資金提供等の利益供与、その活動を助長する行為。

第17条（連帯保証人）

1 後記連帯保証人は、本契約に基づく乙の債務を乙と連帯して履行する責を負う。

2 連帯保証人は、乙の甲に対する債権をもって甲からの請求を拒むことができない。

3 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人として適当でないと甲が判断したときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第18条（合意管轄）

本契約に関して当事者間に紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

第19条（信義誠実）

本契約に定めのない事項については、当事者は互いに協議の上、信義にしたがい誠実に処理するものとする。

特約条項

1. 乙は、3年間分の建物代金合計36,000円及び借地の賃料合計36,000円の合計72,000円を本契約締結時に支払う。
2. 甲は、乙に対して、工事代金の未納がある場合は、甲が本契約を解約することは出来ない。また、乙への未納が完納され、甲並びに乙がその工事代金について、合意書が締結されるまで、1年毎に、1年間自動更新する。
3. 甲並びに乙は、いかなる事情があろうと、賃料改定ができない。但し、本契約締結後3年間は、甲および乙は、相手方に書面で通知することで賃料改定の申し入れをすることができる。

記

不動産の表示

建物表示 大阪市中央区島之内二丁目11-18（現況建物）

家屋番号 大阪市中央区島之内二丁目44番6（延床面積1190.83㎡）

地 番 大阪市中央区島之内二丁目 44番乙1（地積133.61㎡）

大阪市中央区島之内二丁目44番乙6（地積133.61㎡）

大阪市中央区島之内二丁目44番9（地積133.04㎡）

以上

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年5月1日

賃貸人（甲）

住 所 大阪市港区磯路一丁目4番4号

名 称 株式会社 OAK 彌榮

氏 名 代表取締役 柏木 良夫



賃借人（乙）

住 所 奈良県天理市杉本町179-17

名 称 株式会社 豊

氏 名 代表取締役社長 三村 勝美



連帯保証人

住 所 奈良県天理市杉本町179-17 (2F)

氏 名 吉田 晟二





甲 第 26 号 証

領収書(賃料72,000円)

【領収書概要】

作成日	令和3年5月12日
発行者	株式会社 OAK 彌榮
金額	72,000円
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 賃貸借契約が実際に履行されていた事実。
2. 債権者が訴外会社に対し賃料を支払い、工事拠点として使用していたこと。契約関係の実体を証明する。

【添付書類】

領収書 全1枚

※以下、領収書の写しを添付

領 収 書

株式会社豊 御中

株式会社 OAK 彌榮は、後記不動産の表示記載の所有不動産につき、
賃貸借期間令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間分の
賃借代（1000円/月×36ヵ月＝36000円）及び
借地代（1000円/月×36ヵ月＝36000円）の
賃料合計金72,000円を現金にて受領致しました。

記

不動産の表示

建物表示 大阪市中央区島之内二丁目11-18（現況建物）

家屋番号 大阪市中央区島之内二丁目44番6（延床面積1190.83㎡）

地 番 大阪市中央区島之内二丁目44番乙1（地積133.61㎡）

大阪市中央区島之内二丁目44番乙6（地積133.61㎡）

大阪市中央区島之内二丁目44番9（地積133.04㎡）

以上

令和3年5月1日

賃貸人

住 所 大阪市港区磯路一丁目4番4号

名 称 株式会社 OAK 彌榮

氏 名 代表取締役 柏木 良夫



甲 第 27 号 証

覚書(アスベスト特約条項)

【覚書概要】

作成日	令和3年5月12日
当事者	株式会社 OAK 彌榮・債権者(株式会社豊)
内容	アスベスト処理責任に関する特約
枚数	5 枚

【立証趣旨】

1. アスベスト処理責任は訴外会社が負担するとの合意。
2. 訴外会社がアスベスト問題の責任を認識しながら、これを債権者に転嫁しようとした経緯を示す。被保全債権(アスベスト関連損害)の発生原因。

【添付書類】

覚書 全 5 枚

※以下、覚書の写しを添付

覚 書



株式会社OAK瀬栄（以下「甲という」）と、株式会社豊（以下「乙という」）は、令和3年5月12日付工事請負契約書の、「4 特約条項（別紙添付）」の詳細について、以下の内容について合意した。

第1 仮設材の滅失・損料、工事開始3カ月以上経過後の令和3年9月16日以降に掛かるリース費用含む損害金、不測の天災や事故の滅失・損料の損害金は、工事業者から乙に請求された金額に、乙の一般管理費を足して、それに、消費税などを足して甲に追加請求することで合意した。

第2 工事で仮設工として、交通誘導員を配置した場合は、交通誘導員を手配した会社から乙に請求された金額に、乙の一般管理費を足して、それに、消費税などを足して甲に追加請求することで合意した。また、見積書の予定人工は、なしの0人であることを確認した。

第3 アスベスト調査は、甲のアスベスト調査結果のとおり「無い」結果に従う。但し、アスベストが有ることが甲乙間外から判明した場合についての責任は、甲が所有者であり、発注者である責任で、対応することで合意した。アスベストが有ると判明した場合に、乙がアスベスト対策工事を実施した場合は、甲はアスベスト対策工事の追加工事代金を乙に支払うことで合意した。



第4 乙が甲に貸し出す再リースの機械設備の滅失・損料、工事開始3カ月以上経過後の令和3年9月16日以降に掛かるリース費用含む損害金、不測の天災や事故の滅失・損料の損害金は、リース会社から乙に請求された金額に、乙の一般管理費を足して、それに、消費税などを足して甲に追加請求することで合意した。

第5 乙が、甲より賃貸した、事務所リフォーム工事完了後の躯体解体については、乙は一切関与せず、その進捗も、乙が一切責任を負わないことを確認した。

第6 乙が甲に貸し出した機械設備で第三者と損壊についてトラブルになった場合、乙は関与しない。事故発生日から、20カ月を経過しても和解など解決しない場合は、一部損壊でも全損壊として、全損壊の違約金を乙は被害者の代理人として、甲などに請求できることで合意する。全損の場合、建物の場合の違約金は、登記などされた建物の坪数に（解体費として、金800万円/坪、新築費用として、金500万円/坪）金800万円/坪を乗じた金額を違約金とする。作業員、通行人、近隣者、ペット、物などの場合は、交通事故の裁判事例で査定した金額を参考に、乙は被害者の代理人として、甲などに請求できることで合意する。自主退去や立退きなどが発生した場合は、工事との因果関係が証明できた、個人法人様、一律金2,000万円を乙は被害者の代理人として、甲などに請求できることで合意する。

第7 一般管理費は、一般管理費及び付加利益よりなる。一般管理費は、建設工事などの当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、事務用品費、通信交通費、動力用水交通費、公告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、原価償却費、租税公課、保険料、雑費を含む。付加利益は、当該業務を実施する建設工事等を継続的に運営するのに要する費用であって、乙の、前々期、前期、当期の法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等をすべて含むことを確認した。

第8 追加変更工事代金の支払日は、実際に発生した当月の当月末に支払うこととする。また、追加変更工事代金は、令和3年5月12日付工事請負契約書の支払い完了後の支払いとする。ただし、遅延損害金の計算時期は、発生した当月末から計算することで合意した。

第9 甲の使用人の野本順一（野本工務店代表）氏及び島田和幸氏（新日本流通有限会社代表取締役）への、令和3年5月12日付工事請負契約書の金600万円の営業コンサルタント費としてのキックバック費用の支払いは、野本順一氏（野本工務店代表）が、乙に工事を発注して完了して引き渡した、工事期間：令和3年4月5日～令和3年4月15日までの、工事名称：（仮称）ストークマンション福井自転車置場基礎土木工事（工事場所：福井県ストークマンション福井地内）の、乙に未払金の工事代金金8,934,596円と、令和3年5月12日にキックバック費用と相殺することを合意した。

第10 甲と乙とは、令和5月10日付建物賃貸借契約及び借地契約並びに令和3年5月12日付工事請負契約（以下、工事契約という）について初期の情報共有とその機密事項の順守のため、次のとおり機密保持契約を締結する。甲の乙に対する情報提供は、関連情報を甲乙間で共有し、円滑な工事契約締結について共同作業を実施することを目的とする。甲より乙に提供される情報には、文書又は磁気ディスクによるもののほか、口頭等の有体物によるものも含まれる。本契約でいう「機密事項」とは甲および乙が相互に提供するすべてのデータであって、相互に開示若しくは提供されるものをいう。ただし、以下のものを除く。（1）開示以前より公開、または周知であった情報（2）甲より開示を受けたあと、乙の責に帰すべき事情によらずに周知となった情報（3）乙において甲から開示を受ける以前より自社で有していた情報（4）乙において適法な手段で第三者より独自に入手している情報。甲および乙は相互に提供を受けた情報の複写・複製をしてはならない。ただし、事前に書面による了解を甲より得ている場合は、相互に了解した数量に限って複写・複製することができる。乙は、甲より提供を受けた情報を工事の目的以外に使用してはならない。甲および乙は、本契約期間満了時、若しくは期間満了前であっても、以後情報の開示を受け保持する必要がなくなったことを甲乙で確認したことを条件

として、甲および乙が相手から提供を受けた文書、又は磁気ディスクなどの一切の情報媒体物、甲の承諾を受けて乙が作成した複写物・複製物等を甲に返還、若しくは破棄しなければならない。返却および破棄の期限は、上記条件の整ったその日より3年間以内とする。本契約による情報提供期間内又は期間後に、甲および乙が委嘱した第三者が故意又は過失により、又は甲および乙が機密事項を第三者に漏洩した場合、甲および乙は相手方に対し、これにより生じた損害を賠償する義務を負う。また、乙が第三者に漏洩した事実が確認できた場合は、特約条項の内容は無効となることに合意した。本契約の有効期間は2021年5月12日から2024年9月15日までとする。本契約に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決する。本契約に関して万一紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名または捺印の上各1通を保有する。

令和3年5月17日

甲 大阪市港区磯路一丁目4番4号

株式会社OAK彌榮

代表取締役 柏木 良夫



野本 順一



島田 和幸



乙 奈良県天理市杉本町179-17

株式会社 豊

代表取締役 吉田 登志子





甲 第 28 号 証

工事請負契約書(クリンクリンナラ)

【契約概要】

作成日	令和3年5月17日
当事者	債権者(合同会社クリンクリンナラ)・株式会社 OAK 彌榮
内容	躯体解体工事請負契約(アスベスト特約付)
枚数	2 枚

【立証趣旨】

1. アスベスト含有が判明した場合は違約金1億円を支払う旨の特約。
2. 訴外会社がアスベストリスクを契約時点で認識し、これを隠蔽しようとしていた証拠。被保全債権の算定根拠の一部(約1億円)。

【添付書類】

工事請負契約書 全 2 枚

※以下、契約書の写しを添付

工事請負契約書

注文者 株式会社 OAK 彌榮 (以下「甲」という)

請負者 合同会社 クリソクリソナラ (以下「乙」という)

甲と乙は、下記のとおり、解体工事請負契約を締結した。

記

- 1、 甲は、乙に対し、末尾記載の建物の解体工事 (以下「本件工事」という) を注文し、乙はこれを完成することを約定した。
- 2、 前条の請負代金は、金 10,000,000 円 (税込) とし、以下のとおりで支払うものとする。
 - (1) 工事代金 10,000,000 円 (税込) は、本件工事の有価物 (鉄、非鉄) 金 10,000,000 円 (税込) 相当で相対的に相殺することで合意した。
- 3、 本件工事の工期は以下のとおりとする。
着工 契約後から

工事完了 令和 3 年 9 月 15 日
- 4、 特約条項
 - 1、 工事範囲は、躯体コンクリート解体工事並びにコンクリートガラ収集処分までとする。
 - 2、 末尾記載の建物に、本件工事のコンクリートガラに、アスベストが含まれていた場合、違約金として甲は乙に金 100,000,000 円を、令和 3 年 9 月 15 日に支払うことで合意した。
また、遅延損害金は、年 100% で合意した。
 - 3、 その他の事項については甲乙協議の上解決を図る。

以上

【建物の表示】

所在 大阪市中心区島之内二丁目 44 番地乙 1、44 番地乙 6

家屋番号 44 番 6

種類 店舗・共同住宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建

床面積 (㎡) 1 階	218.54
2 階	218.54
3 階	218.54
4 階	182.61
5 階	182.61
6 階	146.67
7 階	14.85
8 階	8.47

以上

本契約成立を証するため、本書 1 通を作成し、乙が保有する。
(必要な場合に限り甲には複写を渡す。)

令和 3 年 5 月 17 日

甲 大阪市港区磯路一丁目 4 番 4 号
株式会社 OAK 彌榮
代表取締役 柏木 良夫



乙 奈良県天理市杉本町 179-17-2F
合同会社 クリソクリンナ
代表社員 吉田 登志子



甲 第 29 号 証

新築工事の特約書

【特約書概要】

作成日	令和3年5月17日
当事者	株式会社 OAK 彌榮・債権者(株式会社豊)
内容	新築工事に関する支払条件等の詳細合意
枚数	2 枚

【立証趣旨】

1. 新築工事に関する支払条件等の詳細合意。
2. 債権者への新築工事発注の基本合意(実印押印あり)。訴外会社と債権者との間の継続的取引関係を立証。

【添付書類】

特約書 全 2 枚

※以下、特約書の写しを添付

特約条項:

- ・ 乙は工事完成の一週間前に甲の事前検査を求め不良箇所がある場合これを補修し、完成検査受けなければならない
- ・ 完成検査後乙は甲に対し工事期間中の写真を添付の上、報告書製本を作成の上提出する
- ・ 乙は甲に対し、公的機関、火災保険、提出用の書面を発行する
- ・ 乙が契約期間内に完成引渡しが出来ない場合、甲は遅滞日数 1 日につき請負代金の 10,000 分の 4 の違約金を請求することができる。
- ・ 甲が支払期日を過ぎても支払わなかった場合乙は遅滞日数の 1 日につき甲の支払うべき金額の 10,000 分の 4 の違約金を請求することができる
- ・ 当事者間で紛争が生じた場合建設工事紛争審査会の斡旋または調停により解決を図る
- ・ その他の事項については甲乙協議の上解決を図る

以上

令和 3 年 5 月 17 日

署名の地所は、大阪府大阪市港区磯路一丁目4番4号の地所である。

株式会社OAK 代表取締役 柏木良夫

乙：奈良県天理市杉本町 179-17

株式会社豊 代表取締役 吉田 登志子

甲 第 30の1 号 証

アスベスト検査結果報告書

(株式会社 OAK 彌榮(野本)提供看板写真)

【報告書概要】

作成日	令和3年3月31日
作成者	エコ京阪カンパニー・株式会社 OAK 彌榮
内容	アスベスト「無検出」との報告書
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 野本順一が債権者に対し「アスベストなし」と説明した根拠とされる検査報告書。
2. しかし、甲16号証の石綿分析結果により実際にはアスベストが含有されていたことが判明しており、当該説明が虚偽であったこと。訴外会社側の詐欺的行為を示す。

【添付書類】

看板写真 全1枚

※以下、写真の写しを添付

'21-03-31 09:15 宛先- エコ京阪カンパニー様 送信元- (株) エルエフ関西 P0001/0001 T-025 U-418

お世話になっております。
エフエフ関西 御中 王様

K10384

2021年3月31日

アスベスト検査結果報告書

株式会社 OAK 蒲栄

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。ただし、本分析の結果は入手した試料の範囲に限定させていただきます。なお、弊社での当報告書の保管は発行から3年です。お客さまの方で大切に保管願います。

記

1. 分析を実施した石綿分析機関

名称	株 エルエフ関西	代表取締役	山本 王明
所在地	〒566-0012 大阪府摂津市庄屋一丁目8番11号 TEL : 06-6170-9875 FAX : 06-6170-9874		
作業環境測定機関登録番号	大阪27-99	環境計量証明事業所番号	大阪第10394号
分析責任者	吉田 卓哉	アスベスト測定機関認定番号(検定分析エキスパートコース)	受審番号1931006号
	山本 王明	日本作業環境測定協会 JS A 1481-2及びJS A 1481-3	Aランク 1811A0074号

2. 試料採取

試料採取者	待込試料	試料採取日	-
-------	------	-------	---

3. 分析を実施した年月日

分析実施日	2021年3月26日	～	2021年3月31日
-------	------------	---	------------

4. 物件名称

物件名称	明和ビル(RC造6階建)
------	--------------

5. 分析結果

試料 No.	試料(建材)名称 採取部位	定性分析結果			定量分析結果		定性分析方法 ^(注1)	別添データ No.
		石綿の 有無	石綿の種類 (注1)	推定アスベスト 含有率(%) ^(注2)	定量分析 の対象	石綿の種類 (注1)	石綿含有 率(%)	
a	外壁塗装材	無	-	無検出	-	-	-	K10384 a
b	床Pタイル	無	-	無検出	-	-	-	K10384 b
c	以下余白							
d								
e								
f								
g								
h								
i								
注1) 石綿の種類は次の記号で記載; Chr:クリンタイル, Amo:アモサイト, Cro:クロソドライト, Tru/Act:トリモライト/アグデノライト, Ant:アンソファイト								
注2) 推定アスベスト含有率はJISA1481-1法において試料の顕微鏡による顕微鏡観察から導いた概数である。基準値の適合状況等の重大な決定を行う場合は定量的方法による試料分析を行うのが妥当である。								
注3) 建材中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法(JISA1481-1:2016),第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法(JIS A 1481-2:2016),第3部:アスベスト含有率のX線回折定量的分析方法(JIS A 1481-3:2014),第4部:安全検査及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法(JISA1481-4:2016)								
※1	-							
※2	-							
【特記】								

甲 第 30の2 号 証

請求書受取拒否通知

(柏木・野本・島田3名分)

【通知概要】

作成日	令和7年6月26日～7月1日
発信者	OAK 彌榮・野本順一・島田和幸
内容	請求書の受取拒否
枚数	6枚

【立証趣旨】

- 1.【隠匿意思の決定的証拠】債権者からの請求書に対し、柏木良夫(訴外会社代表取締役)、野本順一(野本工務店)、島田和幸(新日本流通)の3名が同一理由で受取拒否した事実。
2. 3者が共謀して債務を免れようとしている証拠。「受取拒否」の後に「換金(土地売却)」している以上、返済目的ではなく隠匿目的であることは明白。

【添付書類】

受取拒否通知 全6枚

※以下、通知の写しを添付

* 追跡番号 * (郵便物貼付用)
③3390-2024-4334
配達日 6/28 12:42 保管期限 7/5

6 3 2 0 0



お届け先

To



おところ:
Address

奈良県天理市杉本

おなまえ:
Name

179番地 17萬玉組様

株式会社豊

電話番号:
Telephone Number

()

おところ:
Address

□□□□□□

ご依頼主

From

おなまえ:
Name

〒552-0003 大阪市港区磯路1丁目4番4号

株式会社 OAK 彌榮

代表取締役 柏木良夫

電話番号:
Telephone Number

()

品名: Description
of contents

品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。
Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

現金を送ることはできません。

「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。

最寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。

Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

書類

☐ リチウム電池なし ☐ 高压ガスなし

ご利用方法

1 あて名書き



シールでもOK

2 封入



切手不要

3 保管用シールをはがす



ご依頼主様が保管

4 投かん・差出し



郵便窓口のご利用も可

はがして差出し

ご依頼主様保管用
Sender To Retain

シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。

配達状況お問い合わせ

インターネット: <https://www.post.jp>

固定電話から: 0120-23-28-86

携帯電話から: 0570-046-666

このシールがはがれているものはお引受けできません。
Cannot be used if the barcode label is missing.

ご依頼主様
Attache

305

株式会社 豊 様

お送りいただいた「請求書」に関して受領拒否
します。

送り返させていただきます。

令和7年6月26日

大阪市港区磯路1丁目4-4

株式会社OAK 彌榮

代表取締役 柏木良夫

0320078

77
TO
日本郵便

お届け先
To
↑

おところ:
Address
奈良県天理市杉本町179番地17

おなまえ:
Name
萬玉組様方(株)豊御中

電話番号:
Telephone Number
080 (2531) 8261

ご依頼主
From

おところ:
Address
5270002

おなまえ:
Name
加藤 順一様

電話番号:
Telephone Number
090 (1674) 5254

品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。
Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

現金を送ることはできません。
「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。
最寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。
Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

☐ リチウム電池なし ☐ 高圧ガスなし ☐ 引火性液体なし

- ご利用方法
- 1 あて名書き
シールでもOK
 - 2 封入
切手不要
 - 3 保管用シールをはがす
ご依頼主様が保管
 - 4 投かん
郵便窓口のご利用も可
 - 5

はがして差出し

0120-23-28-86 <https://www.post.japanpost.jp>
日本郵便 Web ページはこちら 郵便番号 5270002

はがす

LPライト お問い合わせ番号 2385-5742-5610

ご依頼主様保管用
Sender To Retain
シール2枚の番号により、追跡サービスをご利用
配達状況お問い合わせ
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp>
固定電話から: 0120-23-28-86
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用
バーコード
For JAPAN POST Use Only

2385-5742-5610

ご注意
Attention

3 厚さ **cm**まで Max Thickness of 3 cm
内容品をレターパックライト封筒に封入した状態で、

4 重さ **kg**まで

② 2385-5742-5610
郵便番号
211:49 保管期限 7/8

② 2385-5742-5610
郵便番号
211:15 保管期限 7/8

307

6/30
日

書類

受け取れました。



7
10
日市健順

大阪府東淀川区
7.6.30
8-12

おとこころ
Address

〒632-0078

奈良県天理市杉本町179番17

おなまえ
Name

萬玉組 気付

電話番号
Telephone

株式会社 豊 御中

おとこころ
Address

□□□□□□

ご依頼主

From

おなまえ
Name

〒540-0026 大阪市中央区徳井町2-2-11

ライオンズマンション東本町第三A-3F

新日本流通有限会社

TEL 06-6910-8860

電話番号

Telephone Number

()

品名・Description
of contents

品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。
Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

現金を送ることはできません。

「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。

趣寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。

Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

□リチウム電池なし □高圧ガスなし □引火性液体なし

ご利用方法

1 あて名書き



シールでもOK

2 封入



切手不要

3 保管用シールをはがす



ご依頼主様が保管

4 投かん



郵便窓口のご利用も可

5 配達



はがして差出し

ご依頼主様保管

Sender To Retain

シール2枚の番号により、追跡サービス

配達状況お問い合わせ

インターネット: <https://www.post.japan.go.jp>

固定電話から: 0120-23-28-86

携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用
バーコード
For JAPAN POST Use Only



2385-7746-8021

ご注意
Attention

厚さ
3cmまで Max Thickness
of 3 cm

重さ
4kgまで

内容品をレターパックライト封筒に封入した状態で、
厚さ3cmを超えるものまたは重さ4kgを超えるものは、お引受けできません。

309

書類送付のご案内

新日本流通有限会社

[illegible]

甲 第 30の3の1 号 証

着手金200万円請求書

【請求書概要】

作成日	令和3年5月17日
作成者	債権者(株式会社豊)
請求先	株式会社 OAK 彌榮
金額	200万円(税込)
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 工事請負契約に基づく着手金200万円の請求。
2. 契約金額2,420万円のうち契約時支払分として請求された事実。被保全債権の基礎となる契約関係の存在を立証。

【添付書類】

請求書 全1枚

※以下、請求書の写しを添付

甲 第 30の3の2 号 証

着手金200万円領収書

【領収書概要】

作成日	令和3年5月17日
発行者	債権者(株式会社豊)
受領者	株式会社 OAK 彌榮
金額	200万円
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 訴外会社が着手金200万円を実際に支払った事実。
2. 契約が成立し、履行が開始されたことの証明。訴外会社が債権者との契約関係を認識していたことの客観的証拠。

【添付書類】

領収書 全1枚

※以下、領収書の写しを添付

領収証 株式会社 OAK 彌榮 様

金額

金 2,000,000 也

但 工事請負契約代金(契約時分)として

令和3年 5月 17日 上記正に領収いたしました

内 記

消費税額等(%)

〒632-0078 奈良県天理市杉本町179-17

株式会社

TEL 06-6886-0641(代表)



甲第 16 号証

甲第 34 号証

甲 第 30の4の1 号 証

中間金1,000万円請求書

【請求書概要】

作成日	令和3年7月13日
作成者	債権者(株式会社豊)
請求先	株式会社 OAK 彌榮
金額	1,000万円(税込)
支払期限	令和3年7月15日
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 4階まで解体工事完了に伴う中間金1,000万円の請求。
2. 支払期限は令和3年7月15日と明記されていること。訴外会社が支払期限までに中間金を支払わなかった債務不履行の事実。

【添付書類】

請求書 全1枚

※以下、請求書の写しを添付

甲 第 30の4の2 号 証

中間金請求メール

【メール概要】

送信日	令和3年7月13日
送信者	債権者(株式会社豊)
宛先	株式会社 OAK 彌榮
内容	中間金請求書の送付
枚数	1枚

【立証趣旨】

1. 中間金請求書をメールで送付した事実。
2. 訴外会社が請求を受領したにもかかわらず、令和3年7月15日期限の支払いを行わなかったこと。
3. 令和3年7月16日の事故発生直前の支払拒否であり、事故後の支払い免脱の意図を推認させる。

【添付書類】

メール画面 全1枚

※以下、メールの写しを添付

www.sarivoshida26@gmail.com

領区域 (契約下)

✉ shimada.s.hon@es.ocn.ne.jp

08-09-2007 15:40 東京証券取引所

RG-6 玻璃钢夹砂管 皇之内.pdf

請來電 預約時分3-5LX、RCO及修理部工作(區)部

PDF

22

生息地

PDF 197 KB

國立臺灣大學圖書館藏

各州府

1. 2019年12月31日
 2. 2020年12月31日
 3. 2021年12月31日
 4. 2022年12月31日
 5. 2023年12月31日
 6. 2024年12月31日
 7. 2025年12月31日
 8. 2026年12月31日
 9. 2027年12月31日
 10. 2028年12月31日
 11. 2029年12月31日
 12. 2030年12月31日
 13. 2031年12月31日
 14. 2032年12月31日
 15. 2033年12月31日
 16. 2034年12月31日
 17. 2035年12月31日
 18. 2036年12月31日
 19. 2037年12月31日
 20. 2038年12月31日
 21. 2039年12月31日
 22. 2040年12月31日
 23. 2041年12月31日
 24. 2042年12月31日
 25. 2043年12月31日
 26. 2044年12月31日
 27. 2045年12月31日
 28. 2046年12月31日
 29. 2047年12月31日
 30. 2048年12月31日
 31. 2049年12月31日
 32. 2050年12月31日
 33. 2051年12月31日
 34. 2052年12月31日
 35. 2053年12月31日
 36. 2054年12月31日
 37. 2055年12月31日
 38. 2056年12月31日
 39. 2057年12月31日
 40. 2058年12月31日
 41. 2059年12月31日
 42. 2060年12月31日
 43. 2061年12月31日
 44. 2062年12月31日
 45. 2063年12月31日
 46. 2064年12月31日
 47. 2065年12月31日
 48. 2066年12月31日
 49. 2067年12月31日
 50. 2068年12月31日
 51. 2069年12月31日
 52. 2070年12月31日
 53. 2071年12月31日
 54. 2072年12月31日
 55. 2073年12月31日
 56. 2074年12月31日
 57. 2075年12月31日
 58. 2076年12月31日
 59. 2077年12月31日
 60. 2078年12月31日
 61. 2079年12月31日
 62. 2080年12月31日
 63. 2081年12月31日
 64. 2082年12月31日
 65. 2083年12月31日
 66. 2084年12月31日
 67. 2085年12月31日
 68. 2086年12月31日
 69. 2087年12月31日
 70. 2088年12月31日
 71. 2089年12月31日
 72. 2090年12月31日
 73. 2091年12月31日
 74. 2092年12月31日
 75. 2093年12月31日
 76. 2094年12月31日
 77. 2095年12月31日
 78. 2096年12月31日
 79. 2097年12月31日
 80. 2098年12月31日
 81. 2099年12月31日
 82. 2100年12月31日
 83. 2101年12月31日
 84. 2102年12月31日
 85. 2103年12月31日
 86. 2104年12月31日
 87. 2105年12月31日
 88. 2106年12月31日
 89. 2107年12月31日
 90. 2108年12月31日
 91. 2109年12月31日
 92. 2110年12月31日
 93. 2111年12月31日
 94. 2112年12月31日
 95. 2113年12月31日
 96. 2114年12月31日
 97. 2115年12月31日
 98. 2116年12月31日
 99. 2117年12月31日
 100. 2118年12月31日
 101. 2119年12月31日
 102. 2120年12月31日
 103. 2121年12月31日
 104. 2122年12月31日
 105. 2123年12月31日
 106. 2124年12月31日
 107. 2125年12月31日
 108. 2126年12月31日
 109. 2127年12月31日
 110. 2128年12月31日
 111. 2129年12月31日
 112. 2130年12月31日
 113. 2131年12月31日
 114. 2132年12月31日
 115. 2133年12月31日
 116. 2134年12月31日
 117. 2135年12月31日
 118. 2136年12月31日
 119. 2137年12月31日
 120. 2138年12月31日
 121. 2139年12月31日
 122. 2140年12月31日
 123. 2141年12月31日
 124. 2142年12月31日
 125. 2143年12月31日
 126. 2144年12月31日
 127. 2145年12月31日
 128. 2146年12月31日
 129. 2147年12月31日
 130. 2148年12月31日
 131. 2149年12月31日
 132. 2150年12月31日
 133. 2151年12月31日
 134. 2152年12月31日
 135. 2153年12月31日
 136. 2154年12月31日
 137. 2155年12月31日
 138. 2156年12月31日
 139. 2157年12月31日
 140. 2158年12月31日
 141. 2159年12月31日
 142. 2160年12月31日
 143. 2161年12月31日
 144. 2162年12月31日
 145. 2163年12月31日
 146. 2164年12月31日
 147. 2165年12月31日
 148. 2166年12月31日
 149. 2167年12月31日
 150. 2168年12月31日
 151. 2169年12月31日
 152. 2170年12月31日
 153. 2171年12月31日
 154. 2172年12月31日
 155. 2173年12月31日
 156. 2174年12月31日
 157. 2175年12月31日
 158. 2176年12月31日
 159. 2177年12月31日
 160. 2178年12月31日
 161. 2179年12月31日
 162. 2180年12月31日
 163. 2181年12月31日
 164. 2182年12月31日
 165. 2183年12月31日
 166. 2184年12月31日
 167. 2185年12月31日
 168. 2186年12月31日
 169. 2187年12月31日
 170. 2188年12月31日
 171. 2189年12月31日
 172. 2190年12月31日
 173. 2191年12月31日
 174. 2192年12月31日
 175. 2193年12月31日
 176. 2194年12月31日
 177. 2195年12月31日
 178. 2196年12月31日
 179. 2197年12月31日
 180. 2198年12月31日
 181. 2199年12月31日
 182. 2200年12月31日
 183. 2201年12月31日
 184. 2202年12月31日
 185. 2203年12月31日
 186. 2204年12月31日
 187. 2205年12月31日
 188. 2206年12月31日
 189. 2207年12月31日
 190. 2208年12月31日
 191. 2209年12月31日
 192. 2210年12月31日
 193. 2211年12月31日
 194. 2212年12月31日
 195. 2213年12月31日
 196. 2214年12月31日
 197. 2215年12月31日
 198. 2216年12月31日
 199. 2217年12月31日
 200. 2218年12月31日

倒叶
二
新
版

田和

000-12779-2346